

第七十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第十八号

昭和五十年五月二十八日(水曜日)
午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 山村新治郎君

理事 塩川正十郎君 理事 田中 六助君

理事 萩原 幸雄君 理事 前田治一郎君

理事 武藤 嘉文君 理事 佐野 進君

理事 中村 重光君 理事 神崎 敏雄君

理事 天野 公義君 理事 稲村佐四郎君

理事 内田 常雄君 理事 浦野 幸男君

理事 小川 平二君 理事 近藤 鉄雄君

理事 塩崎 潤君 理事 菅波 茂君

理事 谷川 和穂君 理事 橋口 隆君

理事 八田 貞義君 理事 林 義郎君

理事 深谷 隆司君 理事 藤井 勝志君

理事 森下 元晴君 理事 山崎 拓君

理事 石野 久男君 理事 板川 正吾君

理事 加藤 清政君 理事 加藤 清二君

理事 勝澤 芳雄君 理事 上坂 昇君

理事 竹村 幸雄君 理事 渡辺 三郎君

理事 野間 友一君 理事 米原 昶君

理事 近江已記夫君 理事 松尾 信人君

理事 玉置 一徳君 理事 宮田 早苗君

出席國務大臣 通商産業大臣 河本 敏夫君

出席府府委員 外務省条約局外 務参事官 伊達 宗起君

特許庁長官 齋藤 英雄君

特許庁特許技監 大谷幸太郎君

特許庁総務部長 三枝 英夫君

特許庁審査第一 部長 土谷 直敏君

中小企業庁指導 部長 河村 捷郎君

委員外の出席者 参議院議員 中尾 辰義君

外務省国際連合 局専門機関課長 市岡 克博君
通商産業省機械 情報産業局電子 機器電機課長 鈴木 健君
商工委員会調査 室長 藤沼 六郎君

委員の異動

五月二十八日

補欠選任

越智 通雄君 菅波 茂君

柏谷 茂君 林 義郎君

小山 省二君 谷川 和穂君

竹村 幸雄君 石野 久男君

同日 補欠選任

菅波 茂君 越智 通雄君

谷川 和穂君 小山 省二君

林 義郎君 柏谷 茂君

石野 久男君 竹村 幸雄君

本日の会議に付した案件

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(桑名義治君外一名提出、参法第二〇号(予))
特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三三号(参議院送付))

○山村委員長 これより会議を開きます。

去る二十六日、予備審査のため本委員会に付託されました参議院議員桑名義治君外一名提出の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。発議者参議院議員中尾辰義君。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○中尾参議院議員 ただいま議題となりました私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

現行独占禁止法の究極的目的は、国民経済の民主化と一般消費者の利益を確保することであり、す。しかし、この目的を貫徹するためには、現行独占禁止法の規定する政策手段は余りにも無力であるという経験的事実を示している現状にあります。巨大企業の管理価格、カルテル等による物価の高騰、買い占め、売り惜しみ、商社の投機行為等の現実は、今日の経済体制そのものの矛盾を端的に示しているものと言わざるを得ません。

今日の経済体制の基本的特色は巨大企業支配体制であります。この経済体制は人間軽視の成長第一主義により形成されたものであります。高度経済成長こそが国民の福祉を約束すると言われながら、現実は巨大企業支配体制を形成し、福祉を妨げる結果を招くに至りました。現行独占禁止法は、直接的には市場機構の機能を最大限に発揮し、経済的効率を達成しようとするものでありますが、寡占体制下において競争秩序が崩れつつある状況下では、失われた市場機能の回復に努めるとともに、市場機能の回復が困難な領域に新しい経済の公正さを求め、消費者主権の確立を図らなければなりません。巨大企業体制のもとでは、市場機構は、十分な機能を発揮するものではなく、経済的効率を達成することなく、国民の福祉を実現するものでもありません。競争秩序の崩れ去った巨大企

業体制下では、独占禁止政策は、競争秩序の回復によって経済的効率と経済的公正を実現すると同時に、市場欠陥の状況下での経済的公正を実現するための新しい政策手段を持たなければなりません。

公明党は、責任ある自由な経済活動と、その成果の公正な分配を保障する経済体制を確立するために、現行独占禁止法の目的が経済的効率と同時に経済的公正を実現し、福祉経済体制の確立に向けられなければならないと確信するものであります。市場機構が機能しなくなった巨大企業体制下では、管理価格に挑戦するため、価格構成、経理内容の公表の実現を図る必要があります。

この改正法案は、このような観点から独占禁止政策を経済的効率と経済的公正を実現し、巨大企業体制の矛盾を克服して、真の経済民主主義を確立しようとするために提案されたものであります。

次に、この法律案の主な内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、カルテル規制の実質的效果を確保するために、公正取引委員会にカルテル規制措置として価格引き下げ命令をする権限を与えることとしています。

現行独占禁止法によってカルテルを破棄させても、価格引き下げ効果を伴わず、カルテル等の規制効果が国民の強い不満が示されている現状にあります。そこで、カルテル等の違法行為に基づいて形成された価格引き上げの状態を排除するために、必要に応じて六カ月の範囲内で違法行為のなされる直前の価格を超えて販売してはならない旨を命ずることができるとしてあります。また、経済事情の著しい変動によって違法行為のなされる直前の価格に引き下げさせることが実情に適さなくなった場合には、修正することもできるとしてあります。

他方、カルテルを行った取引段階において、価

格引き下げ効果が生じているにもかかわらず、なお他の取引段階において価格引き下げ効果が生じていない場合には、それら取引段階の者に對しても公正取引委員会が価格引き下げを命ずることができるようになり、さらに都道府県知事もその価格引き下げの指示をすることができるようになることにより、価格引き下げ効果を各取引段階ごとに浸透させるよう万全の体制を整備することとした。また、この都道府県知事への権限の付与は、不当景品類及び不当表示防止法の例にならって策定されたものであります。

第二に、現行独占禁止法の最大の欠陥とされてきた管理価格問題に對し、有効適切な規制措置をとることとしています。現行独占禁止法はいわゆる管理価格に對して、有効な規制手段を持っていません。國民が長期にわたってその有効な規制措置を求めてきたものであります。そこで、価格支配力を持ち、不当な高価格が長期にわたり維持され、一般消費者の利益を不当に害するに認める場合には、公正取引委員会がまず当該事業者に對し原価構成、経理内容の公表等の措置を命ずることとし、それでもなお価格、利益率が不当に高い場合には、当該商品の販売価格を公正取引委員会の認可とすることとし、価格の直接規制を実施する可能性を開いたものであります。

しかし、カルテルと管理価格とを区別することは決して容易ではなく、また安易に管理価格であるとして価格の直接規制をすることは決して望ましいものではありません。最近の物価高騰の一要因がカルテルにあることは明白であり、積極的にカルテル規制を行う必要があることは言うまでもないところであります。そのためには、巧妙に証拠を隠滅する事業者に挑戰するために経済的証拠等の状況証拠の活用をすべきことが、本法運用の重要な核心といわなければなりません。

第三に、管理価格を形成する市場構造を變革するため、市場支配力そのものを排除するいわゆる企業分割等の措置をとることとしたしました。具体的には、事業者が市場支配力を持つてい

ると認められる場合には、公正取引委員会の定める排除基準に従って、企業分割等の事業再編成計画を定めさせ、その実施を命ずることができるようになることにより、市場支配力そのものを分割して、競争的市場構造に變える措置を講ずることとしたしました。

企業分割は慎重を要するとは言うまでもなく、そのため市場支配力の存否の認定は、審判手続によることとしたのであります。

第四に、株式保有制限の規制を強化することとした。

現行法では、会社間の株式保有は競争制限の蓋然性がある場合に禁止されているのですが、コングロマリットの巨大企業が多数存在し、かつ株式所有による流通支配、系列支配体制の確立しつつある現状にかんがみ、新たに、競争関係の有無を問わず会社間の株式取得保有によって競争制限の可能性のある場合は、すべてこれを禁止することとし、株式取得による企業集中規制政策を一層強化することとしたしました。

他方、財閥解体後、わが国経済は巨大な金融機関を中心企業集團化が進展し、金融支配体制が確立した現状にかんがみ、金融機関の株式保有制限の枠を現行の発行済み株式総数の一〇%から五%に変更し、これを厳しく規制することとしたしました。

第五に、合併規制の強化を図ることとしたしました。合併による新日鉄の出現によって國民は経験的事実として合併規制の強化が必要であることを痛感しています。合併規制基準についても、株式保有制限の基準と同様に、競争制限の可能性のある場合には、これをすべて禁止することとしたしたのであります。

第六に、総合商社の持ち株制限をすることとしたしました。

総合商社が巨大な資金力を持ち、株式所有による企業集團の威力をほしいままに駆使し、投機行為、買い占め、系列企業への圧迫など数多くの許しがたい行為を繰り返しています。かかる実情を

是正するためには、金融機関と同様に株式保有の制限の枠を五%とし、これを厳しく規制することにより、総合商社の株式保有による支配体制を打破することとしたしました。

第七に、再販売価格維持行為はいわば縦のカルテルであり、流通段階の競争を失わせ、物価上昇の一因といえるため、著作物を除きこれをすべて禁止することとし、さらにカルテルと同様の制裁を課すことにより、その制限を強化することとしたしました。

第八に、価格協定に對しても、緊急停止命令を出せるよう明文化し、価格協定によって一般消費者が回復しがたい不利益をこうむらないよう法改正を行うこととしたしました。今日まで、価格協定に對しては、緊急停止命令を申し立てることができないとされてきましたが、価格協定によって受ける需要者、一般消費者の不利益は償うことができず、そのため一般消費者等に對する著しい損失を避けるためにも、緊急停止命令を出させるようにいたしましたのであります。

第九に、不況カルテルに關する適用除外要件を厳格にし、認可に当たって國民の監視体制を強化することとしたしました。

景気循環的不況カルテルを認めているのは、先進工業国の中ではわが国だけであるといわれ、これが物価上昇の一因となってきたことは鉄鋼の不況カルテルにより証明されているところであり、現行法の不況カルテルの認可要件を「長期にわたりその平均生産費を下回り、かつ、当該事業者の事業の継続が著しく困難となる」場合にだけ認めるよう改正し、かつ、その商品の価格構成とその経理内容を公表することとしたしました。

第十に、独占禁止法違反者に對する制裁措置を厳格化し、これを強化することとしたしました。

現代の経済社会における最も巧妙にして悪質な犯罪は、独占禁止法違反行為であると言つても過言ではありません。数多くの違反行為を繰り返す企業の少なくない実情にかんがみ、その制裁措置を厳しくする必要のあることは國民の声という

べきものであります。

そのため、行政措置として、公正取引委員会が課徴金の納付の命令を出せるようにし、かつ刑罰規定も私的独占、カルテルを行った者に對しては、十年以下の懲役または五百万円以下の罰金とし、再販売価格維持行為を行った者に對しては、三年以下の懲役または二百万円以下の罰金に処することとしたしました。また、監督者をも処罰することとしたしたのであります。

他方、刑事告発を容易ならしめるため、一般消費者にもその道を開くこととしたしました。

第十一に、独占禁止法の運用に民意を反映させるため、学識経験者、一般消費者により構成される公正取引調査会を設置し、独占禁止法の運用等について意見を述べる制度を確立することとしたしました。

以上が本改正法案の主な内容であります。

この改正法案を運用するためには、公正取引委員会及びその事務局が抜本的に強化されなければなりません。また、独占禁止法違反行為による民事損害賠償制度についても、集團訴訟制度の確立が急務であります。消費者訴訟制度は公害訴訟等を含め、新しい民事訴訟制度の確立を志向しなければならぬと考えますので、本改正法案には含めなかったものであります。

独占禁止法制定以来、今日まで、独占禁止政策弱体化の改正だけが行われてきました。物価問題の緊急な解決だけではなく、巨大企業体制下における経済民主主義のあり方そのものが問われている今日、独占禁止政策強化の本改正法案につき、何とぞ慎重に御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○山村委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○山村委員長 次に、参議院から送付されました内閣提出、特許法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。勝澤芳雄君。

○勝澤委員 工業所有権制度の国際化の進展について伺いたいと思いますが、工業所有権制度は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基礎を置いて、国際性格の強い制度であることは周知のとおりであり、最近の工業所有権制度をめぐる国際協調の動きは非常に活発化しているようであり、世界的な所有権機関の設立、特許協力条約、商標登録条約等の成立等もまことに目覚ましいものがあります。今回の法律の改正の主要な目的の中にも、このような工業所有権制度の国際化の進展に対処することが含まれているようであり、まず工業所有権制度をめぐる最近の国際的な動向について伺いをいたします。

○齋藤(英)政府委員 お答えいたします。

いま先生からお話ございましたように、工業所有権の国際関係につきましては、日本は一八九九年パリ条約に加盟をいたしました、以後それに沿って国際化、技術交流に対処いたしてまいりました。最近、特に経済の国際化、技術交流が非常に進んでまいりまして、かつ技術情報量の多いはその密度というものが非常に濃くなつてまいりました。貿易の量が非常に多くなつたことも言うまでもございません。そういう情勢に対処いたしまして、工業所有権関係におきましても、昨年の十二月にございました臨時国会では、パリ条約のストックホルム改正につきまして、あるいはWIPO、世界的な所有権機関の設立の条約に際しまして国会の御承認をいただいた次第でございます。したがって、現在の工業所有権の国際問題につきましては、WIPOと申しますか、世界的な所有権機関を中心に展開いたしておるわけでございます。

それから、そのWIPOはジュネーブにございますが、そこで各種の会議が絶えず開かれて、いろいろ世界共通の問題につきまして議論しておるわけでございますが、その中で特に顕著に見られ

ますのは、まず特許協力条約でございます。これは先ほどお話もございましたように、一九七〇年、昭和四十五年の六月に締結をされまして、わが国も署名を行っております。したがって、これは将来、一九七八年ごろと一応予想されておりますが、そのころに条約が発効するのではあるまいかというふうな考えておりまして、私もこの間に即応するようにいろいろ努力をいたしておるわけでございます。

第二番目は、商標登録条約でございます。いわゆるTRTと言われているものでございます。これは一九七三年、すなわち昭和四十八年にウィーンで締結をされたものでございまして、国際登録を行いまして、これを一定の条件のもとに各国の国内登録と同一の効果を持たせるような、そういう内容を持った条約でございますが、わが国は各種の問題等を控えておりますので、現在まだ署名いたしておりませんが、いずれ商標登録条約が発効の時に、それに間に合うように国内体制も整備いたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

第三番目は、国際特許分類協定というのがございます。いわゆるIPCと略称いたしておりますが、特許分類を国際的に統一して、世界各国の特許関係の文庫を統一的に分類し、整理するといふふうなことでございまして、一九七一年、すなわち昭和四十六年にこれは締結をされまして、わが国も署名を行っております。これは本年の秋十月ごろ効力を発生するということが一応予定をされておるわけでございます。

なおこれ以外に、昨日も御質問がございましたが、開発途上国をめぐる一連の動きがございまして、UNCTADを中心とした動きがございまして、WIPOを中心とした動きもございまして、あるいはPCTを中心とした動きもございまして、いろいろな動きがございまして、パリ条約につきましても開発途上国等の意見も考慮に入れた上の改正の会議が開かれつつございます。本年の二月に実はパリ条約改正の第一回の会議が開かれたというふうなことでございまして、将来こういう問題はますます国際的な関

係の密接さを加えてくるというふうに思われますので、私もそれに対処するように努力をするつもりでございます。

○勝澤委員 わが国の国際化への対応の仕方でありまして、いつもお聞きがきみで、昨年の臨時国会のストックホルム改正パリ条約に際しても、すでに一九六七年に成立しておいたものでありまして、こういうように国際交流が盛んになっている時代に、わが国の国際化への対応がなされているというところは国際的にも大変問題があると思うのですが、一体なぜおそれているのでしょうか。その理由あるいは今後それについてどう対処していくのか、そういう点について伺います。

○齋藤(英)政府委員 一九六七年にパリ条約のストックホルム改正が署名をされましたこと、お話しのとおりでございますが、わが国はこれに対応する各種の施策、内容をいろいろ検討してまいりました。したがって、たまたまその当時特許関係におきましては、今回御審議をいたしております物質特許あるいは多項特許の問題につきまして小委員会が進行しておる最中でありまして、そういう関係と、それから商標関係につきましても審議が進められておる状況でございましたので、これをあわせまして国内法の整備が行われなければやがてパリ条約について国会の御承認をいただくというわけにもなかなかまいりません。したがって、それらをあわせまして今改正案の中に実は盛りまして、法律の御承認をお願いしておるわけでございます。したがって、国内法の整備ということもございまして、その辺の問題で国会の御承認ということとを提案する時期が多少おくれたというのが実情でございます。

それから、今後の問題でございますが、私も先ほど申し上げましたように、PCTにつきましましては一九七八年ごろ大体発効条件を満たすのではあるまいかと考えられます。したがって、それに間に合うように国内の審査体制あるいは書類の整備体制というものを、年次計画をつくりまし

て現在進めておる次第でございます。それから、国際特許分類、いわゆるIPC協定につきましまして、すでに私どもの方の公開公報、公告公報には国際特許分類が付与されております。したがって、これはその体制が整っております。したがって、これはできるだけ早い機会に国会の御承認をいただくように私も関係各省と協議をしております。

それから、TRT、商標登録条約につきましましては、いわゆるPCTの発効よりもさらに早くおくれるであろうというのが一般的な国際的な観測でございます。したがって、これは一、二年でございまして、あるいはもう少し早くおくれますが、各国の動向を見ないとわかりませんが、そういうこともございまして、やはりそれに間に合うように国内の体制を整えたい。その国内の体制を整えます一環といたしまして、今回の法律改正の御審議もお願ひしておる次第でございます。

○勝澤委員 次に、特許行政の現状について伺いたしますが、わが国の工業所有権制度も発足以来九十年を迎えると言われておりますが、近年出願件数が非常に増加したためにその処理が一般に長期間を要していることから、迅速な処理をしてもらいたいという要望が強いわけでござい

ます。そこで、特許、実用新案、意匠及び商標の出願とその処理の状況はどういうふうになっているのかという点、そしてなお、出願してから権利がもたらえるまでに何年かかるというのでは、こういう技術革新が激しく商品のライフサイクルが短くなっている時代の国民の要望にこたえられないと考えられるので、特許庁はこれまでにこれらの出願の処理の迅速化のためにどのような措置を講じてきたのか、こういう二つの点について伺います。

○齋藤(英)政府委員 最初に御質問ございましたのは、現在の出願状況及びその処理状況あるいは処理期間の問題、これはどうであらうか、こういう御質問でございます。

特許、実用新案につきましては、四十五年度から四十九年度まででございますが、出願の伸びを平均いたしますと、おおむね六・三％でございます。昭和四十九年度におきましては、出願の総数は三十一万六千余でございます。そのうち、四十六年一月一日から新審査請求制度になりましたが、審査請求がありましたものは、四十九年度中では約十四万件でございます。

それで、未処理案件というのは、四十九年度末で五十三万件でございます。これは四十五年当時八十三万二千件程度ございました。それが四十九年度末では五十三万というふうに約三十万程度減少しておりますのが現状でございます。

これに要します要処理期間でございますが、どのくらいかかるかということでございますが、これは昨日もお話し申し上げたのでございますが、私も一つの目安といたしまして、未処理案件を分母といたしまして当該年度の処理件数を分子にいたしまして、それで割ったものを一必要処理期間と俗称しております。そういうことでお答えをいたしますと、四十九年度は二十年十月というふうに相なるわけでございます。これは必ずしも実際の平均の処理期間をあらわしたものではありませんけれども、一応のメルクマールとしてはそういうことでございます。

それから二番目に、意匠でございますが、意匠は、四十五年度から四十九年度までの過去五年間の平均の伸びは二・五％でございます。四十九年度について申し上げますと、出願が約四万七千五百件余、処理が五万二千八百件余でございます。未処理案件が十一万六千件余でございます。

それで、先ほど申し上げました要処理期間、そういう意味の要処理期間でございますが、それで申し上げますと、二年二カ月ということになっております。これは四十七年度におきましては二年十カ月程度でございます。未処理案件がおおむね十二万三千件余でございますが、四十九年度はそれが先ほど申し上げましたように十一万六千であり、要処理期間が二年二カ月である、こう

いう現状でございます。

三番目に商標でございますが、商標につきましては、過去五年間、先ほど同じ年度でございますが、過去五カ年間に六・六％の伸び率でございます。それで、これを四十九年度について申し上げますと、出願の総数は十六万一千七百件でございます。そして、当該年度で処理をいたしました件数が十四万件余でございます。未処理案件は五万二千件余でございます。これに要します先ほどの要処理期間と俗称しておりますものは、三年七カ月ということでございます。

以上が出願なり処理の現状でございます。それに対して、それでは特許庁がどういうことをやったか、こういうことでございますが、私どもの方で第一に考えまして処理をいたしましたのは、何といたしまして審査の処理は審査官の数によりまして左右されるものでございます。たとえば特許、実用新案について申し上げますと、昭和四十七年度におきまして審査官の数は八百二十二人でございましたが、昭和四十九年度は八百七十八人、五十年度に至りまして八百八十八人程度に相なるかと思ひますが、人員の増加に努めているわけでございます。以下意匠、商標ともでございますが、審査官の増員ということでございます。

それから二番目に、私どもが考えておりますのは、これは出願から審査あるいは公報に出る、公告して最後に登録するという一連のものがございまして、当然これは事務系職員が増員ということも私どもは力を入れて考えざるを得ない、こういうことでございまして、昭和五十年年度におきましては、おおむね三十名程度の事務系職員の増員を図っておるということでございます。

以上が人員の点でございますが、予算関係につきましては、私どもは出願から最後の登録に至りますまでの間に、単純業務につきましてはコンピュータを入れて機械化をするということを考えておまして、出願段階なりあるいは商標の審査段階ではある程度の段階まで進んできております。

そういうふうなことをいろいろ努力をいたしまして審査期間を短縮いたそうと考えておりますが、何分それだけではいまだ十分でないというところがございますし、特に商標の出願が非常に多いということも考えまして今回の法律の改正もお願いをいたしておる、こういう次第でございます。

○勝澤委員 事務の効率化なり機械化なりについてもいろいろ努力をされておるようでありますけれども、法案審議のたびに言われておる問題で、特許庁の庁舎が二つに分かれておる、早く一つにして能率を向上させるべきだという話がありますけれども、これは大体いつ一緒になって能率あるいは環境の整備がされるのですか。

それから、もう一つの問題は、これも法案審議のたびに言われ、このたび参議院の附帯決議にも出されておりますけれども、審査官あるいは審判官等の待遇の改善あるいは研修の強化、こういうような問題でありますけれども、この二つの問題についての取り組みはどうなっておるかという点について伺いたいと思います。

○齋藤(英)政府委員 庁舎の問題につきましては、まことに遺憾ながら現在特許庁の本庁舎と通産省の本館というふうに二分されていることはお話しのとおりでございます。これがためにいろいろ非常に不便な点がございます。したがって、私どもは、これは建設省の予算に計上されておりますが、四十八年以降毎年いろいろ予算要求をいたしたいのでございますけれども、当時の経済環境等によりましていまだ実現するに至っておりません。これは現在通産省の本館につきまして第三期工事が行われる、こういう予算要求をしておるわけでございますけれども、私どもは現在の環境状況は決してよくないと考えますので、これをできるだけ早く統合するように予算関係につきまして努力をいたしたいと思ひます。今後、私どもこの統合は非常に熱望しておりますので、できるだけ早く実現するように関係方面に強力に働きかけたい、こういうふうに思っております。

それから、審査官、審判官の待遇の問題でございますが、これは一つは職員の環境の整備の問題でございます。これは、環境整備は過去三年、四年ぐらいに比べまして予算にして三倍ぐらゐの予算を私どもの方は獲得をいたして整備に努めております。それからなお、その上に、審査官、審判官、これは一般職員もそうでございますけれども、いわゆる定数問題というのがございますが、これにつきましても格段の努力をいたしておるつもりでございます。

○勝澤委員 次に、四十五年の改正法についての評価でありますけれども、この四十五年の改正法律は、特許、実用新案の出願の急増と処理期間の著しい長期化に対応するため出願の早期公開制、審査請求制度等を導入することとしたわけであります。十分な効果を上げておると言えるのかどうなのかという点が第一。

(委員長退席、萩原委員長代理着席)

第二に、出願の早期公開制の採用によって膨大な量の特許情報が開示されることになった反面、これを効果的に利用するためには分類、整理がきつち行われ、かつ検索が容易にできるような条件が整備されなければならぬわけであります。情報の洪水に押し流されることにもなりかねないような状態ですけれども、これについてどういう対策が講ぜられておるか。

第三に、日本特許情報センターは、新規性調査機関として膨大な特許情報の有効利用を促進するという機能を持つてゐるはずですが、その活動はいまだ不十分だと言わざるを得ないわけであります。その点につきましては参議院のこのたびの附帯決議にもその強化拡充が言われておるようでありまして、これらについて特許庁としては今後どのようにしていくのか、この三つの点について伺いたいと思います。

○齋藤(英)政府委員 第一点の、四十六年一月一日から発効しましたいわゆる私どもが新法と呼んでおりますものの効果でございますが、先ほど出願件数あるいは未処理件数のところで申し上げましたように、四十五年度当時は未処理案件が八十

三万二千件余ございまして、先ほど申しましたような計算で言います要処理期間で五年三月分という事になっておりましたものが、四十九年度では未処理案件が五十三万件余で二年十月分というふうになりまして、そういうふうな短縮をいたしております。これは人員の増加その他各種の改善もございしますが、いわゆる審査請求制度をとったことの一つの効果ではあるまいかと私どもは考えている次第でございます。

それから二番目に、しからばその公報につきまして非常に情報量が多くなつてくるにつれて分類をどういうふうにしていくかというお尋ねなどと思ひますが、分類につきましては日本特許分類と国際特許分類と両方ございしますが、日本特許分類は前からもちろん付与しておりますが、国際特許分類、いわゆるIPCというものにつきましては、公告公報につきましては四十八年十月から、公開公報につきましては五十年の三月半ばから、最終けたまで、分類、再分類で五万数千の分類になりましたが、それまで付与をいたしております。なお、最後の御質問と関係いたしますけれども、いわゆる日本特許情報センター、ジャパティックにおきましては、この公開公報、公開されたものにつきまして抄録、アブストラクトを出しております。そのアブストラクトを見ますと、一応公開された発明の内容がわかるというふうなことも実は行つておるわけでございますが、この点につきましてはなお十分とは言いがたい点もあると私どもは考えております。

それから三番目の、ジャパティックの現在の活動いかんというお話でございます。これは現在、発明者の出願の年月日であるとか出願人の氏名であるとか発明の名称であるとかというふうないわゆる書誌的事項と呼んでおりますものにつきましては、これは全部マイクロフィルムに入れています。コンピュータで処理いたしまして、第一検索と言つておりますが、民間の需要に応じていろいろな資料が供給できるようにしております。それから、第二分類という検索分類がありまして、こ

れにつきましては、やや狭い分野ではございますけれども、技術の内容にわたった検索ができるようなシステムになっております。それから三番目に、先ほど申し上げました公開公報についての抄録を発行いたしております。

そういうふうな、次第にその効果を發揮しつつありますが、しかしながら昭和四十六年にこれはできたものでございまして、年限が少くない関係で、そういう情報サービスをいたすにつかましてはやはり相当の期間をかけて膨大な量の情報を収集いたしませんと所期の効果が上がらない、こういううらみがございします。したがって、私も一般会計の予算なりあるいは競輪関係の資金なりを投入いたしまして、この情報の蓄積というものに關しまして補助をいたしております。今後この日本特許情報センターをどういうふうにするかという事は、私どもは新規性調査機関としての効果をさらに有効に發揮できるように推し進めてまいりたいというふうに考えております。

○勝澤委員 今回の改正の物質特許制度でございますが、この物質特許の制度は昭和三十四年ごろからすでに問題にされておつたと聞いておりますけれども、いままで物質特許を認めなかつたのは一体いかなる理由なのか、今回認めるようになってお伺いいたします。

○齋藤(英)政府委員 物質特許につきましては、いまお話がございましたとおり、たとえば化学物質について大正十年以来不特許事由になつておりました。これの一番大きな理由は、近年に至るまでわが国のこの分野での技術水準というものが国際水準に比べてかなり低かつたということでございします。そのため外国からの特許による支配を受けるおそれがあつたということでございします。それ以外にも各種多少の理由がございしますが、そういうことで従来は認めていなかつたわけでございますが、その後昭和四十六年八月に工業所有権審議会に本件の問題について付議をいたしまして、以来昭和四十九年十二月に至るまで、この点

につきまして学識経験者、需要者、あるいは生産者等、各種の人が集まりました小委員会ではいろいろ議論をいたしました末、現在に至りましてはほとんど技術水準としましては国際的な水準に達しておるといふうな結論に達しました。したがって、すでに物質特許を認めないというふうな理由は消滅しておるといふことでございまして、その結果私どもとしましては、国際的な観点等も考えまして、物質特許制度を採用するのに踏み切つた次第でございます。

○勝澤委員 次に、この物質特許の効力は、その物質のすべての製法、用途に及ぶため、よりよい製造方法あるいは用途の研究開発というものを阻害するのではないだろうかという考え方が出てまいります。それからもう一つは、この物質特許制度を採用する上においては、特に新規物質の研究開発活動を促進するという立場から、これについての特に国なり地方公共団体の金融、税制上の優遇措置といひますが、こういうものを特に考える必要があるのではないだろうか。民間の中小企業の研究開発については特別の方法というものが必要ではないだろうか、こういう点についてどういふふうにお考えになっておりますか。

○齋藤(英)政府委員 物質特許制度の採用によりまして、製法特許の研究開発が阻害されるのではないが、こういうふうな御質問でございますが、新規物質につきましてこれから特許を与えた場合におきまして、その新しい物質ができましたと、それについてのいわゆる改良発明と申します製法特許あるいは用途発明、こういうものにつきましては当然それより非常に容易になるわけでございますので、当然それにつきましても意欲が阻害をされるという事はないと私どもは考えております。現にすでに物質特許を与えておりますアメリカなどにおきましては、その製法特許というものにつきまして、物質特許を与えられたものについての製法特許というものが相当多数出願をされて特許になつてゐる例を私どもは聞いております。それから、この点につきましては、さらに

製法特許と物質特許との関係というのは特許法七十二条でいわれる利用関係ということになつておりました。製法特許権者は物質特許権者に対して実施許諾を得なければこれが実施できないという事になつております。そういう関係がございしますので、そういう製法特許権者が物質特許権者の権利につきまして実施権をもちたいという場合、そういう場合がふえてくると思ひます。そうなりますと当然裁定の問題というのが起つてきます。特許法の九十二条、あるいは公益の場合には九十三条という規定がございしますが、裁定という問題が起つてまいりまして、その問題につきましては私どもは格段の努力をいたしたいといふふうに考えている次第でございます。

それから、物質特許制度の採用によりましていわれる中小企業関係についてはいかがであらうかというふうな御質問であらうかと思ひますが、中小企業に關しましては意見が二つあるわけでございます。と申しますのは、通常考えますと、いわゆる物質特許というものは大企業あるいは大規模な研究施設を持つてゐる者が主として発明をして、中小企業なりあるいは個人というものはそういう発明が非常にむずかしいのではないかと、こういうふうな意見が一つございします。それから二番目に、それと全く反対の意見が実はあるわけでございます。これは国際的に、たとえばOECDで昨年出しましたような資料あるいは外国の資料等を見ますと、発明家というものはむしろ小単位あるいは個人で自由に研究をするというところの方が、本当に革新的な発明ができるんだといううな説が実はございします。両方ございしますので、これはどちらかということは一概には言ひ切れな段階でございます。

それから、中小企業につきましては、従来物質特許がございせんために、ある物質を發明いたしましたとしても、それを一つの製法だけで出願をしますと、すぐほかのものから別の製法で同じ物質をつくるような、そういう出願をされるというおそれがありましたものですから、三つか四つぐらい

○齋藤(英)政府委員 現在におきまして化学分野だけに限って見ますと、内外国の出願をされま

過去二年半にわたります小委員会の議論、御審議の結果でも一応そういう想定をいたしておる次第でございます。

明については非常に有利ではないか、こういうふうな意見もござい

そうでもないのだという説をあなたは述べておられるわけでありま

○松尾委員 そうすると、内外おのおの五〇%の比率である、このようなお答えであり、またわが国のこのよう

○松尾委員 いまのお答えのとおりに事態が推移すれば私は非常に安心だ。何でも特許というものは大きな利権、独占的な権利というものが必ずそこには発生して

う意見も実はあるわけでござい

その助成は、やはり研究投資の拡大それから国だとか地方公共団体の

○齋藤(英)政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたアメリカの化学分野にお

国内の企業との関係に移ります。

これは非常に強い説が反面ござい

第二番目には、では日本の企業ではどうい

○齋藤(英)政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたアメリカの化学分野にお

日本国内で物質特許の開発に取り組み得る、また国際化にた

それは非常に強い説が反面ござい

技術水準の向上を図るということには非常に必要で

○齋藤(英)政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたアメリカの化学分野にお

先ほどの御質問にもございましたが、いわゆる物質特許というものの

それは非常に強い説が反面ござい

河村政府委員 先生御指摘のように中小企業の技術水準の向上を

○齋藤(英)政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたアメリカの化学分野にお

先ほどの御質問にもございましたが、いわゆる物質特許というものの

それは非常に強い説が反面ござい

河村政府委員 先生御指摘のように中小企業の技術水準の向上を

○齋藤(英)政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたアメリカの化学分野にお

先ほどの御質問にもございましたが、いわゆる物質特許というものの

それは非常に強い説が反面ござい

河村政府委員 先生御指摘のように中小企業の技術水準の向上を

いでおるわけでございます。

われわれの考えている二、三の主な施策を申し上げますと、一つは、中小企業の技術情報と比較的少ないものですから、そういう技術情報をできるだけ中小企業に流す体制をつくるということで、中小企業振興事業団の中に情報センターというのを設けて、ここから大きなパイプでそれぞれ地方に流す、あるいは各都道府県にも地域センターを設けて、その中に情報収集の技術情報室を設けるというようなことで情報の提供をやっておるわけでございます。

また、御指摘のようないろいろな技術、せっかくのいい技術につきましても、その研究開発を助成していくとか、あるいはそのための資金の助成を図るというようなことで、まず一つは、中小企業のそういうような技術開発のために補助金を交付してそれを育成していくとか、あるいはそういうふうな新しい研究開発の結果を企業化するという場合には、中小企業金融公庫の中に特別の資金貸し付けの制度を設けてそれを助成するというような技術開発もわれわれとしては推進をしているわけでございます。

また、さらにそういうふうないろいろな中小企業者の技術の指導をやっていくということで、都道府県あるいは市に公設の試験場がございますけれども、その指導に当たる公設試験場の設備の増強を図ったり、あるいは巡回指導、あるいはそれが個別にいろいろな試験分析設備を持つことが資金面等で大変な場合には、開放試験室を設けて、だれでも自由にこれが利用できる、あるいはさらにそれに立ち会って優秀な技術者が指導するというふうな各般の指導あるいは提供業務を行なっていて、中小企業の技術水準のレベルアップを図っておるわけでございます。

○松尾委員 その点はしっかり今後ともがんばってもらいたいと思いますね。

特許庁としましては、発明ですから、ほかのこととは何も考える必要はないんですね。ほかのことと申しますと、人体に悪影響があるとか、また

は遺伝物質がどうだとか、また果たしてそれが薬として人体に役に立つのかどうかというような問題は考えないで、そしてそのような物質の発明、そういうものに対して製法なりまたは物質の特許に入っていくと思うのでありますけれども、これは間違いないですか。よそのことを一切考慮しないで、国民に対するいろいろな影響は考慮しないで、物の発明だけを中心にして特許庁はやっていくんだ、これは間違いないですか。

○齋藤英三政府委員 特許法、特許制度のたてまえては、先生おっしゃいましたように、新しい発明を大いに刺激するというところでございしますが、なおこれにつきましても、私どもの方の特許法の三十二条の改正後の第二号のところに「公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある発明」につきましても特許しない。こういうふうな条項がございまして、これによりまして、たとえば医薬につきましても、薬効につきましても、明細書あるいは請求範囲について判断することは当然でございすけれども、もしその明細書とあるの方法を使うことがよりよまして、それが毒性があるということがすでにわかっておるというふうな場合におきましても、いまの条項によりまして特許できないということになろうかと思ひます。

○松尾委員 それは特許出願に関する範囲、内容を点検していけば当然そのように毒性があるとかなんとかというところはわかるわけですね。そうしますと、石油たんの例になりますけれども、これは現在製法特許があるわけですね。特許庁においては製法特許を与えておる。これをいよいよ、これは食品衛生法の関係になると思うのでありますけれども、食品衛生法で果たしてこれが大衆のためにいいかどうか、毒性はどうか、いろいろのことを審査しまして許可していくと思うのであります。医薬品につきましても、特許法に基づいて特許になった、その品物を今度は医薬品として製造する、使うという段階につきましてもは薬事法で見ると、このような法体系になつておると思うのでありますけれども、これがやはり今度は物質特許

になりまするといろいろ新しいものが出てくる。それで、薬事法だとか食品衛生法だけではない、新しい化学物質というものがチェックできず、その製造、販売というものが国民のために本当に役に立つていくような方向にならばいいのでありますけれども、どういう物質が出てくるかわからない。特に、この前も化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、これは四十九年四月十六日から施行した新しい法律でありますけれども、これはPCBの問題がやかましくなりまして、あわててつくった政府の法律であります。こうしまして、いろいろな物質が特許になる。それが今度社会的に製造される、使用されるという段階で、あなたの方はそういう一つの歯どめがあるけれども、それは微々たる歯どめである。現実をそれと製造していく場合には、これを薬事法なり食品衛生法で見ても、こういうものがやはり整備されていかなくちや、私は特許は特許でどんどん進む、製造は製造で進む、それが思わぬ悪い影響を及ぼすということがないようになりたい、このような考えから言つて大抵はよいように考えますか。

○河本國務大臣 これは事務当局が答えになつていいですけれども、基本的には特許法と国内法との関連で、やはり国民の利益または生命、そういうものを守るという立場から、これは法というものをきちんと整備していく必要があるというたてまえて言つておるわけでありまして、いかがですか。

○大谷政府委員 技術的な問題に関連いたしますので、私が答弁申し上げます。

石油たんに白くつきましても、酵母菌等の微生物菌体がたんぱく質を多量に含有するというところに着目いたしまして、菌体を石油のうちのノルマルパラフィン系を原料として培養し、この菌体を精製して得られるものと解釈いたしております。石油たんぱくは白く上がったようなものでございすので、いろいろのものがございす。各種のたんぱく質物質等の混合物でございまして、単一物質とし

ての単離あるいは特定された場合に限つて化学物質の対象となるわけでございす。ただいま化学物質のことを申し上げておるわけでございすけれども、しかしながらこのようなものが非常に複雑な構造を持つものでございまして、これを原則として構造式等によりまして特定するということは困難でございすので、化学物質としての特許となる可能性はきわめて困難と考えております。

次に、飲食品としてでございすけれども、飲食品の場合は、構造式で特定するというところにかえまして製造限定組成物というように表現することが可能でございすので、出願する可能性はあると思ひます。しかしながら、先ほど申し上げましたように、石油たんに白くはいろいろのものがございす。微生物と石油との組み合わせ、いろいろございすと思いますが、それぞれによつてその効果が違つてまいと思ひます。

私どもといたしましては、ただいま長官からも答弁がありまして、こういうたものにつきましても公衆の衛生を害するかどうかということと認めたものについては特許しないということになりますけれども、そうでないというものについては特許される可能性があろうと思ひます。

○河本國務大臣 先ほど長官と技監から申し述べたとおりだと思ひます。

○松尾委員 物質特許の導入によりまして、通常実施権の設定を求めるケースが増大するであろう、これは当然増大させなくちゃいけないであらう、こう思うのであります。裁定はいろいろありますけれども、特に九十三条の裁定ですね。なぜかと申しますと、製造から販売、使用、流通段階まで強力な独占権がある。それを自分の会社でやろう、または系列会社でやろうという、そのような傾向に多分なつていくであらうと予測されます。それを、そのような物質を原材料として正當に購入し使用するという一般の方々に対して、この裁定制度の運用というものを活発にしなくちや

いかぬ。明確にしないといけない。また、迅速にそれを決めておく必要がある。このような考えから申しておるわけでございますけれども、特に九十三条の裁定につきまして、特許法でこれを明らかにするが、またどのようにその点を考えておるか、そういう点をあわせてはつきりと答えて願いたいと思います。

〔委員長退席、塩川委員長代理着席〕

○齋藤(英)政府委員 物質特許の採用になりました。その裁定制度、ことに特許法九十三条の裁定制度が非常に重要な意味を持つてくるのじゃないかという御質問でございます。私もその点は全く同様に考えております。したがって、工業所有権審議会が物質特許につきます答申をいただきましたが、その答申の中にもその点については特に注意をするようにということが強調してあります。

なお、その答申の中、答申の一部ではございせんけれども、参考資料として「裁定制度の運用要領草案」というものをわざわざつけてあります。これは、裁定というものが物質特許採用に当たりましていかに重要であるかということの一つの証左であろうかと思いますが、その草案の中にはそれぞれば準的な期間が書いてありまして、たとえば裁定の請求書の提出があった後は速やかに期間を指定して答弁書の提出を求め、その答弁書は内国の場合は四十日、外国の場合は三カ月であるとかいうふうに、具体的な運用の要領を示しておるわけでございます。工業所有権審議会の発明実施部会というところでこれを審議することになろうと思っております。私も私どもはすでに先日懇談会を開きましてこの点につきましていろいろ意見を交換しておる次第でございます。裁定の有効なる運用につきましては今後とも努力をいたしたいと考えております。

○松尾委員 その点は法なりまたはいろいろ運用上で明確にしたいと思うのであります。多項制の問題等につきましてもいろいろ質問したいと思つたのでありますけれども、非常にきよ

うは時間を制約されたので飛んでまいりますけれども、結局は四十五年の衆議院における附帯決議、また参議院の附帯決議等がございまして、やはりいろいろ事務を迅速化する、滞りを早く一掃する、そのような体制を整備強化するということなことがもう昔から言われておるわけでありまして、あなたの方もそれに対処していろいろ努力をしてきたと思うのでありますけれども、四十五年以降、衆議院で附帯決議をつけられた以降にあなたの方の審判官、審査官、事務員の方の職務の増加状況、それによつて、事務員等の方の職務の負担が社会的に比べても非常に過重になつていた、それが現在ではどのように緩和されたかという説明をあわせてしてもらいたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 先ほど最近の特許、意匠、商標につきましても出願状況と、それから未処理案件がどのくらい残つているかという御説明を申し上げた次第でございますが、特許の例をとりますと、繰り返しになりますが、四十五年当時八十三万二千件程度の未処理案件がございまして、現在では五十三万五千件余になつていまして、このことをお話し申し上げました。未処理案件が多多いことは多いのでございまして、その当時と比べてかなり減つておるといふことを御説明申し上げた次第でございます。したがって、その点についてはある程度進歩しておるのじやなからうかと私も考へております。

それで、しからば増員がどうであつたか、こういうお話でございますが、全体といたしまして昭和四十六年、たとえば増員だけで申し上げますとネットでは六十四名ふえております。それから、四十七年は八十一名、以下ずっとございまして、昭和五十年年度予算では六十二名のネットの増員が認められております。そのうちの事務系の職員はネットでは三十名でございます。その前の四十九年にはネットでは事務系の増員は二十六名でございます。そういうふうな増員にかなり努めておる次第でございます。いま数字を申し上げましたように、その結果かなりいろいろ事務処理が進んでお

るとは思ひますが、しかしながら先ほど申し上げましたように出願も年々ふえておりますので、審査官並びに事務系職員の今後の増員関係につきましては私どもも格段の努力をいたしたいと考えております。

○松尾委員 次に、特許料の値上げの問題であります。これはそれぞれ、前回の料金の決定、その後における物価上昇、そういうものとちやんとスライドしておるかどうかという問題であります。いろいろ特許料、手数料を引き上げた、はなはだしきは五倍。簡単にいいですから、引き上げたのはいつの物価であり、最近の物価についてどうだから必ずスライドしております、またはいせんといふこと。

それからもう一つは、物質特許に関する問題でありますけれども、これは私は、同じ特許だといひまして、この物質特許は、これは私の前提としての解釈から出るかも知れませんが、巨大大企業にそのような特許がまた独占されていくのじやないか、そうしますと物質特許によつて巨大大利益を上げていくのはそのよう握りの集団ではないか、こういうことを私は心配して聞かされております。とするならば、あなたのおっしゃるとおり中小企業がどんどん出てくればいい、もしもそうでない、自分の間には特別な料金でも私はいいのじやないかという感じがするわけですね。特許の内容が違ふのじやないか、これは非常に強大な力のある独占的な企業に与えて、そうして非常に国民というものが大きな影響を受けていくというふうな観点から、そのような考え方を私は持つわけでありまして、それが誤つておるかどうか、以上二点お答え願ひたい。

○齋藤(英)政府委員 昭和四十五年のときに特許法の改正の御審議を願ひまして、そのときに意匠と商標の出願の手数を除きましては料金の改定を行つたわけでございます。当時の物価水準、大體昭和四十三三年ごろの水準を基礎にして計算をしたと思ひますが、それで比較をいたしますと大體二倍弱ぐらいになっております。したがって、いまの意匠と商標の出願手数料はそのとき動かしませんでしたので、それを除きましてはほぼ二倍、これは細いことを申し上げますと印紙の関係がございまして一応切り上げ、切り捨てがちょっとございまして、おおむね二倍の値上げをして、こういうことでございまして、意匠と商標の出願手数料につきましてはそれとにはいじりません、修正をいたしませんでした。したがって、これは昭和三十五年法とわれわれ呼んでおります、その当時から据え置きになつておりまして、その当時の物価水準は多分昭和三十三年ごろの物価水準を基礎にして計算をしたものだと思いますが、それと現在を比較いたしますとおおむね二、八倍程度であつたと思ひます。約三倍弱でございます。したがって、私どもの方は原則的には三倍といふことを考へておつたわけでございます。したがって、意匠の出願手数料はおおむね三倍になつております。それから、商標につきましましては――実は四十五年法の改正のときに審査請求制度が導入されました結果、審査請求手数料として八千円をプラスいたしました、出願手数料は二千円でございますから、合算して一万円といふことになりました。四十五年以降は審査をするものにつきましては一万円の手数料になつていくわけでございます。商標は言うまでもなく審査請求制度がございまして、全部審査をするわけでございますから、それとの比較を考えますと、四十五年以前につきましては、すなわち正確に言ひますと四十六年一月一日以前におきましては、特許も商標もいずれも出願手数料は審査をするものにつきまして二千円であつた、ところが四十六年一月一日以降は、特許については実質的には一万円になり、商標については二千円のままであつたといふことでございまして、したがって、今回特許につきましても、先ほど申し上げましたように物価水準にスライドするという関係で、ほぼ二倍、合算せまして二万円といふことを御提案を申し上げておるわけでございますが、商標ももしそのでんでいきますと二万円ということに相なるわけ

ございますけれども、これは非常に倍率が高いし、現在の経済状態等から考えまして必ずしも適当ではないのではあるまいかという観点から、現在の特許が実質的に出願をしますときに負担をいたします一万円の限度にとどめたということでございます。

なお、手数料関係は言うまでもなく最高限が法律で決まっております。その範囲内において法令で定めることになっております。法律の改正は、言うまでもなく十年に一遍あるいは五年に一遍慎重な手続を踏んで出すものでございますから、そういうことも私どもは考えた上で法律の最高限度を一応考えたわけでございますが、実際の政令段階におきまして、現下の経済情勢等を考えまして、急激に負担がふえないようなことも考慮しつつ、適当な額に政令の額を決めたいというふうに考えております。

○松尾委員 時間が参りましたので終わりますけれども、やはり何といたしてもこの事務処理をしっかりとやるということは、職場における士気の高揚です。でありますから、人員が足らなければふやさなければなりませんし、それからやはり給与体系も普通の官庁とは違った非常に特殊の技能等を要するものでありますから、その給与体系も変わらなくちゃできませんし、また指摘されておりますとおり、一番大事なことは庁舎でございます。これは大臣からも鋭意その実現に努力するという答へが前にありましたので、あえて私はここでどうかどうかということはいいませんけれども、今後とも人員を確保する、それから給与体系はやはり特許庁に合った給与体系でがんばる、予算をとる、それから環境をよくしていく、特に庁舎の問題は速やかにこれを建設するということをお願いいたしまして、時間が参りましたので、私の質問を終わります。

○塩川委員長代理 宮田早苗君。
○宮田委員 特許請求の多項制への移行問題について、まずお伺いいたします。
多項制への移行を法文化した改正案三十六条と

併合出願を認める三十八条の関係、さらに「実施態様」という表現の定義が、これまで衆参両委員会で議論されてまいりましたが、参議院での参考人の方々の意見を見てまいりますと、この実施態様の概念がどうもすっきりしない。私も改正案を検討しました際、多項制に移行してなおかつ実施態様を書けるようにしておけば、三十八条のような規定は不要であるように直感をするわけでありました。また、われわれよりはるかに詳しい専門家の意見もあるようですが、法の運用をどうするかも含めて特許庁のお考えをまずお聞かせ願いたいと思います。

○齋藤(英)政府委員 現行の特許法三十八条と申しますのは、言うまでもなく一定の関係にありまして二つ以上の発明につきましてこれを一つの願書で出願できるという規定でございます。それで、今回の三十六条の五項の改正でございますが、これは一発明につきまして、発明の構成に欠くべからざる事項を一項に書きまして、それにプラスしまして、あわせてその実施態様を記載する。たとえば実施態様が二つでございすれば、第二項目と第三項目に実施態様を書く。合わば項の数が三つになるというふうになるわけでございまして、それが全部合わして一発明でございまして、その一発明が、いま三十六条五項の規定をそういうふうに変更をしようというところで提案をしておりますわけでございますが、ワングループと申しますそのワングループが、今度一定の関係にあるものの発明がありまして、それにつきましてもやはり同様に数項、三項なり四項なり書けるわけでございますが、それが一定の関係にありませんA発明とB発明でありますれば、三十八条の要件を満たしておりますれば、それはAグループ・Bグループ・Bグループであわして一つの願書で出願できるというところでございまして、したがって、三十八条は多発明が一出願でできるということでございまして、三十六条は一発明の中でそれを多項に記載できるということでございます。したがって、その内容の性格が違つて存じて

おります。

それから、実施態様の問題について御質問がございました。実施態様と申しますのは、第一項に書きます発明の構成に欠くべからざる事項の技術的特徴を全部含んで、しかもその一部を条件をつけた特徴をいふ限定をしつたりということと、それを具体的に表現する発明の態様でございます。これを実施態様と呼んでおりますが、これは昨日もお話し申し上げましたように、大正十年法に「実施態様」という言葉がございまして、それを実施態様という言葉でつかまえて今回表現をいたしましたという次第でございます。

○宮田委員 おっしゃる改正案三十六条第五項にありますが「ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。」これについてでございますが、出願人及び第三者の便宜に資するという新しい時代の要請にこたえるという今回の法改正の趣旨に照らしまして、実施態様の記載を義務づけないということになっておりますが、この意義についてもう一度お伺いします。

○齋藤(英)政府委員 三十六条の五項、現行法によりまして「発明の構成に欠くべきでない事項のみを記載しなければならぬ。」の「のみ」という言葉がございまして、それだけしか書けないということになっております。したがって、現在のように非常に技術水準が高度になりかつ複雑になりまして、出願人がそれを字句で表現するわけでは、出願人がそれを字句で表現することができない事項だけを書くということだけで十分その内容が表現できるかどうかというふうな問題もございまして、非常に広い範囲のものについて特許請求の範囲を書くことが当然でございます。ために、その内容をより明確に、その点について主張したい、あるいは範囲が広いその境界の点についてはこのままだが私の権利だということをぜひそれが特許になりました後では、それが特許権の範囲になりますから、第三者が見ました場合にもこれが非常に明瞭になるというふうなことがござ

いますために、実施態様というものをあわせて記載するということになったわけでございまして、仮に今度、逆に申し上げますと、もし発明の構成に欠くことができない事項だけでそれが明瞭になつておるといふふうに出願人が考えました場合には、二項、三項というのを書く必要はございませんので、したがって第一項だけでよろしい、発明の構成に欠くことができない事項だけでよろしいということになるわけでございまして、その辺は出願人の判断によりまして実施態様を書く場合もあるし、あるいは書かない場合もあるというふうな実態でございまして、これは各国ともそうでございます。

○宮田委員 今度の改正の骨子の一つになっております物質特許制度について質問いたしますが、まず特許制度は発明活動の領域で研究の競争を促すのが本来の目的ですから、現行法にない化学物質や医薬品等にもこの制度を導入することには異論はないわけでありまして、しかし、法の運用を誤りますと大変な事態を招くことになりまして、二、三質問をいたしたいと思います。

まず一つとして、化学物質や医薬品が特許の対象になりますと、各種の省庁管轄になります各種事業法、たとえば薬事法等も一つの例ですが、これとの関連がどうなるのかということと、大きく言いますと、産業政策との兼ね合いについて国民は疑問を抱くんじゃないか、こう思うわけであります。これまでの質疑でもいろいろ指摘されたようにございまして、薬品に限定して何いいますと、国民の生命を守るといふ人道上の観点から請求に対する拒絶の歯どめがないように思うわけでございまして。さつきも答弁で、三十二条五号、改正では二号で「公衆の衛生を害する発明」で拒絶できるというふうにはおっしゃっておりますが、

が、これだけでは歯どめにならぬじゃないかというふうに思いますが、その点について質問いたします。

○大谷政府委員 ただいま先生の御質問の公衆衛生を害する問題についての歯どめの問題でございませうけれども、その発明の実施が必然的に公衆衛生を害することになるような場合でございませう。その発明の実施の方法によっては公衆の衛生を害する可能性があるにすぎないというような場合、それから技術的条件の変化、たとえば毒性を消す方法が発明されたというようなことによりまして、これに該当しなくなるというような場合、これは公衆の衛生を害しないというような解釈になるかと思ひます。

○富田委員 もう一つこれに関連してお聞きいたしますが、これまでに各化学物質あるいはまた医薬品の製法等で、いまの法律三十二条第五号ですか、これを適用したケースがあるかどうか、あればひとつ説明していただきます。

○大谷政府委員 ただいまの三十二条第五号の適用ケースでございませうけれども、これは従来は、現在もそうでございませうけれども、医薬品自体あるいは化学物質自体は許してございませうので、適用したケースはそう多くはございませう。ただし、一般的に申しますと、三十二条第五号でございませうのはいわゆる公序良俗違反それから公衆の衛生を害するということでございませう。たとえば公序良俗を害する発明といたしましては、正義観念に反するもの、たとえば言えは窃盗用の器具であるとかあるいは紙幣の偽造機械であるとかあるいは金塊の密輸用のチョッキであるとか、そういう正義観念に反するもの、さらには人倫に反するもの、すなわち人体の尊厳性を害するといふようなものでございませう。具体的に申しますと、人の臓器、臓物、それから骨とか眼球とか皮膚など、こういったものを原料とする医薬品の製造方法であるとか、こういったものは公序良俗違反となるわけでございませう。それから、さらにはいわゆるわいせつなもの、これは公序良俗違反になるわけでございませう。

それから、公衆の衛生を害するおそれがある発明の例といたしまして、従来はたとえば補助成分、安定剤とか着色剤とか、そういった医薬品関係の補助成分として有害物を使用する医薬品の製造方法であるとか、あるいは許容量を超えて用いないと効果が生じないというような有害物をその許容量を超えて含んでいる化粧料であるとか、こういった発明が挙げられると思ひます。

例と申しますと、大体以上のようなことでございませう。

○富田委員 もう一つ、これの関連についてですが、特許出願の際の記載事項に關してでございませうが、特に医薬品の場合、発明の目的、構成及び効果をどの程度記載しなければならぬのかという点についてお答え願ひたいと思ひます。

○大谷政府委員 お答え申し上げます。

これは一般的に申しまして、先生御承知と思ひますけれども、明細書には、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者、専門用語で私ども当業者と言つておられますけれども、通常の知識を有する者がその発明の内容を正確に理解し、かつその発明を容易に実施できる程度にその目的、構成、効果を書かなければいけないというところになっております。

医薬品につきましては、その成分、それから製造方法のほかに、特に薬理効果の問題がございませう。薬理効果、有効量、それから投与方法が重要でございませう。医薬品は人体に用いられるものでございませうから、これらは原則といたしまして人体臨床知見の結果をつけるというところで考へております。しかしながら、これは昨日も質問があつたのでございませうけれども、発明の内容によりましては、この人体臨床知見の結果にかえまして動物実験の結果であるとかあるいは試験管内実験の結果、そういったものをつけて、それによつて裏つけてもよろしいということになっております。

諸外国の例でございませうけれども、諸外国でも大体同様だと思ひます。たとえば西ドイツにおきましては、医薬品発明における薬理効果につきましては、ほとんどの場合動物実験の結果、または人体臨床知見の結果が要求されるということになってゐるようでございませう。また、アメリカにおきましては、薬理効果等につきましては、原則として人体臨床知見の結果によつて裏づけられなければならぬけれども、場合によつては動物実験等の結果によつて裏づけられてもよいというやうなことで運用してゐるようでございませう。イギリスにおきましては、一般的には臨床データを要求してゐるようでございませうけれども、非常に精密なデータまでは要求してない、そういうやうな実情でございませう。

○富田委員 次に、物質特許制度についてお伺ひいたしますが、まず化学物質に特許制を認めた場合の弊害というものが当然考へられるわけであります。一つの例を挙げますと、特許庁のお考え方、さらに通産省はこれまでもどう対処してきたかお尋ねをするわけですが、ここに車のバッテリーに補充したらバッテリーの極板の腐蝕防止をしてスタミナを強化するといふ効能を記した化学物質製剤があるわけがございませう。アメリカのパテントのナンバールも入つておられますし、特許庁の方には事前に調査を依頼しておいたのですが、ちよつと製品を持つてきておられますので……。こういう製品でございまして、これをバッテリーの補充液に使うといふことでございませう。

このことについてもう少し申し上げますと、この製品は日本の販売会社が輸入をいたしまして、石油スタンドなどで販売しておられるわけがございませう。名前はバイタライトといふのでございませうが、これは日本でのブランドかどうかということをお聞きしたい。それと、先ほど申しましたパテントナンバールがアメリカかといふことで打つてございませうので、そのものかどうかといふこと。説明書をよく見ますと、米国の特許といふことになっておりまして、これを使用すれば最高の補充

充液という宣伝もされておられるわけでございませう。よく考へてみますと非常にいい商品だといふ風評、また使つた人もそういう意向でございませうので、この点通産省にも質問いたしますが、この種のバッテリーの補充液といふものが、それだけでなしにここにも国内の製品を持つてきておりますが、相当に出てきておるといふやうに思ふわけですが、そこで、どの程度外国製品が出ておるか、また日本の製品がどの程度出ておるか、お調べになつておいでなます御報告を願ひたいと思ひます。

○鈴木説明員 お答え申し上げます。

いま先生が御指摘になりましたやうな製品につきましては、公的な統計がございませうので正確には把握できないわけがございませうが、業界から事情を聴取したところによりますと、この種のものはバッテリーの強化剤とそれからバッテリーの補充液のかわりをするといふものがございませう。補充液は御承知のやうに通常は純粋の水、蒸留水等を使うわけがございませうが、このかわりをするといふ名目で売られておられるわけがございませう。現在、バッテリーの強化剤として売られておるものはきわめて限られておられるわけがございませう。西ドイツからの輸入品のようなものが一部あるだけでございませう。それから、補充液のかわりに売られておるものといひましては、任意団体で日本バッテリー補充液工業会というものがございませう。その会員が売つておりますだけでも三十五種類程度ございませう。アウトサイダーもあると思ひますので、その辺も含めましてと全国で六十以上の銘柄があるのではないかといふやうに推測されるわけがございませう。

四十九年の販売額は全体で十億圓ぐらゐ、販売数量にして千七百万本程度といふやうに推測されます。

なお、輸入でございませうが、補充液につきましてはほとんどが国内の中小メーカーによつて製造されておられます。輸入品はほとんどないのではないかと推測されますが、強化剤につきましては、

先ほど申し上げましたものが一部輸入して売られているようにございます。

○宮田委員 この種の製品が本場に効果があるかどうかという点についてでございます。自動車業界ではそれぞれが調査をしておるようでございます。この種の製品は大別して三種類あるということをお聞きしておるわけですが、まず、蒸留水に着色染料を入れた製品と、二番目が希硫酸主体のもの、三番目が非金属を溶かし込んだもの、この三つだそうでございますが、いまお見せしましたアメリカの製品のバイタライトの成分と申しますか、どのようなものか調べていただきたいということでございます。特にいまたくさん市販されております補充液の効能は、使っておる人の御意見を聞いてみますと、ほとんど効果がないということがもはや通説になっておるようでございまして、むしろそれがトラブルを生じるといような状態にもあるようです。たとえば新車のバッテリーが一年でだめになったり、そのことによつてバッテリーメーカーが品質を問われたり、その液を注入したスタンドが責任を追及されたり、このようなケースが大部分あるようでござい

ます。また、希硫酸主体の液を使つたために内部の濃度が大変高くなつてまいりまして、寿命を逆に縮めたようなケースもあるということをお聞きしております。

自動車メーカーは、企業防衛上自分のところでこの種の製品検査を自主的にやつてゐるということでございますが、通産省はこういう余り役にも立たない製品を野放しにしているという声をどのように判断をされるか。国産のものもあるわけでありまして、少なくとも特許製品たる輸入品についてのチェックの方法、この点について何かお考えがございしますならばお聞きをしたいと思ひます。

○鈴木説明員 いま申し上げましたバッテリー特殊補充液の主成分でございますが、国といたしまして、たとえばバイタライトというような商品について分析したことはございませんので正確なこ

とはわからないわけでございますが、製造元に問い合わせたところでは、一リットル中の主成分としましては、たとえば硫酸マグネシウム七百五十ミリグラム、硫酸コバルト二十七・五ミリグラム、硫酸アルミニウム十二・五ミリグラム、その他塩基性青色染料を十五ミリグラム、あとは精製水であるということでございます。

このようなものが本場に効果があるかどうかという点でございますが、特殊補充液について通産省といたしましてはこれまで分析したことがございせんので何とも言えないわけでございますが、バッテリー製造メーカー等が過去にその効果について試験を行つたり、あるいは補充液メーカーが各種の試験機関に分析を依頼したということがございますが、決定的に効果があるとかないとかということが断定できるような結論は出ていないようでございます。

いずれにしても、バッテリー補充液としましては純水で十分であるというのが通説でございますが、通産省といたしましてはバッテリーメーカーを通じてこの趣旨をユーザーに浸透させるということが必要だと考えますが、それとともに補充液メーカーに対して行き過ぎた宣伝や販売方法をとらないように指導してまいりたい、かように考えております。

○宮田委員 若干要望めいた質問になると思ひますが、営業の自由侵害ということにもなるかもしれませんが、あるいはまた事故やトラブルの実態をつかんでいない等の理由もございまして、自動車メーカーやスタンドで調査をしてみたらどうか、あるいはまた試験研究機関があるわけでございますから、こういうところで調査をしてみたらどうかと思ひます。さらに、さつきも答弁の中でお聞きいたしました日本バッテリー補充液工業会という任意の団体があるわけでございますので、こゝを十分に活用する方法等もあるのじやないかというふうに思ひますので、こういう点について積極的に取り組まれる用意があるかどうか、それを聞きます。

〔塩川委員長代理退席、萩原委員長代理着席〕

○鈴木説明員 バッテリー補充液工業会につきましては、先生の御指摘もございましたので、早速呼びまして注意いたしましたところ、もし行き過ぎの点があれば指導に従つて改めいくようにしたい、かように申しております。

それから、本場に効果があるかどうかということにつきましては、業界等の通説もあるわけでございますが、今後ともできるだけ、もし可能であればその調査をするというようなことで取り組んでまいりたいと思ひますが、何分にも本場に効果があるかどうかというのは、補充液だけの影響ではなくて、ほかの要素もたくさんあり、非常に検討がむずかしいというふうなことでございまして、その辺は関係の研究機関とも十分相談して善処するように検討してみたい、かように考えております。

○宮田委員 品質表示が国民に誤解を与えてはならないと思ひますので、この面の行政指導を特に考えていただきたいということでございます。

そこで、この硫酸コバルトや硫酸マグネシウムを主成分といたします添加剤の効果、この実用性が非常に薄いと、全くないということになりますと問題だと思ふわけであります。たとえばいま申し上げましたアメリカの製品、こういう問題についても当然であります。石油スタンドあたりのサービス品としていまなお使用されている。また、この点について利用者は、何と申しますか、高く評価ということになし、特許の番号が打つてある、しかもアメリカの製品であるということでございますので、信用度も非常に高いようでございまして、使つてみていま申し上げましたようなことがわかつてくるということでございますので、特に特許庁の方に申し上げておきたいのは、特許を取つた製品が一般に与える信用の度合い、特に外国製品に対してはそれが非常に高いというふう

に思ひますので、その点の行政指導を、特許庁の範疇ではないと思ひますけれども、通産省なら通産省の行政指導ということに特にひとつ配慮をしていただきたいということを要望しておきます。

時間の関係がございしますので次に参りますが、特許の公開について申し上げます。

昨年来の狂乱物価の最中に、企業の社会的責任追及の一環として、特許の公開ということが話題になつたわけでありまして、その後の企業の実態を通産省にお伺いをいたします。さきに本委員会で中小企業近代化促進法案が審議され、決まつたわけでありまして、この法律におきまして、低成長下の中小企業の施策として新しい技術の開発ということがうたわれておるわけであります。技術開発力に乏しい中小企業には、国が利用されていない特許の利用を促すような施策が必要だと思ひます。この法改正に当たつて特許庁はこゝらの点をどうお考えになっておりますか、その点をお尋ね申し上げるわけであります。

もう一つは、中小企業庁にもお願いを申し上げたいのは、特許法の運用に関しまして、ひとつ御意見がございましたらお伺いをしたいということとであります。

○齋藤(美)政府委員 ただいま先生からお話がございましたように、中小企業にとりまして、技術開発ということあるいは技術水準の向上ということが非常に重要なことであることは申すまでもございせん。したがひまして、いわゆる自分で開発をする、あるいは技術提携をする、クロスライセンズで技術の交換をするというふうなことで、これにつきましてはわれわれとしても非常に力を入れなければいけない問題だというふうに考えております。したがひまして、特許庁といたしまして、これは主管庁はもちろん中小企業庁でございますが、中小企業庁と密接に連絡をいたしまして、中小企業者が本場に適合する技術を選択いたしました、これが取り入れやすいようになつて、取り入れられるようになつていふことを考へまして、その指導を行うというふうなことを考へまして、中小企業に有効な技術の評価選定あるいは特許情報の提供ということにつきまして、本年度か

らではございますけれども、中小企業振興事業団あるいは日本特許情報センター、これが共同してそういう仕事をやるような運びになっておる次第でございます。それ以外のことにつきましては中小企業庁の所管でございますので、中小企業庁からお願い申し上げたいと思います。

○河村政府委員 中小企業の方ではいろいろな工業所有権等の利用希望が多いわけでございますが、国が持つております工業所有権につきましても、そういう希望者につきましては適正な対価でいろいろ利用し、実施して、非常に中小企業の近代化にも役立つおるわけでございますが、同時に、大企業が持つておりますいろいろな工業所有権につきましても、先ほど長官が申されましたように、国の試験場あるいは都道府県の公設試験場あるいは大企業、中小企業者、これらが総合的なチームをつくりまして、そういう大企業の持つておりますような特許を中小企業がうまく消化をして、情報のトランスファーと申しますか、流動的なそういうふうな利用ができるということ、今年度から振興事業団あるいは中小企業が中心になりましていろいろ特許庁の協力を得て行つておるわけでございまして、今後ともそういうふうな国、大企業の持つて特許あるいはノーハウ等についても中小企業に十分使わしていただき、中小企業のレベルアップを図りたいと思つております。

○宮田委員 最後に、要望を含めて質問をいたしますが、バッテリー補充液として市販されております製品の化学的効果というものが大変疑問だということでございます。ただ蒸留水だけでは高く売れませんが、着色したりあるいはまた化学物質を添加しているんじゃないかという声も聞くわけでございます。一〇〇%害がないものとしても、今後製造販売されるものであれば、品質表示の改善によって消費者に過大な期待を抱かせないような行政指導が特に必要じゃないか、たとえばJISのような規格化、あるいは先ほど申し上げました工業会が任意団体であれ、この団体による認証制

度化等も考えられるわけでございます。私は国の研究機関によるちゃんとした品質検査を公表することが一番よろしいんじゃないかというふうに思つておるわけでございますので、いま申し上げましたのは多分に要望めいたことでございましてけれども、この点についてどうお考えかも知聞かしていただきまして、私の質問を終わらしていただきます。

○鈴木説明員 お答え申し上げます。ただいま御質問のございました日本バッテリー補充液工業会につきましては、中小メーカー十七社程度の非常に小さな集まりの任意法人でございまして、ここが権威ある認定を行うというようなことができるかどうかはちよつと自信がございせんが、いずれにいたしましても、消費者が誤った理解をいたしましてバッテリー補充液を購入するということがないように、関係方面とも十分意見の交換を行ひまして、改善に努めるように努力いたしたい、かように考えております。

○萩原委員長代理 これにて宮田委員の質疑は終了いたしました。

午後二時から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十三分休憩

午後二時六分開議

○田中(六)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。石野久男君。

○石野委員 特許法の一部を改正する法律案の提案理由が、わが国産業の技術水準の向上、商標登録出願の増加等工業所有権制度をめぐる最近の情勢の変化に対処するため、ということ、工業所有権制度の国際化の進展ということに伴う改正でございまして、私は、工業所有権パリ条約に関連して、昨年WIPOの問題で外務委員会が質疑をしたことがございます。

(田中六)委員長代理退席、委員長着席
そのときの私の質問は、WIPOが一日も早く国

連の専門機関として所要の目的達成のために活動する必要があるのでないかという質問をいたしました。その質問に対して、当時外務省の御答弁は、WIPOについては私どもとしてはまだその見通しを立てておりませんということ、並びに将来国連の専門機関になる方向に動き出したというふうには申し上げられない状況にあるというふうな考えです。こういうふうな御答弁がございまして、ところが、私もちよつと調査が不十分でございましたが、そうなる、もう率直に申しまして、WIPO自身が九月の段階で国連の専門機関に入ることに對する意思決定をされておりましたし、また国連の方でもすでにそのことについて一定の方針を出しておりました。なぜこういうことについて外務省が情報を得ていないんだらうか。

やはり外務省自身、日本政府自身、WIPOにもあるいはまた国連にもそれぞれ責任のある方が出ているのに、なぜこんな国会答弁が出ておるのかと実に不思議に思つたわけなんです。その後外務省の方から一定の弁解のようなものもございしましたが、当時の事情について一応やはり政府の方から事情説明をしてもらいたいし、なぜそういうことになったのかということについては問題があると思ひますので、本件について、一応政府の方から、これは外務省があるいは国連かどっちになるか知りませんが、とにかく最初にその事情を説明してもらいたい。

○伊達政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生が御指摘になりました昨年の末の臨時国会におきます御質問に對しまして御答弁申し上げたのは私でございまして、私は、若干古い資料と情報に基づいて御答弁を申し上げたのでございまして、その後直ちに、ただいま先生御指摘がございましたように、誤った情報での御答弁であつたということに気づきまして、まことに申しわけなく存じております。

実は十二月二十四日でございまして、WIPOの事務局長からも、十二月十七日をもちまして、WIPOは国連の専門機関となつたという通知も

参つておるわけでございます。それから、九月のただいま先生御指摘になりました国連の専門機関となつたということについてのWIPO側の決議というものも私が存じなかつたわけでございまして、外務省は、国連局はちゃんと情報は把握していただけてございます。

その当時、私がまことに不勉強のために事実関係を正確に把握しておらず、正確なお返事を差し上げることができなかったことをおわび申し上げますとともに、ここで訂正させていただきますと思ひます。

○石野委員 当時の答弁が情報不足だったために間違つておつたんだということですが、その後、WIPOについては、政府はどういうふうに対処しておりましたか。

○市岡説明員 御説明申し上げます。

WIPOにつきましては、先般、先生先ほど御指摘のとおり、臨時国会におきまして、わが国もこの条約を締結することを得まして、いまやわが国は加盟国としての本来の地位を取得したわけでございます。

この機関は、このようにいたしまして国連の専門機関ともなり、国連ファミリーとして正當な地位を得たということもございまして、われわれといたしましては、今後このWIPOに對して、他の専門機関と同様、できるだけ注意を払い、その動きについて心してまいりたい、また所要の措置につきましては、必要に応じて関係各省庁と協議をいたし、その措置に誤りなきを期したい、かように考えておるわけでございます。

○石野委員 WIPOについて、特にこれは国連の専門機関という形になりましたが、外務省はそれに対して予算的あるいは人的な対処の仕方については、特にどのような対処の仕方をしておるか、その点をこの際明らかにしてください。

○市岡説明員 WIPOがこのような機関になりましたが、まずこのWIPOを担当するところをいたしまして、国際連合局、具体的には専門機関課がその第一

次の対処の部局であるというところはつきりしておりまして、私どものところでは他の機関もございまして、この機関のために特に担当官を配置いたしまして、東京の方の対処に備えているわけでございます。

在外といたしましては、WIPPOの本来の本部は、ジュネーブにあります国際連合に対する日本政府代表部をもって対処せしめるということにいたしております。代表部におきましては、特命全權大使以下館員は三十四名でございますが、必要に応じ総力を挙げてこの機関の会議関係の問題に当たるということにいたしている次第でございます。

○石野委員 政府がWIPPOについて力を入れなければならぬということは、かねがね私たちも要請しておったところですが、昨年のような情報不足から国会に対して政府の答弁が、もうすでに事実が具体的にいつという問題について古い資料で答弁をするというふうな対処の仕方というものは、やはりこのWIPPOの問題だけじゃないと思うのです。この十月にはストラスブールの協定が効力を発生する段階に入っていると思いが、政府はこのストラスブールの協定に対していまだのように対処しておりますか。

○市岡説明員 御説明申し上げます。

先生御指摘のとおり、この特許分類に関するストラスブール協定は、今年十月七日をもって発効することに確定いたしております。わが国は、この協定は一九七一年九月七日の閣議をもって署名いたしました。したがって私どももいたしまして、この協定につき今後手続を進めまして、できるだけ早い機会に正式の当事国となるというのを希望いたしております。もちろんこの協定の内容及び趣旨においては異存ございませんで、先ほども申しましたように、速やかに批准するという考えをもちまして、目下関係省庁と協議する等諸般の準備を進めている次第でございます。この準備が整い次第国会に對しましてこの協定締結について御承認を求めたい、かように考え

ております。

私どももいたしましては、目下のところ次期通常国会をめぐりまして作業を進める、このように取り計らいたい、かように考えておる次第でございます。

○石野委員 署名したのはもういまから四年前です。そして、昨年の十月にヨーロッパ理事国のあるいはまた非同盟国のそれぞれの所定の手続が終つて、そして一年たつたこの十月に協定が成立する、そういう段階になっている。この一年間政府は署名をしたものの、批准手続についての準備をやつてきたのですか、それともそのまま忘れてしまつて何も準備をしなかつたのですか、どうなんですか。

○市岡説明員 この件につきましては、昨年確かに十月当時、今後一カ年をもって現実に発効するという見込みを得たわけでございまして、その当時から関係省庁、特に特許庁とも協議をいたして事の準備を図ろうとしてきたわけでございまして、今次通常国会につきましては、その準備が十分整うことを得ず、批准についての御承認を求めるところを得なかつたわけでございまして、今後できる限り作業を促進いたしまして、次期国会をめぐりして批准の御承認をいただけるよう取り進めたい、かように希望する次第でございます。

○石野委員 特許庁長官にお尋ねしますが、ストラスブールの協定の意味するものは非常に重要だと思ふのです。特に今日のようないかなる国際情勢の中、日本経済がだんだんと追い詰められてきている段階では、やはり輸出増進とかあるいは国際的な貿易関係を通じて、ここで決められる工業所有権に関する特許の問題等の国際的協定へ日本が入り込んでいくことが非常に大事だということはいふまでもなかつたことなんでしょう。昨年の十月に、ストラスブールの協定が今年十月には成立するところがすでにわかつていたのに、特許庁はこの段階でもなお日本が正式の加盟国になることに對する熱意を燃やしていなかつたのだらうか、あるいはまた一生懸命やつたのだけれども準備が整わない

ほど、それほど複雑な事務内容があつたのだらうか、そういう点について私は不審に思ふのです。私の調べたところでは、もう事務手続や何かではそんなに問題がなさそうなんです。

〔委員長退席、田中六六委員長代理着席〕

各国がみんな同時発足をしていく。それを、四年も前に署名をしていのに批准をする手続を怠つていふというところは、外務省の方だけの責任なのか、それとも特許庁はそのことを外務省に對して要請しなかつたのかどうなのか、その辺のところをまず最初にお聞きしたいのです。

○齋藤英政府委員 いわゆるストラスブールのIPCの問題でございますが、IPCの内容は、申すまでもなく特許を国際的な分類にする、こういうことでございまして、IPC分類を日本の特許分類にどういふふうにつけようかということがその内容でございます。

私どもの方といたしましては、IPCの分類につきまして、昭和四十五年から日本特許分類と併記するからこうで公告公報にサブクラスレベルのIPC付与を開始いたしまして、さらにそれを推し進めまして、昭和四十八年の十月からは全技術分野にわたつてサブクラスレベルで完全に記号を付してあります。それからなお、公開公報につきまして、これは本年の三月からでございますが、サブクラスレベルで完全に符号をつけてあります。したがって、現在、公告公報、公開公報ともサブクラスレベルで完全にIPCの符号を付与してある、こういうのが実態でございます。

したがって、特許庁といたしましては、すでにそのIPCの意図しております国際的な特許分類というものを、現在はIPCと申します日本特許分類と併記ではございまして、サブクラスレベルでもつて完全に付けておるというものが現状でございます。

それで、IPC協定は、これは申すまでもなく非常に重要な問題でございます。私どもの方といたしまして、一日も早くこの協定の正式メン

バーになることを希望いたしております。

○石野委員 IPC条約の問題については、すでに公告公報はもとよりのこと、公開公報も十分やつております。あるいはサブクラスレベルでいろいろななにも全部やつておるんだということですが、そういうふうな準備は十分整つており、正式の加盟国になることを期待しているというのに、この十月からストラスブールの協定が発効する段階でなぜ加盟国になる努力をなさらないのですか。特許庁はそのつもりでつたのだけれども外務省の手落ちだったのか、それともあなたの方でそれだけの意欲を燃やしていなかつたのだらうか。そのところをちょっと聞きたいのですから、その点について長官の御意見を聞かしていただきたい。

○齋藤英政府委員 IPCの協定に参加いたしますことを私も非常に熱望していることは、いま御答弁申し上げたとおりでございます。したがって、私どもが関係各方面に對しましてこれを絶えず熱心に希望いたしておりましたことは事実でございます。その具体的な詳細にわたつては、これは各方面いろいろ御都合もあつたことだと思ひます。したがって、私どもの方の希望がかなえられなかつたことは、私どもとしてより努力が足りなかつたんじゃないかというふうな気がいたしております。

○石野委員 国連局に聞きますが、特許庁としては一日も早く加盟したいという熱望を持つておる。なのに、十月発効がもうちゃんとわかつている時点でなぜ今国会にその批准の手続をしなかつたのですか。今国会で批准の手続をすれば、政府がその要望をもつてすれば、各党の意見はわかりませんけれども、本件について国会が拒否をするということとは恐らくないだろうと思ふのです。条件がそれだけ整つていのになぜこの国会に批准の手続をしなかつたか、その間の事情を聞かしてもらいたい。

○市岡説明員 御説明申し上げます。先ほど長官から御説明がございましたとおり、

先年秋から暮れにかけて種々御要望があり、私どももいたしまして、この件につきましては十分慎重に検討いたしました次第でございます。それが今次通常国会に批准の御承認を求めに至らなかった理由につきましては、諸般の事情がございまして、まず、批准を必要とする多々の条約関係もあり、もちろんその間に優劣があらうとは決して思わないわけでございまして、諸般の準備が整い得るという見込みがついたものから手続を進めるといふことにせざるを得ないという事務的な事情もございまして、今次国会につきましてはこれを御承認いただく手続はとれないというように考えたわけでございまして、しかしながら、この条約の必要性につきましては十分認識している次第でございますので、今後できるだけ作業を促進したい、かように考える次第でございます。

○石野委員 特許庁長官にお聞きしますが、いま日本の特許申請件数というのはどのような事情なのだろうか、そしてまた世界の各国と日本と比較してどうか、いふ点をお聞かせいただけないだろうか、そういう点をひとつお聞かせいただけないか。時間がありませんから簡単にしてください。

○齋藤(英)政府委員 お答えいたします。現在、日本の特許関係は、特許、実用新案を合計いたしまして、昭和四十九年度の出願件数は三十一万六千六百六十五件でございます。それから、ちなみに四十八年度は二十八万八千九百六十一件でございます。これに對しまして諸外国でございますが、いま私、年度で申し上げましたが、諸外国は暦年でございまして、特許、実用新案を合わせまして、西独では一九七三暦年で十一万二千四百四件、一九七二年では十一万五千六百六件でございます。そのほかアメリカを一例だけ申し上げますと、一九七三年では十萬四千七百七十九件、一九七二年は九萬九千二百九十八件でございます。それ以外の国もございまして、省略させていただきます。

○石野委員 日本の場合は暦年ではありませんから、若干の違いがあったとしても西独、アメリカと比べてはるかに多いわけですね。これだけ多い特許申請があるという段階でストラスブル協定の持つ意味合いというものは、私は非常に重要になってくると思ひます。そういうようなきわめて重要な問題について、今国会で批准の手続をしないということは、事務上のミスであつたのか、あるいは政府の考え方がどういふものであつたかわかりませんけれども、とにかく十月のストラスブル協定の発効の段階では、日本は具体的に加盟国になり得ないという事情にございまして、私はいま一つお聞きしたいのですが、このWIPPOの關係あるいはIPCの關係で國際的な會議といふのは数多く持たれておると思ひますが、特許庁なりあるいは外務省なりで、ことし一年間のIPC關係の國際會議の回数がどれだけあつて、どれだけの国がそれに出席するのかわつたことについての計画がございまして、それを先にお聞かせしてもらいたい。

○齋藤(英)政府委員 IPCは、これは五年ごとに改正をすることになっております。その改正會議は、私どもが予定しておりますのは、ジュネーブにおきまして昭和五十年度において約二回予定をいたしております。その關係の予算の手当てをいたしておりますが、それ以外に國際特許分類協定の分担金というものがございまして、この分担金につきましても予算上の手当てをいたしております。

○石野委員 IPCがいま作業部会として持つておる會議といふのは非常に多いわけですね。これは第一から第五部会までの間の部会の會議があるけれども、それには日本は一回も出ないわけですね。それで、いまのお話のように、二回出る予定だといふのは、ビュローとそれから合同暫定委員會における出席、おそらくその二回だろうと私は思ふのです。そうだとしますと、日本の場合は、先ほど言つておる通りに、特許件数は圧倒的に多いのに、それぞれの部会における作業部会には一回も出席しないんですよ。しかも、IPCとJIPCとの間にはいろいろな錯綜する問題がたくさんあるはずですね。それを調整しなければならぬ作業部会には一回も出ないで、そしてビュローだとかあるいは合同暫定委員會等に出ておるだけでは、實際には仕事としてはならないのではないかと、こう思ひます。

大臣にちよつとお尋ねしますが、私は、この特許の問題についてのストラスブル協定というのは、日本の産業の國際的關係における意味合いでは大変に重要なものだと思うのです。特に輸出増進とかあるいは輸出入の關係における特許の持つ意味合いが非常に重要だといふことを考えますと、この種の會議に全然出ないでいて、特許問題に對して全然ノータッチと言つちやいけないかもしれませんけれども、作業部会に全然出ないといふことは、もうノータッチと同じなんですよ。ビュローだとかあるいは合同暫定委員會等に出てみたところで、もう話は皆決まつちやつておつて、あとはみんなやりましよう、やりましようといふだけになつちやうなだらう、恐らく私はそうだと思うのですが、こういうようなことでは、ストラスブル協定とかあるいはWIPPOに對して關心を持つていふふうには考えられないのですよね。昨年私がそのWIPPOの國連專門機關についての質問をしたときに、政府の側の答弁は的外れだつた。そしてまた、今日、この十月からストラスブル協定が発効するとわかつていて、なおかつ國會に對する批准手続さえも行わな

いといふことになる、この問題について形は追つていけるけれども魂は全然入つていない。政府の考え方が那邊にあるのかわからないんだが、通産大臣は、この問題についてこれでいいのかどうだらうか、外務省と通産省との間の關係もやはり一つあると思ひますし、それからなお作業部会等に出席できないのは、予算がないから出ないんだらうと思ひますが、その予算等についても対処する方法を考えないのかどうか、あるいはそれに對する要員の設定といふものは要らないのだらうかどうか、あるいはWIPPOについてあるいはIPCについて所要の人員手当てといふような

ものを考えないでもいいのだらうかといふようなことを私はここで懸念するのです。大臣のその点についてのお考えがありましたら、ひとつ聞かしてもらいたい。

(田中(六)委員長代理退席、萩原委員長代理着席)

○齋藤(英)政府委員 多少事實問題がございまして、私から答弁させていただきます。

先ほど申し上げました二回予定をされております予算上の手当ては、先生のおっしゃるとおりでございます。ただ、私どもの方が持つております外國旅費は、もちろんそれだけではございまして、キンググループにも出席した事例もございまして、それからまた、出席をいたしません場合には書面で一応いろいろ意見を申し述べて、ディスカッションの結果を実は送つてきていただいております。そういうふうなことにいたしまして、日本の國の特種な分野と申しますか、いわゆるジャパンアイテムと称するやうな部門、あるいはわりあい進んでおります電子關係の部門につきましましての分類等につきましては、われわれが一応提案をいたしまして、この次の改正におきましてはその提案がはば入れられるやうな情勢にも相なつておりまして、私ども日本側の意見といふものもそのIPCの分類の改正作業の中に相当程度取り入れられて改正作業が進められておるといふふうに私どもは認識をいたしております。

○石野委員 日本がこのIPCの中で自分たちの利益を得るために努力するといふことは当然やらなければいけません。また、そのために私は、この作業部会等に積極的に出るやうな体制づくりをしてもらわなければいかぬといふふうに言つていふのですが、これは日本だけの利益じゃなくて、國際的な諸關係においてお互いに助け合ふわけばいかぬわけですから、自分の必要とときだけ出で、あとはほうりつ放しだといふことは許されまいと思ふのですよ。そういう意味から言ひますと、私は、こういう特許關係の問題で國際機關の中に

入っていく日本の政府の態度というものが、他面においてエコノミックアニマルだと言われるような非難を受けずに、自分の必要などだけでは出ないけれどもはかばかしく出ない、そういうようなやり方をしたい、という思いです。

そういうふうな考えでまいりますと、予算は確かに旅費としては取っているかもしれないが、しかし私の見た限りにおいても、各グループの作業というものはずいぶん、やはり一年間に十以上あると思うのです。その十以上もあるような作業部会の会議に対しては一度も出ないで、ただもう最後の締めだと言われるようなビュロー会議あるいは合同暫定委員会ですか、そういうようなところには出ればよろしいんだというこの考え方を直さなければいけないんじゃないか。私はそういう意味で、通産大臣に、やはり外務省と通産省との連携も不十分なところがあるんじゃないかと思うのです。特に昨年の私に対する答弁や、それからことし十月にすでに条約が発効しようとするのに、もう準備は十分でいておるはずなんです。ただ、手続の問題、対国会関係での手続にロスがあるんじゃないだろうかと思いますが、きわめて重要な会議に出ることもできないようにしてしまふような政府の態度というものは、これは考えなければならぬと思うのです。大臣からそういう点については正すための、閣議の中でかあるいはまたあなたの指示かでの対処の仕方をはつきりしておいていただく必要があるんじゃないかと思ひますので、大臣の所見をこの際ひとつ聞かしていただきたいと思います。

○河本國務大臣 先ほど来、わが国の工業所有権制度の問題についての国際会議における出席、活躍、発言等についてのいろいろなお話がございました。よく整理をいたしまして、政府部内でも手落ちのないように今後十分気をつけていきたいと思ひます。

○石野委員 もう一遍お尋ねしておきますが、IPCのこの協定に加盟するための批准は、この次

の国会には必ずやるのですか。もうこの国会にはいまからともだめなのかどうか、その点も一度はつきり聞かしていただきたい。私は、この問題は準備が整ってあれば条約の批准をできる限り急ぐというこの意味は、この加盟国としての発言権を早く持つておることがわが国のために有利だと思ふから、オブザーバーということよりも正式加盟国であることの方が有利だと思ふ。だから、批准がおくれれば、その間わが国の発言権というものがIPCの中へ入り込むことが非常に不利になるだろうというふうに思ふのでこのことを言うのですから、政府の考え方をちよつと聞かしてもらいたい。

○市岡説明員 御説明申し上げます。

先ほど申し述べましたとおり、この協定につきましては、その内容及び趣旨につきまして異存ございませんとところでありますので、できるだけ速やかに批准するという方向で作業を取り進め、私どもといたしましては、次期通常国会に提出させていただきます、かように希望する次第でございます。

○萩原委員長代理 石野委員の質疑は終了いたしました。

野間友一君。

○野間委員 特許法の一部改正法案について質問したいと思うのですが、この特許の關係については国際的な問題あるいは専門的、技術的な側面が非常に多いございまして、非常にむずかしい、このように私は考えるわけですが、本日は多項制の問題とそれから料金制度、この問題を中心にして政府の見解をただしたいと思ふのです。

工業所有権審議会の答申の中で、多項制を採用する理由として三つばかり挙げておりますが、国際的な協調、それから発明の適切な保護、三つ目は第三者の便宜に資する、こういうのが挙げてありますとともに、諸外国における特許権の取得と維持の経験から、わが国でも多項制を採用するべきだ、こういうのが意見として述べてあります。この「取得と維持の経験から」というのは、諸外

国とわが国との法制の相違が特許権を取得しあるいは維持する上で何らかの支障を来している、このようにこの答申から私は理解するわけですが、そこで、まずお聞きしたいのは、その諸外国と日本との法律上の相違、特に多項制に関連して問題となつておられるところのクレーム、この性格に関する規定についてお伺いしたいと思ふのです。西ドイツとかあるいはオランダ、アメリカあるいはイギリス、こういう諸国あるいはPCT、これは法律あるいは運用として、クレームとは出願人が保護を求める対象、こういうふうな規定しております。ところが、日本では、クレームについては発明の構成に欠くことができない事項、このように規定されておられるのは御承知のとおりであります。このクレームの規定の違い、これは明細書を作成する際に、考え方として基本的な相違があるように思ふわけですが、これは特許権の取得と維持に支障を与えた原因にならなかつたのかどうか、その点からまずお伺いを申し上げます。

○齋藤(英)政府委員 ただいまの御質問のうちの、特許法の三十六条の五項の現行法にございませう請求範囲、俗にクレームと言つておりますものにつきまして「発明の詳細な説明に記載した発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならぬ」という規定がございまして、したがって、この請求の範囲の内容として書くべきことは、発明の構成に欠くことができない事項を記載するということになります。したがって、これは発明自身といふか発明の構成を書く、こういうことになっておりますが、ただ書かれましては、特許法七十条に同じように規定がございまして、「特許発明の技術的範囲は、願書に添附した明細書の特許請求の範囲の記載に基いて定めなければならぬ」という規定がございまして、これは平たく申しますと、特許請求の範囲に書いたこと、その内容、その範囲が特許発明の技術的範囲であ

る。したがって、もう少し突き進んで申し上げますれば、これがすなわち特許権、特許として保護が求められるその範囲内であるというふうな考えのわけでございます。したがって、日本のクレームと申しますか、特許請求の範囲を記載する内容は、発明の構成を書くことではございませうけれども、法律的性格をいたしましては、これは特許発明の技術的範囲を決めるものである。平たく言いますれば、これは保護の対象になるべきものをここに書く、こういうふうにも理解ができるのではなからうかというふうな考えでおります。

○野間委員 私、そういうことを前提にしてお聞きしておるのは、答申の中で多項制を採用すべきだという理由の一つとして「諸外国における特許権の取得と維持の経験から」という表現があるわけですね。クレームについての理解と申しますか規定の仕方とも違ふ。多項制を採用する理由の中に国際化を図るということがあつた以上、こういうクレームの違い、これらが今日の日本の法制の中で国際化の観点からとらえた場合には支障を与えた原因として理解していいのかわか、こういうことを結論としてお聞きしておるわけですが、いかがですか。

○齋藤(英)政府委員 いまお話がございましたクレームといふますが、特許請求の範囲の法律的な性格と申しますか、それが国際的に見まして非常に支障があるから、これについて再検討を要するということよりは、むしろ請求の範囲の中に、クレームの中にどういふことが書けるのか、どういふことが書けないのかということ、それによりましてその特許発明の技術的範囲の記載の範囲というものが広がったり縮まったりすることは当然でございまして、したがって、むしろ日本の三十六条の五項、現行法にございまして「発明の構成に欠くことができない事項のみを記載しなければならぬ」という、そのところが諸外国の法制とは、あるいは慣行とはかなり異なつておるのではあるまいか、そこが問題の出発点ではなから

うかと存じております。

○野間委員 今回の改正による多項制、これは一発明についてクレームを複数で書けるという趣旨への改正、こう言われておりますが、クレームが一つあるいは二つ三つか、こういうような単なるクレームの項数の問題だけでなくて、各クレームに何を書くか、それからクレームの内容あるいは性格、これなどに対する考え方を明確にすることが非常に大切ではなからうか、こう思うわけです。「クレーム多項制の採用について」というこれは特許庁の総務課が四十八年七月につくられた文書があります。この資料によりますとA案、B案と二つがございいます。そして、A案では「クレームは保護の対象」と考えておる。B案では「クレームは保護の対象であると同時に発明を特定する機能を有する」、こういうことがこの文書には書かれております。このことは、そのA案を別の面から考えますと、発明を特定するということが保護対象を特定するということが必ずしも両立することが前提でない、こういうふうには私に受け取ったわけですが、その点についてはいかがでしょうか。

○齋藤(英)政府委員 いまお話がございましたのは四十八年七月、特許庁内におきまして検討いたしました途中の案であらうかと思ひます。

それで、その中にA案、B案ということで、一発明の考え方はクレームの考え方についていろいろ書いてあります。私どもの方は、結論的に申し上げますと、現在の日本の法制において、国際的に見て、あるいは出願人、第三者の保護の点等から見て、どういふところを直した方がいいかということをお考えなわけでございます。といひますのは、要するに現行法があるわけでございますからして、現行法をもとにしてこれをどういふふうにし直したならばそういう要請に合致するかというふうに考えるのが自然ではなからうかと思ひます。したがって、結論は、なるべく現行法の趣旨に沿って、しかもそれで最小限必要となるところの手直しを行う、こういうふうな考え方に

なつたわけでございます。したがって、現行法は、いま申し上げましたように、あるいはお話がございましたように、発明の構成を書く、発明を特定すると同時に、七十条でその技術範囲を、あるいは平たく言ひますれば保護の範囲を定めておるといふことでございいますので、そういう案をとつた、こういうことでございいます。

○野間委員 いや、私がお伺ひしておるのは、いまの文書の中でA案、B案、これはとにかくクレームが保護の対象と考える、あるいはそれと同時に発明を特定する機能を有すると考える、これがA案、B案の違いであるわけですね。B案をとつたということでしょうか。この特許庁の中で議論の中で、二つの案があるということ、私にお聞きしておるの、その保護の対象と発明を特定する機能、これが同一であればA案、B案の違いといふものは出てこないと思ひます。ですから、A案を別の面から考えれば、発明を特定するといふのと保護の対象といふのと、これは必ずしも両立しないといふことがあるから、このようないふA案、B案といふものが出来た、こう理解するわけですが、この点についての私の理解が間違つておるのかどうか、その点についてひと

つ……。

○齋藤(英)政府委員 いまお話がございましたA案、B案、A案につきましては、クレームを保護の対象と考えるといふことでございいます。そのクレームの内容として一発明の考え方をどういふふうにつかまえるか、そのつかまえる方がいいかによつてそのクレームに書く内容といふのは当然変わつてくるわけでございます。それで、これは申すまでもなく諸外国におきましてはそれぞれ歴史的な経緯等もありまして、一発明の範囲といふものは必ずしも一定ではないし、場合によつては相当弾力的に取り扱つておるところもございいます。したがって、クレームを保護の範囲と考えるといふ考え方がありまして、非常に広く見たその発明といふものがあるいは場合によつては非常に狭い範囲の発明といふものを自由にそのクレームの

中に書くといふことになりまして、クレームは保護の対象といふことで統一せざるを得ないということになるかと思ひます。日本の法制は、これも申し上げるまでもございせんけれども、二条の実施の定義等から推して一応、俗称カテゴリーと申しますが、カテゴリーの単位に発明の単位が成立をして、それによつて特許法全体が構成されてゐる、こういうことでございいます。したがって、その一発明の範囲内で書くといふ、その発明を特定するといふことは当然現行特許法の、一番大きいと言へるかどうかわかりませんが、けれども、二つの前提でございいますので、したがって発明を特定する機能もクレームでは特許請求の範囲の中にはつきり位置づけるといふことが必要ではなからうか、こういうふうな考える次第でございいます。

○野間委員 そこで、この文書の中で続けてあるのは、いまも長官答弁にもありましたけれども、庁内の多項制委員会の大勢はA案の方向と記載があります。B案を支持する法曹界の代表を除けば、産業界あるいは弁理士会の代表など全体としてはA案支持が圧倒的であつた、こういうふうな受け取るわけですが、しかしB案がこの改正案の中身として提案された。この理由として、先ほども若干答弁の中にあつたと思ひますが、参議院の審議の中で答弁でも、そのA案のような外国並み多項制にする、改正の規模が大き過ぎる。改正作業としての労力やあるいは改正後の運用等にもたらされる変更が大き過ぎる。そこで、わずかな改正で済むB案を選んだ、そういう趣旨の説明をされております。これは藤井議員の質問に対する答弁の中にあります。

そこで、お伺ひしたいのは、このような改正で、改正の目的である国際化に対応するといふ改正になるのかどうか、あるいはこの改正でいつて、PCT正式加盟の際に再度抜本的にさらに検討し直すといふようなことになるのか、そのあたりの考え方をひとつ聞かしてくだされ。

○齋藤(英)政府委員 いまお話がございましたA

案、B案で、私の方はB案をとつたといふことは、私、参議院の藤井先生に答弁いたしましたとおりでございいます。と同時に、先ほど申し上げましたように現行法といふものは、昭和三十五年以來でございまして、こういう構成できつちりしてあるわけでございます。したがって、その諸種の事情の変化あるいは要請にこたへるにつきましては、現行法を基礎にして、現行法の最小限の手直しによつて、国際的な要請に合ひ、かつ第三者並びに出願人の利益に合うような改正ができるならば、それが一番いい改正ではなからうかと私の方は思つてございいます。その逆な裏返し表現を、私は藤井先生の御質問のときにいたしたわけでございます。

といひますのは、要するに、そういったしますと、現行法の基本的な考え方ではございいます。いわゆる発明の単位と申しますか、カテゴリー別になつております。発明の概念と申しますか、これは改正ができないうちのうちに直さなければ、これは改正ができないうちのうちに直さなければ、これは単に、手数の問題でももちろんございいますけれども、それ以上に、既存の特許法の概念、考え方を基本的に変えざるを得ないといふことにならうかと思ひます。

なお、蛇足かもしれませんが、各国によりまして、少しづつ、あるいは相当部分、発明あるいは発明の単位に対する考え方は違つております。たとえば、最近スイスの改正法等が話題に上がつておりますが、これは日本のカテゴリー別の発明の単位とほとんど等しい制度をとつております。ほかの国は必ずしもそうではございせん、たとえば、PCTルールにもございせん、一つ一つの一般的な発明概念といひますが、シングルゼネラルインベンティブコンセプトといふもののでリンクされているものについては一出願ができる。そういうふうな考え方のところもございいます。

したがって、われわれは、そういう趣旨の要請にこたへるために、現行法を基礎にして、これをそういう要請に合うようにするにはどういふふうにしたらいいかというところで考えた結果が現

在の案になった、こういうことでございます。

○野間委員　そこで、お伺いしているのは、本改正案で国際化に対応できる、こういうふうな考えでおられるのか、あるいはいまのお話の趣旨から、当面今度の改正でいく、そしてこの推移を見て、PCTとの関係が出てくるまでにさらに抜本的に一遍検討し直すということも踏まえて改正案を出されたのか、そのところを聞いておるわけです。

○齋藤(英)政府委員　現在の多項制に関する御質問でございますので、多項制の部分に限って申し上げますと、私どもは、PCT加入に際しまして、その部分について改正をしなくてもPCTに加入できるといふふうに考えております。

○野間委員　そこで、少し質問を進めてみます。本改正の目的が、先ほどから申し上げているように、国際化に対応するということが一つの柱であることは事実でありますし、参議院の議論でもかなりその点がされておるわけですが、PCT条約の二十七条、これを見ても、この条約及び規則と異なつた、または追加的な形式または様子を国内法で要求してはならない、こういう規定があります。したがって、この改正法はそのPCT条約及び規則と矛盾しないものでなければならぬ、これは当然だと思ふのです。そのとおり理解をしてよろしいかどうか。

○齋藤(英)政府委員　そのとおりと考えております。

○野間委員　さらに、今回改正は、一発明多項、それから多発明多項、これを併用したところに特徴がある、このように言われておりますが、まずそのクレームの表現形式、これについて少しお尋ねをしたいと思ふのです。

一発明多項、このためには実施態様というものが新しく提案されております。そして、この実施態様は、参議院の審議の過程で特許庁が明らかにした省令案、私もここに持っておりますけれども、この省令案によりまして、引用形式で書くことになつております。その改正案の六項の省令案要綱の五号で、引用形式で書くことになつております。

す。発明の構成に欠くことができない事項は、引用しない形式で書く、これは六号にございませぬ。このようにクレームを実施態様かそうでないものか、これを区別して、引用形式かあるいは非引用形式で書かせるのは、本改正案による日本だけの特徴なのか、あるいはPCTもそうなるものか、その点についてひとつ見解を伺つておきたいと思ふのです。

○齋藤(英)政府委員　現在の日本の法制におきまして、いまお話しがございましたように、多発明多項、一発明多項というふうなことから直そうというところで御提案を申し上げておるわけでございしますが、その場合の従属項については引用形式にしなければいけない、引用形式にするということにつきましては、私どもはPCTの条約あるいはルールにつきまして、それに規定してあるところ、PCTは主として形式面を規定いたしておる点が多いわけでございませぬけれども、それに私どもの方は違反をいたしていないというふうに考えております。

○野間委員　違反をしていない、こういうことで。もう少し入りますけれども、ちよつとややこしい条約の問題が出てきますが、PCT規則の六の四(a)というのがあります。この六の四(a)によりまして、「一つまたは二以上の他の請求の範囲のすべての技術的特徴事項を含む請求範囲」、「従属請求の範囲」でありますけれども、これは「他の請求の範囲を引用し」、「この規定が適用されます。これは特許法の三十八条第一号に「特定発明の構成に欠くことができない事項の全部又は主要部をその構成に欠くことができない事項の主要部」としてある発明」、「この表現が適用されますが、この六の四(a)の中には、当然三十八条第一号のいま申し上げたこれが入つておる、こういうふうな理解されるわけですね。ところが、省令案の第六号によりまして、発明の構成に欠くことができない事項の記載には、他の発明の構成に欠くことができない事項を引用してはならず、こうなつてお

ります。つまり三十八条第一号の関係にある二発明の請求範囲について考えてみますと、PCTでは引用せよ、こういうことになるわけですね。ところが、日本の規則では、この省令案によりまして「引用してはならず」となるわけですね、どう見てもこれは反対のことを言つておるのじゃないか、こう言わざるを得ないと思ふのです。先ほど長官の答弁には、違反しないといふような言葉がありましたけれども……。

そこで、それを前提にしてお伺いしたいのは、PCTの六の四(a)、これと省令案の第六号、これとは互いに矛盾しないかどうか、この点について、結論だけまずお伺いしておきたいと思ふのです。

○齋藤(英)政府委員　PCTのルール全体の構成を考へまして、私どもの方は矛盾をしていないと考へております。

○野間委員　全体の構成という話がありましたけれども、少し詳細にその矛盾しないという理由をひとつ述べていただきたいと思います。

○齋藤(英)政府委員　現行と申しますか、まだ発効はいたしてありませんが、PCTのルールの六の四では、ディペンデントクレームにつきましては、いまお話しがございましたように、一つ以上のほかのクレームのあらゆる特徴を含むクレームはリファレンスによつてそうしなさいといふふうな書いてあります。それはお話しのとおりでございます。それで、それからこのディペンデントクレームの性格というものが出願の際にどういふふうな記載ができるのかできないのかということにつきましては、この六の四には記載がございませぬ。したがうして、私どもの方は、これは、ルール十三といふところにユニティ・オブ・インベンションといふのがあります。ここで考えますと、この国際出願といふものは一つの発明であるかあるいはシングル・ゼネラル・インベンティブ・コンセプトでリンクされたような複数の発明のグループであるか……(野間委員「日本語で言つてください」と呼ぶ)失礼いたしました。国際出願は、一つの

発明に関するものであるかあるいは一つの一般的な発明思想でリンクされた複数の発明のグループであるか、そういうものについて国際出願をしなればいかなうものか、この十三の一にございませぬ。それで、以下十三の二以下の規定がございませぬ。十三の四のところにディペンデントクレーム、従属項という規定がございまして、その従属項の規定のところに、この同じ国際出願で含まれるような従属項といふのはどういふものかという記載がございませぬ。その従属項の記載は、一の独立項で請求してある発明の特別の形をクレームする従属項の適当な数ならば、それは同じ一の願書の中に記載できるんだ、含むことができるんだ、含まれるべきなんだ、こういう記載がございませぬ。したがうして、私どもの方はその両方の規定をあわせ考へますれば、同じ一つの国際出願の中で記載することができるといふこと、日本語で言えば請求の範囲ですが、請求の範囲といふものはどういふものであるかといふことでございませぬ、それはこれ以外にちろんいふゆるインディペンデントクレームと申しまして独立項の規定は別にございませぬ、それは別にいたしまして、従属項の規定をいたしましては、この独立項で請求された発明の特別な、特定な形とでも言ひましようか、特定な形を請求するものであるといふ規定がございませぬ。したがうして、形といたしましては独立項は独立項で、これはほかの項は引用しないか、この中で記載すべきであり、従属項は実施態様といふものが従属項に書ける。その従属項は六の四によつて、これはリファレンス、引用しなればいけない、こういうふうになつていふといふふうな考へます。

したがうして、その全体の構成と言ひましたのはそういうことでございませぬけれども、そういうことから考へまして私どもの方はそれをもう少し簡単、直明に申し上げますと、独立項といふのは形から言ひますと他の請求項を引用するといふことはしない、あるいは他の従属項を引用するといふことはしない、それから従属項に書きますものは、

発明に関するものであるかあるいは一つの一般的な発明思想でリンクされた複数の発明のグループであるか、そういうものについて国際出願をしなればいかなうものか、この十三の一にございませぬ。それで、以下十三の二以下の規定がございませぬ。十三の四のところにディペンデントクレーム、従属項という規定がございまして、その従属項の規定のところに、この同じ国際出願で含まれるような従属項といふのはどういふものかという記載がございませぬ。その従属項の記載は、一の独立項で請求してある発明の特別の形をクレームする従属項の適当な数ならば、それは同じ一の願書の中に記載できるんだ、含むことができるんだ、含まれるべきなんだ、こういう記載がございませぬ。したがうして、私どもの方はその両方の規定をあわせ考へますれば、同じ一つの国際出願の中で記載することができるといふこと、日本語で言えば請求の範囲ですが、請求の範囲といふものはどういふものであるかといふことでございませぬ、それはこれ以外にちろんいふゆるインディペンデントクレームと申しまして独立項の規定は別にございませぬ、それは別にいたしまして、従属項の規定をいたしましては、この独立項で請求された発明の特別な、特定な形とでも言ひましようか、特定な形を請求するものであるといふ規定がございませぬ。したがうして、形といたしましては独立項は独立項で、これはほかの項は引用しないか、この中で記載すべきであり、従属項は実施態様といふものが従属項に書ける。その従属項は六の四によつて、これはリファレンス、引用しなればいけない、こういうふうになつていふといふふうな考へます。

したがうして、その全体の構成と言ひましたのはそういうことでございませぬけれども、そういうことから考へまして私どもの方はそれをもう少し簡単、直明に申し上げますと、独立項といふのは形から言ひますと他の請求項を引用するといふことはしない、あるいは他の従属項を引用するといふことはしない、それから従属項に書きますものは、

発明に関するものであるかあるいは一つの一般的な発明思想でリンクされた複数の発明のグループであるか、そういうものについて国際出願をしなればいかなうものか、この十三の一にございませぬ。それで、以下十三の二以下の規定がございませぬ。十三の四のところにディペンデントクレーム、従属項という規定がございまして、その従属項の規定のところに、この同じ国際出願で含まれるような従属項といふのはどういふものかという記載がございませぬ。その従属項の記載は、一の独立項で請求してある発明の特別の形をクレームする従属項の適当な数ならば、それは同じ一の願書の中に記載できるんだ、含むことができるんだ、含まれるべきなんだ、こういう記載がございませぬ。したがうして、私どもの方はその両方の規定をあわせ考へますれば、同じ一つの国際出願の中で記載することができるといふこと、日本語で言えば請求の範囲ですが、請求の範囲といふものはどういふものであるかといふことでございませぬ、それはこれ以外にちろんいふゆるインディペンデントクレームと申しまして独立項の規定は別にございませぬ、それは別にいたしまして、従属項の規定をいたしましては、この独立項で請求された発明の特別な、特定な形とでも言ひましようか、特定な形を請求するものであるといふ規定がございませぬ。したがうして、形といたしましては独立項は独立項で、これはほかの項は引用しないか、この中で記載すべきであり、従属項は実施態様といふものが従属項に書ける。その従属項は六の四によつて、これはリファレンス、引用しなればいけない、こういうふうになつていふといふふうな考へます。

したがうして、その全体の構成と言ひましたのはそういうことでございませぬけれども、そういうことから考へまして私どもの方はそれをもう少し簡単、直明に申し上げますと、独立項といふのは形から言ひますと他の請求項を引用するといふことはしない、あるいは他の従属項を引用するといふことはしない、それから従属項に書きますものは、

発明に関するものであるかあるいは一つの一般的な発明思想でリンクされた複数の発明のグループであるか、そういうものについて国際出願をしなればいかなうものか、この十三の一にございませぬ。それで、以下十三の二以下の規定がございませぬ。十三の四のところにディペンデントクレーム、従属項という規定がございまして、その従属項の規定のところに、この同じ国際出願で含まれるような従属項といふのはどういふものかという記載がございませぬ。その従属項の記載は、一の独立項で請求してある発明の特別の形をクレームする従属項の適当な数ならば、それは同じ一の願書の中に記載できるんだ、含むことができるんだ、含まれるべきなんだ、こういう記載がございませぬ。したがうして、私どもの方はその両方の規定をあわせ考へますれば、同じ一つの国際出願の中で記載することができるといふこと、日本語で言えば請求の範囲ですが、請求の範囲といふものはどういふものであるかといふことでございませぬ、それはこれ以外にちろんいふゆるインディペンデントクレームと申しまして独立項の規定は別にございませぬ、それは別にいたしまして、従属項の規定をいたしましては、この独立項で請求された発明の特別な、特定な形とでも言ひましようか、特定な形を請求するものであるといふ規定がございませぬ。したがうして、形といたしましては独立項は独立項で、これはほかの項は引用しないか、この中で記載すべきであり、従属項は実施態様といふものが従属項に書ける。その従属項は六の四によつて、これはリファレンス、引用しなればいけない、こういうふうになつていふといふふうな考へます。

したがうして、その全体の構成と言ひましたのはそういうことでございませぬけれども、そういうことから考へまして私どもの方はそれをもう少し簡単、直明に申し上げますと、独立項といふのは形から言ひますと他の請求項を引用するといふことはしない、あるいは他の従属項を引用するといふことはしない、それから従属項に書きますものは、

発明に関するものであるかあるいは一つの一般的な発明思想でリンクされた複数の発明のグループであるか、そういうものについて国際出願をしなればいかなうものか、この十三の一にございませぬ。それで、以下十三の二以下の規定がございませぬ。十三の四のところにディペンデントクレーム、従属項という規定がございまして、その従属項の規定のところに、この同じ国際出願で含まれるような従属項といふのはどういふものかという記載がございませぬ。その従属項の記載は、一の独立項で請求してある発明の特別の形をクレームする従属項の適当な数ならば、それは同じ一の願書の中に記載できるんだ、含むことができるんだ、含まれるべきなんだ、こういう記載がございませぬ。したがうして、私どもの方はその両方の規定をあわせ考へますれば、同じ一つの国際出願の中で記載することができるといふこと、日本語で言えば請求の範囲ですが、請求の範囲といふものはどういふものであるかといふことでございませぬ、それはこれ以外にちろんいふゆるインディペンデントクレームと申しまして独立項の規定は別にございませぬ、それは別にいたしまして、従属項の規定をいたしましては、この独立項で請求された発明の特別な、特定な形とでも言ひましようか、特定な形を請求するものであるといふ規定がございませぬ。したがうして、形といたしましては独立項は独立項で、これはほかの項は引用しないか、この中で記載すべきであり、従属項は実施態様といふものが従属項に書ける。その従属項は六の四によつて、これはリファレンス、引用しなればいけない、こういうふうになつていふといふふうな考へます。

これは日本語で言いますれば発明の実施態様でございませうけれども、実施態様という具体的な内容でなければならず、かつそれは独立項を引用しなければいけない、かつ独立項に書いてある技術的特徴というものはすべて包含しなければいけない、こういうふうな解釈をいたしております。

したがって、いま御質問がございました六の規定は、そういう趣旨でもって私の方は規定をいたしたわけでございませう。

○野間委員 えらい実務的な問題で理解が非常にしにくいわけですが、お聞きしておいて、要するに言わんとするところは、矛盾しないということだと思ふのです。それでしよう。それは十三の四ですね。これは六の四をさらに限定的に定義する規定だ、こういう解釈のように承つていいわけですね。

○齋藤(英)政府委員 従属項に關しまして、私もはそういうふうな理解をいたしております。

○野間委員 しかし、そうなりますと、ちよつと私も納得しにくいのですけれどもね。六の四の(4)いま長官も英語で読まれましたけれども、一または二以上の他の云々を含むいかなるクレーム、こうありますね。「エニークレーム」こういう書き出しで始まつております。この書き方からしますと、十三の四がどうであろうと、とにかく六の四(4)のかきで考へてよいはずではなからうか、独立してですね。また、前段に規定された条文の内容、ルールの内容を變更するような規定があるんだという考へ方も、これは私はおかしいと思ふのです。

さらに、十三の四の規定についてですけれども、この規定は従属クレームがそれ自体で一発明を構成する、こうありますね。これはわが国の三十八条の一号に言う別発明と同じものであると思ふのです。また、ここで言う特定の形態、これが本改正案で言うところの実施態様と同じ意味であるとは私は理解できないと思ふ。

そこで、もしPCTの十三の四が六の四の(4)とともに省令案の第六号、これと同じ意味だと仮に

仮定しますと、PCTルールのこの規則のもとにあつても一発明があるいは同一カテゴリーの別発明か、これを峻別しなければならぬということになると思ふのです。これは形式論はともかくとしても、この峻別の点については参議院の商工委員会で松本参考人その他からも指摘をされたように、実際には非常に厄介な問題だ、こう思ふのです。ですから、PCTでは、それを承知の上で十三の四で、一発明または発明群、こういう規定をしてありますが、これに見られますように、一貫して一発明かあるいは別発明か、この峻別の論議を避けておられると思ふのです。これは各国で発明の体制に対する考へ方、これが違ふということ

が考慮されておるといふふうに私は理解しておるわけですね。したがって、私、素人ですが、多少専門的な論議かも知れませんが、十三の四の規定は独立クレームと従属クレームがある場合に、それらが一発明か別発明かの判断しなければならぬという問題が起るから、一発明なら従属クレームとして書いてもよろしい。仮にそれ自体で一つの発明となるもの、すなわちわが国の法

三十八条の一号に言うような別発明であつたとしても、それを従属クレームとしてよろしい、こう読むべきだと私は思ふわけです。そうしないと、実務上大変な問題を抱へ込む、私はそう思ふのですけれども、その点についていかがでしょうか。

○齋藤(英)政府委員 いまお話がありました一番最後の点で「イーブンウェア」、英語で恐縮でございますけれども、それは要するにそれ自体一つの独立の発明を構成するものである場合であつてもこうであるといふふうに私も考へております。

たとえば特許法の訂正審判の規定、これは御案内だと思ひますが、百二十六条の規定でございますが、その三項に「第一項第一号の場合、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により構成される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならぬ。」

こういう規定があります。と申しますのは、訂正後におきましてもそれは要するに一つの発明の構成、発明を構成して独立して特許を受けることができるものでなければならぬという、こういう規定でございますが、私もこの「イーブンウェア」のそのところは、たとえば最初の主クレームと申しますか、主請求項が仮に何かの瑕疵がありまして、それが仮に抹消しなければならぬといふのを仮定いたしました場合に、第二項目の、私もが言う実施態様がその上に出てくるということになります。その場合において、それ自身百二十六条の三項に書いてありますように一つの発明を構成するようなものでなければならぬんだといふふうなことはあるまいかといふふうな私も考へておる次第でございます。

○野間委員 どうも妙な答へで、私は理解できないのですけれども、真つ當に考へますと、いま私が申し上げたやうなふうな解釈を以て外にないと思ふのです。しかし、そういう答へがあるなら、押し問答しておつてもあれですから次に進みます。

すでに実施態様の中身について質問に入つておるわけですが、先ほどから申し上げておるように、一発明かあるいは多発明か、この峻別は非常にむずかしいと思ふのです。ことに三十八条一号の關係が非常にむずかしいと思ふのですが、これはまた参議院での審議の中で松本参考人、これは弁護士さんですね、この方のこの問題に關しての指摘について、一体特許庁はどういうふうな受けとめておられるのか。これは特許庁の中の職員の方からいふと訴えを私も聞いておるのですけれども、公式論はともかくとして、いろいろな言われましたけれども、実際にどう運用するのか、これが非常に問題だらうと思ふのです。この点をあいまにしておきますと、出願人が明細書を書くときにどうすればよいかわつたことにもなりますし、特許庁の内部での取り扱い、これもそれぞれ違ふと思ふのです。混乱すると思ふのです。どう理解するか、どう認識するかで違ひが出てくると

思ふのです。また、出願人にとっては、明細書の書き直し、これが求められる場合もあるだらうと思ひ、場合によつては拒絶の問題も出てくると思ふのです。さらに、料金の問題、払わなくてもよい審査請求料を払わされたり、あるいは払うべきものを払わないままになったりの不正が出てくるということも、十分予測できるのです。これに對して一体どう対処されるのか、先ほどの論議を踏まえ、また参考人の参議院での意見を踏まえ、特許庁は一体どのように対処されるのか、ひとつ明確に答へ願ひたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 今回の改正は、一番最初に申し上げましたように、現行法を基礎にいたしましてその改正を最小限にとどめたいということを意図しておられることは、申し上げましたとおりでございます。したがって、たとえば一発明の概念というものにつきましては、これは變更いたしておりません。そういうふうな次第でございますからして、一発明といふものの考へ方、内容、範圍といふものにつきましては従来と變更してはいないわけでございます。したがって、出願人あるいは審査官の間において、従来と違つた考へ方になつておられるのはあるまいかと思ひお考への方でございます。私はそういうお考への方はないと思ひますけれども、それはそうではないわけでございます。しかしながら、これは多項になります。当然一発明につきましても複数のクレームになりますからして、新しい制度でございますから、当然その間におきまして私どもの施策がよろしきを得ない場合には混乱が起きるといふことは、これは抽象的に申しましてあらゆる新しい制度をとる場合に生ずることでございます。したがって、私もこの点、現在はまだ法律御審議の最中でございますから、まだ省令案でございますけれども、この省令につきましても、広く現在でも内外にいろいろ御説明申し上げ、あるいは御意見をお聞きして、足らざるところあるいはこれについていろいろ問題があるところにつきましては、議論の末それをいろいろ省令の段階

において考えたいと思っております。それと同時に、実施の運用要領を実は部内でつくりつつありますが、これにつきましても同様に、やはり衆知を集めまして完全なものをつくりたいと思っております。

それからなお、それが一応完成いたしました時には、これは特許庁の中はもちろんのこと、各地に参りましていろいろ説明をし、御意見を聞きまして、その周知徹底を図るようなことにいたしたいというふうに考えております。

○野間委員 新しい制度をつくったときには混乱がつきものだ、私はそういう答弁のように聞きまして、もうけしからぬ。しかも、いまの答弁の中で、基本的には変わっていないと言いがら、多項制を採用したこの理由については国際化だ、こういうことも事実なんですね。しかも、多項制の問題が、実際PCTに即したものであるから、これがまさに論議の対象になっているわけでしょう。庁内で論議されたA案、B案、まさにそうなんです。非常にあいまいな形で進みながら、しかも新しい制度をつくったら多少の混乱はやむを得ないというような抽象的な一般論で逃げるというの、私は避けていただきたいと思うのです。少なくとも私は、いま出ました条約との関係で生じておるいろいろな問題、これに対してどう対処するのかということをお聞いしておるわけです。単に抽象的なそういう論議で、出てきた場合にはそれは新しい制度でやむを得ない、しかし適切に対処するというような抽象的な論議では、私はこれは救えないと思うのです。その点について私は、対処の仕方をもっと厳しく、いま省令の問題とかあるいは内部の運用の問題についてありましたけれども、これをぜひひとつ混乱のないようにつづけて、ひとつまた説明をいただきたい、こう思います。

そこで、続けますけれども、改正案の第三十六条第五項ただし書き、いわゆる実施態様の問題ですが、その発明の実施態様に何が書けるかという、この問題についてお伺いしたいと思います。

特許法の二条では、その発明の実施について定義があります。この定義によりますと、物の発明の実施とは、その物の生産、それから使用等も入る、こういう規定があります。物の発明の実施態様にそれでは生産や使用に関する事項を書いてよい、このように理解していいのかわかりませんが。

○齋藤英二政府委員 第二条において実施の定義があることはお話のとおりでございます。今回の実施態様と申しますのは、大正十年法の「実施ノ態様」という、従来使われておりました言葉、その表現をとったわけでございますけれども、これは実施の態様というふうに当初私どもの方も表現をいたしておりました。しかしながら、実施の態様ということになりますと、二条の実施というところとの関係が非常に生じてくるということが、これは法制部門を担当しておるところでもいろいろ議論がございまして、その末、実施の態様を実施態様というふうに一つの熟語にこれを置きまして、実施態様という一つの言葉で全体の意味を表現するということにいたしましたわけでございます。したがって、二条の実施ということとこの実施態様という言葉につきましましては、関連と申しますか、二条の実施というものとこの実施態様の内容というものは違つたものであるというふうに私どもの方は考えております。

○野間委員 それで結局どうなるのですか、いまの質問。

○齋藤英二政府委員 生産とか販売とか、そういうものが二条の実施にございますけれども、それは私どもの方は実施態様の内容になるとは考えておりません。

○野間委員 そうしますと、特許法の中では実施という概念が二通りに使われる、こういうことになりませんか。二条でいう実施とそれから三十六条五項の実施態様、同じ実施という言葉を使いますが、片方は実施である、片方は実施態様という新たな概念の規定だ、設定だ、こういうふうに理解されておるわけですか。新たにつくつたもので

あつて、その中には、二条の実施の概念規定ですね、定義とは異なつたものであつて、当然生産や使用は入らないのだ、こういうことですか。

○齋藤英二政府委員 三十六条五項ただし書きで御審議をお願いしております実施態様というものは、実施態様という一つの熟語で私の方は考えておりますので、二条の実施というものの定義とは違つたものであるというふうに考えております。

○野間委員 そういう前提に立つて生産やあるいは使用に関する事項を書くことはできない、結論はそうなるわけですね。

そこで、二条とあるいは三十六条の五項等々いろいろ検討しましたけれども、一体使用やあるいは生産が書けない、書いてはならぬという答弁がいまありましたけれども、これは二条の概念とは違つたのだ、こういうことですね。それじゃ、書いてはならぬという法律の根拠は一体あるのかどうか、これが問題になると思うのです。禁止、これはいけないとおっしゃるなら、私が見るところ、特許法の中ではこれを禁止する規定はないと思うのです。もし、それを書いてはならぬというよう

な取り扱いをするとなれば、それはやはり省令等で書かれるとしか考えようがないと思うのですけれども、こうなりますと、出願人の権利そのものが省令等で規制されるということになりますと、これを単なる運用上の問題、運用事項として考えることは大変なことになると思うのです。そういう点を踏まえてこの現行法の中で使用、生産が書けないというこの法律上の根拠は一体どこに求めておられるのか、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○齋藤英二政府委員 先ほども申し上げましたように、その実施態様というものは二条にいう実施とは違つたという私どもの考え方でございます。これは大正十年法以来、実施の態様あるいは実施態様という言葉は学術論文その他でいろいろ使われておりますが、諸外国におきましてもほぼ同じような形態のものがクレームの中に書かれておる。そういうふうな諸般の情勢をつかまえて、私

どもの方は実施態様という一これはもちろん言葉の約束でございますからして、すべて言葉というものは約束ごとでございますから、共通の認識に立たなければその約束は守られないわけでございますけれども、私どもの方は、そういう特許業界あるいは外国も含めまして、そういう関係各方面の認識の上に立ちまして、実施態様というものにつきました。生産なりあるいは販売とか、そういうものの態様を書くものではないというふうに理解されると思つております。

○野間委員 いえ、一つの法律の中に二つの同じ実施という概念が出てきますから、そうであれば、混乱を避けるために、これは国際間の問題もありますから、やはりそれなりの規定を置かなければならぬ、こういう点から私は質問したわけですね。そこで、料金問題について少し伺いたいと思ひますけれども、審査請求料というのは審査負担に

対する手数料、こういうふうに私は理解しておりますけれども、それはよろしいわけですね。

○齋藤英二政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○野間委員 多項制を採用することによつてクレームの数が多くなる、審査負担がふえる、これは当然のことでありまして、そうすると、その審査請求料もふえる、増加するということも当然だと思ひますけれども、この点についてはいかがですか。

○齋藤英二政府委員 いまお話がございましたように、多項制になりまして実施態様が合せて記載されるという事態、そういうふうなことになる場合には、それは審査官としましては当然それが実施態様であるかどうか等、あるいは省令案にいま私どもが考えております先ほど出ました番号を付すとかいろいろな問題がありますが、そういう形式の問題あるいは実態の問題でチェックするポイントが非常にふえてまいりますから、したがってこれにつきました審査負担がふえるということ、お話しのとおりであらうと私は思ひます。しかしながら、要するに出願につきま

して、かりに一発明といたします。併合の場合をちよつと別にいたしまして一発明といたしました場合には、その発明を把握いたしますのつきましましては、発明の技術的特徴というものは第一項である主クレームと申しますか、発明の構成に欠くことができない事項に技術的特徴というものがすべて書かれていなければ、発明というものは特定いたしません。それから、その構成の具体化した事項が実施態様に書いてあるわけでございします。それで、発明を把握する場合には、当然最も厳密に見なければならぬのは主として第一項で、発明全体を把握しなければいけないわけでございします。第二項、第三項の実施態様、それから発明の詳細な説明が書かれてあるわけでございしますから、それも当然読んでその内容を理解しなければならぬことは当然でございしますけれども、実施態様に、クレームに、要するに特許請求の範囲に書かれるというところは、詳細な説明に書かれるよりもより重要なことであります。これは特許権の範囲によることでございしますから、したがって審査官の負担がふえることは当然でございしますけれども、その第一項、要するに一発明でありましたら主請求項によって主として発明の技術的特徴をすべて把握するということにございしますから、項がふえるにつれてそれだけ発明の数がふえるわけではもちろんございしません。したがって、その項ごとに手数料を取るかどうかという問題は、それほどそこまで考える必要はないのではあるまいかというふうな考え方に私もは立つたわけでございします。

なお、私もほかの国の例等も多少調べましたところ、一出願につきましての手数料を決めておるところもございしますし、あるいはクレームごとのところもございします。種々種類がございまして、いずれの方策も国際的にはあるのではあるまいかと考えております。

○野間委員 参議院の中でもそういう趣旨の答弁もあるようですが、しかし四十九条から見ますと、審査項目が列挙され、おっしゃるよう

新規性とか進歩性、これは発明を単位とし審査するということになっております。しかし、三十六条あるいは三十八条はそうなっていないですね。

それらの条文に關して省令案を参考に見てみますと、実施態様であるのかないのか、それから明確かつ簡潔に記載されているかどうか、それから発明ごとに区分されているかどうか、つまり二つ以上の発明が含まれていないかどうか、それから各実施態様と構成に欠くことができない事項とが区分されているかどうか、さらに各実施態様は引用形式で記載されているかどうか、それから発明の構成に欠くことができない事項は非引用形式になつておるかどうか、各実施態様は技術的に限定して具体化しているかどうか、各実施態様は他の発明の構成に不可欠な事項や他の発明の実施態様を引用していないか、さらに各実施態様は詳細な説明によつて支持されているかどうか、こういうこと等々が純粹にクレームの数に依つてふえる審査項目ではなからうかと思つております。これは拒絶の理由を出さなからうかと思つております。また、進歩性やあるいは新規性と同等に大切なものであります。したがって、審査のウエイトとしても無視はできない。これは当然な話だと思つております。それでもやはりいまの答弁を維持されるかどうか。

○齋藤(英)政府委員 ただいまお話がございした省令案についてのいわばチェックポイントと申すべきものでございしますけれども、それはおっしゃるとおりチェックポイントは多数あります。したがって、私も審査官の負担は多項制になつた場合はふえるのは当然ではないかということとを申し上げた次第でございしますが、しかしながらこれを一発明として考えました場合には、やはり一発明の新規性、進歩性その他を判断する技術的特徴は、第一項の主クレームによつて主として判断される、主としてでございしますが、判断されることが間違いない事実であると思つております。したがって、その点を考えますれば、諸外国にもいろいろ制度がございまして、これについてい

いう議論はもちろんです、私ももといたしましては、現在、物価水準にスライドしてはありますけれども、やはり出願料その他についての改正もお願いを申し上げておる次第もございします。そういうこと等も考えまして、私どもの方といたしましてはクレームごとの料金を取るということにはいたさなかつた次第でございします。

なお、そのクレームと申しますと、これは先ほど英語を使つてはいけないうお話がございしたのが、実は各項と申しますか、複數項、多數項という形式的な項というものの特許法における地位というものは必ずしも法律の条文上はつきりしておりません。改正法もまたそうでございします。したがって、項ごとに料金を取るということにつきましては、その項というもののつきまとしての法律的位置づけというものをやはり相当明確にすべきではなからうかと私は思ひます。現在省令段階においてそれは一応区分して記載する、こういうことになつております。記載方法ということは一応私も考えておりますが、もし項ごとに料金ということになりました場合には、その辺のところももう一遍私も再検討せざるを得ないことにならうかと存じております。

○野間委員 時間がありませんで、あと大事な点を二、三、実務の問題について少しお聞きしたいと思つておりますけれども、訂正審判で一つの独立クレームが削除され、二以上の実施態様が独立クレームに昇格するようなケースがあり得るわけですね。この際、登録料は加算しなければならぬと思つておりますけれども、いつの時点で払えばいいのか、つまり公告のときまでかのか、あるいは訂正審判成立のときまでかのか、そのときからか、あるいはそれ以外の時点なのか、そうであればいつの時点か、これは実務の問題ですけれども聞いておきます。

○齋藤(英)政府委員 審決の手数料の御質問であれば、審決の手数料につきましては審決確定時に払えばいいというふうな考えであります。

○野間委員 登録料です。一つの独立クレームが削除され、二つ以上の実施態様が独立クレームに昇格するというケースがありますね。この場合、私聞いておるのは登録料です。これを加算しなければならぬと思うのです、二つの独立したクレームになりましたから。その場合にいつの時点で払うかということ、つまり公告のときまでかのか、はつて払わなければならぬのか、あるいは訂正審判が成立した、そのときに払えばいいのか、この問題なんです。

○齋藤(英)政府委員 いまのお話は特許料あるいは実用新案による登録料の問題だと思ひます。それは審決が確定をいたしましたときに払うわけでございしますけれども、その払う分につきましては、それは当初にさかのぼつた分について追加して支払う、こういうことでございします。

○野間委員 もう一つ、実務の問題ですけれども、百二十六条の關係について少し聞きます。

時間がありませんので箇条書きに四点ばかり挙げてみたいと思ひますが、一発明の範囲内で特定の実施態様を抹消することができるとか。次に、一発明の範囲内で特定の実施態様を新たに追加することができるとか。三つ目は、一発明の範囲内で特定の実施態様を擴張変更することができるとか。四つ目は、同じ一発明の範囲内で特定の実施態様を減縮することができるとか。この四つの場合に一体どうなるのか、この百二十六条の關係で少しお伺ひしたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 いまお話がございした一発明の範囲内においてある特定の実施態様を抹消できるかどうかということにございしますが、これは私もはでと考へております。

それから二番目に、一発明の範囲内において特定の実施態様を追加することができるとかということにございしますが、訂正審判は特許請求の範囲の減縮ということにございしますので、追加はできないというふうな判断をいたしております。三番目の擴張する變更でございしますけれども、これはやはり減縮でございませんで、これは

できないと考えております。

四番目の減縮でございますが、これは百二十六条の特許請求の範囲の減縮であればできるというふうに考えております。

○野間委員 そうしますと、抹消そのものもこれは減縮として考えるということですね。百二十六条の一項一号でできるということになるわけですか。これは正式に答弁としてひとつ確認しておきたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 百二十六条の特許請求の範囲の減縮の極限の形として抹消ということがあるというふうに考えております。

○野間委員 まだたくさん聞きたいことがありますが、けれども、ちよつと後がつかえておるようですから、この程度で私は当面終りまして、あとまた機会があれば保留した分について質問したいと思ひます。

○萩原委員長代理 野間委員の質疑は終了いたしました。

近江已記夫君。

○近江委員 きようは非常に時間も制約されておるわけでありまして、何項目かにつきまして質問したいと思ひます。

今回の改正案は、化学物質、医薬、飲食物等の発明に対して特許を与える、いわゆる物質特許制度の採用を第一の柱としておるわけですが、この制度のメリット及びデメリットにつきまして、特にメリットがデメリットを上回る根拠につきまして詳細に説明をしてもらいたいと思ひます。あわせて、この制度につきましても関係業界、なかんずく中小企業の側から反対意見というものは出なかつたかどうか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 物質特許を採用いたしました基本的な考え方につきましては、これは先般の経緯でも申し上げたとおりでございます。物質自身に關して特許を与えるということでございます。これにつきまして、たとえば物質特許がない場合を考えてみました場合には、ある技術、製造

手段、A製造手段によりましてXの物質を仮に発明をしたといたしました場合には、そのXの物質の特許を守りますためには、単にAという製造方法だけではそれが公開され、あるいは公告され、また場合には、すぐそれに類似しないは相当容易に思いつくようなBあるいはC、Dという製法特許が出願をされて出てまいります。したがって、当然発明者は、これは自分でB、C、場合によつてはDまでの製法を考えました上でそれぞれ四つなら四つの出願として出願が出てくる、こういうことでございまして、物質特許が与えられなかった場合には、一つの製造方法を考えた場合には、すぐそれで出願をいたしまして、そのXという物質特許をとることができなくなるわけでございます。したがって、その辺につきましても資金面あるいはこれが世の中に出るその期間の面につきましても相当大きな差異が出てくるのではあるまいかというふうに私どもの方は考えております。したがって、本制度を採用することによりまして、従来そういうふうな事態であるために、とかくわが国の技術研究というものが新しい基本的な物質を發明する、こういうふうなことよりも、むしろAという製造方法が出ますと、そのB、C、Dという別の製造方法を發明した方が安上がりです、場合によつてはその方がプロフィットアップルでございますからして、そういうふうにとにかく走りがちになる、こういう傾向がございました。これは技術水準の格差が非常にありました場合にはあるいはやむを得なかつたかと思ひますけれども、その辺につきましても、私どもはいまの技術水準になりました場合には、そういうことはむしろ避けるべきで、新しい物質創造のような基本的な研究あるいは發明がされるべきであるというふうに考えます。

したがって、デメリットとなりますと、皆その裏返しでございます。

○近江委員 この物質特許の制度をとるためには、根本的にわが国の産業技術というものが相当

高い水準にあることが条件でなければならぬと思ひます。しかるに、わが国のこの技術貿易の実態というのを見てまいりますと、昭和四十九年の国際収支のデータを見てまいりますと、特許権使用料の支払いが約七億四千万ドルに及んでおるわけですね。それに対して、受け取りは一億一千万ドルにすぎないわけですね。このように技術面で外国に比べて非常に立ちおくれている状態の中で、この物質特許制度を設けた場合、その特許権を武器とする外国企業によつてわが国産業が支配されるようなおそれがないかどうか、この点が非常に心配であるわけですね。この点についてはどうですか。

○齋藤(英)政府委員 昭和四十六年の八月からでございますが、工業所有権審議会を開きまして、そこで物質特許制度を採用すべきかどうかということの諮問をいただきました。それから物質特許小委員会を開きまして、二年半にわたりましたこの問題につきましても議論を重ねたわけでございます。その参加されました方々は、学識経験の方あるいは生産者の方あるいはそれを消費される方等、各種にわたつておりますと同時に、委員以外の方のそれぞれのヒヤリング、学識経験者の方に來ていただきましたヒヤリングをいたしまして、その結果、総合して、日本で現在不特許事由になつております化学物質、医薬、飲食物、嗜好物につきまして、すでにほとんど国際的な水準に達しておるといふ一応の結論に達したわけでございます。したがって、その結論に従ひまして、私どももそれにつきまして条文を改正いたしました。なお、これ以外に、本日午前中に申し上げましたように、化学関係につきましては主要企業のアメリカーにおきまして特許の取得数等を考えてみますと、十年前といふまでは全く違った様相になっております。一九五七年ごろは世界の先進七大国のうちで日本は七番目ぐらいでございました。しかしながら、一九七三年になりますと、日本は、アメリカ—アメリカーへの特許でございますから、アメリカが一

番目か二番目か三番目か日本ということになっております。したがって、その間に、この十年間にわたりまして日本の技術水準というものが相当飛躍的に向上したというふうなことの一つの証左ではなからうかと考えます。

なお、それ以外に、科学技術庁で世界経済白書というものを出版いたしましたけれども、そこで各種の重要な要素を比較して技術水準を算定いたしましたけれども、一九六〇年代の技術水準というのは、わが国は、米、英、西独、仏、伊、日の六カ国の中で五番目である、イタリアの前であるというふうなことでございまして、六〇年代の末にはほとんど西独と同じような水準に達しておるといふのがこの白書の中に出ております。これは一九七〇年度版でございますけれども、そういうふうな点からも考えまして、私どもは現在その方面の技術水準は世界的水準とほぼ等しいところまで來ておるといふふうに考えております。

○近江委員 世界の水準に來ているということをおっしゃっているのですが、いわゆる国際収支で見ますとこれだけの差があるわけですから、その点はよく認識をされてもらわないと、それが非常に大きいと思ひます。

それから、新しい化学物質や医薬などを發明することについては、どうしてもやはり大きな研究組織を持つております大企業が有利であることは、これは当然であります。大企業が基本的な特許権を獲得することによりまして、独占、寡占状態が形成または強化される。ひいては国民生活に密接な関係のある化学物質や医薬の供給数量あるいは供給価格に悪影響を及ぼすおそれがないか、こういう点が非常に心配であるわけですね。また、大企業が特許権を所有した結果、同業種の中小企業との経営格差というものがさらに拡大をする、二重構造が固定化することにならないかどうか、こういう心配が非常にあるわけですが、この二点についてお伺いしたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 物質特許を採用いたします

ことによりまして、化学物質あるいは医薬品——
飲食物は少し企業形態なり業界内容も違ふと思ひ
ますが、そういうものの新しい発明なり発見なり
というものが大企業を中心に行われるおそれがある
のじやないかというお話でございますが、これは
私もその心配が全くないという事は申し上げられ
ないと思ひます。大きな研究所を持ち、豊富
な資金を持つて有為な人材を持つておられますと
ころが仮に大企業だといふ事は、それはそ
ういふことがあり得る可能性も当然あるといふ
うに考えます。しかしながら、一方、この基本的
なあるいは革新的な発明、場合によっては発見も
入ると思ひますが、発明といふものは必ずしも大
企業だけが有利ではないといふ説もございします。
これは一つの説でございますけれども、大企業は
自分自身の利益というものが当然中心になりま
す。そして、膨大な機構がございします。悪い大企
業でありますれば、やや硬直化した機構にもなる
わけでございしますが、そういう機構と、それから
そういうふうな目下と申しますか、企業の利益を
追求する、そういう方面からの研究志向といふこ
とになりますと、これは必ずしも革新的なそ
ういふ発明、発見といふふうな方向に向かうかどう
かという点については非常に疑問である、こ
ういふ説も、実はこれは外国の文献等にも散見さ
れるわけでございします。先般出ましたOECDのイ
ンベシジョンに関する報告書にもそのことが散見
されておりますが、そういうこともございまして、
これは両説ございします。多分OECDの方の医薬
についてだつたと思ひますが、医薬が大企業から
出てくるのがむしろ少ないという事を見て驚く
には当たらない、そういう表現で書いてあつた
と思ひますけれども、したがひましてその辺は私
どもも憂慮いたしておりますが、実質的には必ず
しもそうでない部分もあるんではなからうかとい
ふに考えております。

当然ある範囲を出した場合には権利の乱用とい
うことに相なります。したがひまして、独禁法二
十三条であつたと思ひますが、これでもって正當
なる権利の行使は除外されておりますが、それ以
外の権利の乱用になりました場合には、当然それ
は独禁法によつて規制をされなければいけない事
態にならうかと思ひます。

それから、特許法自体いたしましては、公共
の利益が著しくあるような場合につきましては、
当然九十三条の裁定制度といふものがございま
すので、それを活用いたしましてそういうことを防
ぎたいといふふうな考えでございします。

○近江委員 本改正案が参議院で審議されまし
た際に、こうしたケースにつきましては九十三条の
裁定によつて解決を図る、先ほども同じ趣旨の答
弁があつたように聞いておるわけですが、この際
にも、公共の福祉の定義がはっきりしておらない。
あるいは過去の裁定の件数を見ましても、昭和三
十五年法の施行以来、八十三条関係は九件、九
十二関係は三件、九十三条に至つてはゼロ件に
なつておるわけですね。その内訳は、八十三条の九
件のうち七件が取り下げ、一件が和解、一件が却
下、九十二条は三件のうち二件が取り下げ、一件
が和解、こつちの結果が出ておるわけですね。そ
ういふことで、今後裁定に持ち込まれるケースが非
常に多くなつてまいりますし、こつちの充実とい
うことが特に今後は大事な問題になるんじやない
か、このように私は思つておるわけですね。

独禁法の適用等の話もあつたわけですが、この
点は公取委員長ともよくお詰めになつておられる
のかどうか、この辺もひとつあわせて伺ひいた
と思ひますし、さらに工業所有権審議会の答申
におきまして、裁定制度の充実を指摘するにと
もに、裁定手続及び裁定要件についての運用要領
を定め、公表する必要がある、こつちのよう
に言つてゐるわけですが、この運用要領はいつごろま
た見通しであるか、また現段階での考え方につ
きましてできるだけ具体的に説明をしていただきた
い、こつちのようにならうかと思ひます。

以上申し上げた点について御答弁いただきま
す。

○齋藤(英)政府委員 第一点は独禁法との関係の
御質問であつたかと思ひますが、これは私も公
正取引委員会と密接な連絡をとりまして、もし
権利の乱用がありました場合には、二十三条を逸脱
いたしましたような場合には厳重に公正取引委員
会で取り締まるということにつきまして、双方相
談はいたしてございします。

それから、第二番目の九十三条の裁定の問題で
ございしますが、これは工業所有権審議会の最終
答申の中に参考資料といひまして裁定制度の運
用要領案がございします。したがひまして、この試
案の中に非常に具体的なことが書いてありまし
た。たとえば裁定請求書の提出が求められて後、速
やかに裁定請求書の副本を被請求人に送付いた
しまして、期間を指定し、たとえば国内でありま
したら四十日以内、外国でありましたら三月以内
に答弁書の提出を求める等、以下いろいろござ
いしますが、そういうふうなことをいたしまして、お
おむね六ヶ月ないし七ヶ月以内にこの裁定の手続が
終わるようになつて運用要領案がございします。

私どもの方は、この運用要領案をもとにいた
しまして、さらにこれにつけ加へるべきところ、
あるいはその後、これは工業所有権審議会の発
明実施部会に実は御相談を申し上げなければい
けないこととございします。それを開きまして早
急にこの点について成案を得たいと思つておりま
す。

現在、参考資料といひましては要領といふこ
とで一応まとめたものができております。すで
に先日私どもは発明実施部会——まだこれは法律
の御審議の最中ではございしますから、正式の部
会でこれを諮るといふわけにはまいりませんので、懇
談会といふかこつちにはいたしましていただい
たつきましては御相談を申し上げておる次第で
ございします。

○近江委員 この裁定の審理期間は六ヶ月ある

は七ヶ月というようなことがあるわけですが、こ
れはやはりずるずると延ばさうという長官の気持
ちのあらわれでございすると思ひます。こつち
です。六ヶ月以上延ばさうという事とは、こ
れはどうしようもない問題だと思ひますし、こ
の点、この場において、少なくとも長官は六ヶ月
以内におさめるといふことをおっしゃる必要がある
のじやないか、私こつち思つてゐます。

それから、公共の利益の解釈の問題ですが、こ
れについてあなたはいまどのようにお考えか、考
え及ぶ範囲で明確に御答弁いただきたい、こつ
ちのようにならうかと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 裁定の申請がありましてか
ら最終の通知を出しますまでの間、六ヶ月の範囲
内にするようには、私は極力努めるようにいたし
ます。

それから、第二番目の点でございしますが、公共
の利益の解釈につきましては、実は運用要領案
にも記載がされておりますが、「法第九十三条第一
項における「公共の利益のため特に必要であるとき」
の主要なものとしては、次に掲げる場合が考えら
れる。」といふことで、「国民の生命、財産の保全
や公共施設の建設等国民生活に直接関係する分野
で特に必要である場合」と、それから二番目に「特
許権の独占により当該産業全般の健全な発展を阻
害し、その結果国民生活に実質的弊害が認められ
る場合」といふのが例示として挙がつております。
私どもは、これは審議会の運用要領案でもござ
いします。この内容につきましてさらにプレ
クダウをして個々のケースについて適用するよ
うに考えたいと思つております。

○近江委員 この裁定制度に関しまして、今回の
改正案で第九十二条にいわゆるクロスライセン
スの規定が加へられておるわけですが、物質特許制
度の採用に当たつてこの規定を必要とする理由、
いかなる場合にクロスライセンスを認められるの
か、あるいは認められないのかなどにつきまして、
こつちの問題についても実例を想定してお答えい
ただきたい、こつちのようにならうかと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 従来裁定を実施いたしました場合には、先願者が、たとえば今度新しく物質特許が認められますので物質特許権者でございまして、それでかりに後願の特許権者が製造方法の特許権者であったと仮定をいたしますと、後願の方が先願の物質特許権者に対して自分の製造方法を実施させてくれ、こういうふうな請求をいたしまして、それが裁定になるというのが九十二条の従来の規定でございまして、今回の規定はそれを、もし後願者に対してそういう強制的に実施権を与えられた場合には、先願者たる物質特許権者から後願者たる製法特許権者に対してでも実施権を与えるよう請求するという、そういう裁定も下せる、そういうことがクロスライセンスの内容でございまして、と申しますのは、通常の場合でございまして、後願者が考えますのは、たとえば新しいXという物質が考えられまして、それに伴いましてAという製造方法がありまして場合には、何もない場合と比較いたしますと、それ以外のBという製造方法でXという物質をつくるというということがわりあい容易に考えられます。と同時に、それが通常の場合には、たとえば単価が非常に安いとか、あるいは性能その他につきまして、性質その他につきましてやや違ふとか、いろいろそういうものが考えられる例が多いわけでございまして、そうしますと、かりに非常にコストの安い製造方法が考えられまして、その人がその製造方法をXというその物質特許権者から実施権をもらいまして実施しました場合には、Xというその物質特許権者の権利というものは、せっかく特許権を取りながら、これは空権と言ふとちよつと言ひ過ぎてございまして、権利としての価値が非常に薄れてくるということがございまして、したがって、そういう場合には、当然裁定をする者は双方均衡をとって考えるわけでございまして、けれども、均衡がとれるようにするために、先願者から後願者に対しても実施権の請求ができて実施権を与えることができるということでござい

それから二番目に、従来はその場合の対価といひましては、当然後願者は先願者の、いまの例でいいますと物質特許権者にその対価を払うわけでございまして、その対価の額といふものも裁定の内容に入っております。その対価の額、したがって対価だけで解決をしなければいけないということになりますと、実際に裁定を下す場合になかなかその辺についての問題解決をする困難さがございまして、しかしながら、今回の改正によりまして、先願者から後願者に対して強制実施権の請求ができる、先願者に対して与えられるということになりました場合には、双方でライセンスを得ることになります。したがって、当然その辺の解決は、裁定を下すことは容易になるといふ点もございまして、

それから三番目に、クロスライセンスということは、結局私どもとしましては貴重な発明、製造方法であれ物質特許であれ、これが早く広く世の中に実施をされるということを非常に強く念願をいたしておるわけでございまして、したがって、いま申し上げましたクロスライセンスの場合は、そうでない場合に比べて双方とも実施しやすいような条件になるということは容易に考えられることとでございまして、したがって、そういう種々の点を考えましてクロスライセンスという制度を今回採用したいと考へた次第でございまして、

○近江委員 次は、多項制の問題について聞きたいと思ひますが、いわゆるこの改正案におきまして、この多項制というのは三十六条の第五項に実施態様の併記を附けないという条文を加えたことであるわけですが、いかにも非常にわかりがたい表現である上に、実施態様の記載方法は省令にゆだねられておる、こういうようなことでわれわれとしても非常に理解しがたいものになっておるわけですね。

そこで、この実施態様の意味ですね、またその書き方、すなわちこの省令の中身等につきまして、できるだけ具体的に説明をいただきたいと思ひわけです。また、これを中小企業や個人発明家など

がよく理解できるようにするためには、どのような措置をとられるか、この点につきましてお答えいただきたいと思ひます。きょうは時間も限られておりますから明確に、ひとつ簡潔にお願いしたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 「その発明の実施態様を併せて記載することを附けない」という規定で三十六条の五項ただし書きに入っております発明の実施態様でございまして、私どもが考えております実施態様と申しますのは、その第一項に書かれるべき発明の構成に欠くことができない事項に記載をされております発明の技術的特徴をすべて含みます。かつその発明の構成の要素になつておりますものの全部あるいは一部をその場合について限定をしたり、あるいはそれに条件を付したりしてそれを具体的に表現をする、そういうふうな発明の態様の一つの種類であるというふうに考えております。

したがって、そういうものの記載をいたします場合には、第一項の発明の構成に欠くことができない事項をかりに主請求項といたしますと、主請求項を一番先に書きまして、簡単に言いますとそれに番号を一つつけまして、二番目にその主請求項を引用した実施態様を書きまして、それに二という番号を振りまして、三番目に、主請求項に対してさらに実施態様がありますればそれに三という番号を付しまして、第一項、場合によりましては第二項を選択的に引用する場合もあると思ひますが、引用いたしまして第三番目の実施態様を記載するというふうには、記載の方法といひますか、形式としてはそういう形式にならうかと思ひます。

それで、こういうふうな新しい制度でございまして、当然私どもの方といたしましてはこの省令あるいはそれに対する実施運営要領といふものを明確につくりまして、省の内外の御意見も聞いた上で確定しましたならば、これは各地におきます説明会その他も開催をいたしまして、広くこの内容を周知徹底せしめまして皆様の御理解に努

めるとともに、特許庁に協力をしていただくようお願いを申し上げたいというふうに考えている次第でございまして。

(萩原委員長代理退席、塩川委員長代理着席)

○近江委員 後のそうした研究にまつという点については、非常にわれわれとしては不満があるわけですよ。しかし、きょうは時間もありませんから先に進みたいと思ひますが、この実施態様を何項目まで書いてよいかは法文上にはないのはよろん、省令でも項目数を制限するのは非常に無理があるのじゃないかと思ひますが、数十項目もの記載がある出願がされた場合、この審査が著しく停滞する恐れはないかどうかということが一つです。

それから、この多項制の採用によりまして発明の保護はより適切に行われ、また第三者の便宜も図られる、このように審議会も政府も言っておるわけですが、実際にそうなるのかどうか、もう一度確かめたいということが一つです。

それからまた、今回の改正はPCTが発効した際にそのまゝ間に合うのかどうか、PCTによる国際出願、国際審査に当たって、多項制の規定については改正の必要がないのかどうか。

以上三点について、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 第一点の審査について停滞がないかどうかという点でございまして、これは私ども、先ほどもほかの委員の方の御質問に答えましたように、これはチェックポイントがふえますから、したがって審査官の業務というものは当然ふえるというふうに考えております。したがって、どういふふうな体制でこれに対処するかという点につきましては、目下部内で検討いたしております。しかしながら、これは施行が五十一年の一月一日となつておりますので、それまでの間私どもの方としては鋭意努力をいたしまして、審査が延滞しないような体制に持っていきたいというふうに考えております。

なお、これにつきましては蛇足ではございますが、資料の整備という点も、あるいは分類という点も重要な点であらうかと思ひます。

それから二番目に、多項制につきまして、この保護が十分であるというふうな話であるけれどもどうか、あるいは第三者はどうかというふうな点がございまして、これは第一項、要するに発明の構成に欠くことができない事項だけしか書けないということになりますと、当然権利者は非常に複雑な発明の内容、発明の構成について、

字句であらわす表現に限度があるために非常に苦慮するという場合もございまして、したがって、

実際自分が発明の構成に欠くべからざる事項を記載いたしまして、第二項に自分がそれを具体化したことを書けるということは、その内容をより理解させ、場合によりましてはその権利の範囲というものをより明確に主張ができるということでございます。したがって、出願者あるいは権利者にとりましての保護は厚いということになるわけでございます。それから、それを逆に第三者が見ました場合には、第三者は当然その特許権の権利の内容がより明確になるわけでございますからして、無用な紛争が起らないというふうな点につきましては、第三者にとりまして有利になるのではあるまいかというふうに考えております。

それから、PCTとの関係につきましては、結論だけを申し上げますが、多項制に限って申し上げますと、PCTに加入する際にわれわれは多項制の点につきまして改正をする必要はないというふうに考えております。

○近江委員 それから、商標法の改正の問題ですが、商標法の改正部分は、更新登録出願時における使用事実のチェック及び不使用商標の取り消し審判における準証責任の転換ということになっておるわけですが、この法改正によりまして出願件数の減少、審査の促進、審査期間の短縮等の効果が本当にどの程度あると考へておられるのか、また法改正以外の運用改善による効果についてはどうか、こうした点につきまして、具体的な数字を

もって長期計画として明らかにできるものであるかどうか、この点が一点です。

第二点として、更新登録出願時における使用事実のチェックはどういうような基準で行われるのか。すなわち、これを使用しているかないかはどのような基準で判断されるのか。商標や指定商品の種類などによって不公平が生ずることのないようにするためにどのような方法をとるのか等につきましてお答えいただきたい。

第三点として、不使用取り消し審判における準証責任は従来審判請求側にあったのが、この改正によりまして被請求側、すなわち商標権者に転換されることになるわけですが、これによって審判請求がやたらにふえて審判処理が停滞するようなおそれはないかどうか、また審判件数が多くなれば被請求人の方でその証拠を示してもそれを調査するのが困難なために間違つた判決がなされるなどの事態を招くおそれはないかどうか、以上申し上げたのが第三点であります。

第四点として、商標登録出願の書類に出願人の業務の事項を記載させること及び商標や商品の類似範囲等に関する判断基準の見直しを行うことについての措置はいつから講じるのか、これらの処置をあらかじめ一般に周知徹底させるためにどのような対策を講ずるのか、またこれらの措置は登録済みの商標とまだ出願していない商標との間に権利の強弱に関するアンバランスを生じないかどうか、以上が第四点であります。

以上申し上げました四点につきまして、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○土谷政府委員 お答え申し上げます。

まず第一にお尋ねのございましたのは、今回の法改正によりまして効果という点についてであつたと存じます。この効果の点につきましては、業界に對しましてアンケート調査あるいはヒヤリング等を行った結果、私どもの方ではこれから先毎年一年間の出願抑制効果と申しますか、出願減につながる方の効果としては、およそ二〇%から二五%あるのではないかと考へております。

これを細かく申し上げますと、出願時の業務チェックを行いますことによつておよそ五%、それから更新時に使用のチェックをいたすことになつておりますが、これによりまして八%程度、それから不使用取り消し審判における準証責任の転換を行いますことによつて約六%、それから料金引き上げの方でございまして、これは引き上げたとき以降毎年その効果は減少してまいらうというふうに考へておりますので、当初は十数%の効果があると見ておりますが、四、五年先にはこれはほとんど効果がなくならうかと思ひます。そのほかさらに、私どもの方の運用の改善によりまして、当初はさほど効果が上がらないまでも、数年先には少なくとも四、五%の出願減少効果があらうかというふうに考へている次第でございます。

こういうことにあわせて、現在処理の促進を図つております。審査官の増員はもちろんでございまして、特にコンピュータを利用して商標の検索を行うというのを数年前から検討しておりますが、これが近く実施の運びになりますれば相当の効果が上がるものと期待しております。

これらをすべてあわせると、四、五年先には審査に要する期間が一年程度に短縮されるのではないかとこのように効果を期待しているわけでございます。

それから二番目の御質問でございますが、更新出願の際のチェックをどのように行うかという御質問であつたかと存じます。これにつきましては、私どももいたしましてはその更新を出願してまいります出願人に自分の登録商標を使用していることを証明する書類を出していただく。その書類を出していただきます際に、その自分の商標を商品に使用しているという状態を示す写真を添付していただく、あるいはそういった商品が掲載されているカタログ等を添付していただくというふうな考へております。ただ、更新時の使用のチェックに当たりまして、もし正当な理由で使っていないというふうな場合には、これは正当な理由を明らかにする書類を出していただく。また、その事由

が生じていなかった場合には、その登録商標を使用できたはずであるということを明らかにする書類を出していただくことになっております。

それから三番目に、不使用取り消し審判の準証責任の転換によりまして審判請求がふえてくるのではなからうかという御質問でございます。この点につきましては、私どもとしまして当初はある程度ふえるのではなからうか、つまりこれまで不使用取り消し審判が十分活用されていなかった、また実際に相手の不使用を立証することがかなり困難でありましたためにこれが利用されてまいりませんでした、こういう方々がこの制度が充足したときにはお出しになるように考へられまして、ただ、その一時期を過ぎれば、現在も行われていることではございますが、恐らく商標を持つている相手方に対して譲渡の交渉をする。そして、そのために審査の場合に、当方で譲渡交渉中であるから待つてもらいたいというふうなことが従来も行われていたわけではございまして、こういうものの件数が、これまででは大体三百件程度でございまして、私どもとしましては、通常はその程度の審判請求があらうかと思つております。もちろん、この不使用取り消し審判の請求がふえまして場合には、審判の処理を促進するためにこれの手当てをしなればならないことは当然と存じます。

それから四つ目の問題といたしまして、業務チェックのことについてであつたと存じます。これにつきましては、今回の法律改正の中身にはなつておらないわけではございますが、あわせて、この法律が成立し、そして施行される五十一年の一月からというふうに予定いたしている次第でございます。

それから、類似範囲を拡大することによつて新舊の登録の権利の強弱についてアンバランスが生ずるのではないかとこのように御質問であつたかと存じます。これは制度上は変わらないわけではございまして、類似の判断の運用は社会通念によつてこれまでも行われており、またこれからは行わ

れることになると存じます。

○近江委員 この登録商標が指定商品について使用されている状態を写真に基づいて審査をするというところでありますが、この更新登録出願人が虚偽の証明を提出してきた場合にはどういふようにチェックをするかという問題なんです。処理の促進のために、画一的な方法によるチェックで、第一義的には書かれたものをそのまま信用して審査せざるを得ないとするならば、チェックすることにならないのではないか、このように思うわけですね。

それから、改正案の第二十條の二の柱書きには、使用証明等をその出願と同時に提出しなければならぬとされておられるわけですが、拒絶理由通知に対する意見書の提出時にその証明書を補正し得るようなことはできないかどうか。

以上の点について、もう余り時間がありませぬから、簡潔にひとつお願いしたいと思ひます。

○土谷政府委員 お答え申し上げます。

御質問の更新時の使用チェックの際に写真で十分かどうかというところでございますが、この更新時の使用チェックは、相当数多く出されるわけでございますし、またこれを迅速に処理しなければならぬわけでございます。本来でございまして、商標のついた商品そのものを出していただければよいし、いかと存じますが、これでは保管も非常に大変でございますし、また画一的な処理というのとはかなり困難かと存じます。したがって、チェックの目的を最も達成しやすい、そういう証拠書類として写真を添付していただくことになるわけでございます。その意味では、本人の申し出ることを尊重するという形になると思ひます。

団体等第三者の証明を付する方法ということも当然検討の対象にはなつたわけでございますが、その場合には、その団体の証拠力が必ずしも一定でないということも十分考えられます。また、出願人の手数もかなり大きいというふうにも考えられますので、この辺は現在運用要綱試案を作成いたしまして、業界並びに庁内部の意見を聞いて固

めつつあるところでございます。

それから、この記載内容につきまして、後に補正をすることはどうかという御質問であつたかと存じますが、この点につきましては、私どもの方ではきわめて軽微な補正以外はすべて認めないというのを当初からたてておりました。大量の更新出願を迅速に処理することが理由でございます。

○近江委員 あと、まとめてお聞きしますから、ちよつとメモして答えてください。

一つは、料金の値上げ問題ですが、今回の改正で各種料金が非常に値上げをされておられるわけですが、二、三倍、さらに例外として商標登録出願手数料は五倍という大幅値上げがされることになつておられる上、料金値上げだけは公布の日、即日から実施されるというのはいひいという意見が非常に強いわけでありまして、これに對して配慮する用意があるかどうか、これが一点であります。

第二点として、値上げによる増収分は国庫収入として大蔵省に入ることになるわけですが、それ以上の金額を特許行政の強化のために今後支出していくことは、わが国の科学技術の振興及び産業の発展を図る見地から当然であると思ひわけですが、改めて政府の決意をお伺いしたいと思ひます。

第三番目は、国会における決議に対する措置の問題であります。いままで衆参両院の商工委員会におきまして、工業所有権に關して数々の決議がなされておられるわけですが、その各決議事項のうち、次の点について政府はどういうような措置を講じ、または講じようとなさつておられるかという問題であります。第一点は、この審査官、審判官及び事務職員の有能な人材の多数確保、そのための待遇改善、庁舎、施設等勤務環境の整備、研修制度の充実等についてどういふようにやっておるか。その次は、国際動向に即応するための必要な機構の整備拡充、特に新規性調査機関の設立についてはどうか。実用新案制度に關する基本的事項の検討についてはどのようにやっておるか。

以上の点につきまして簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○齋藤英政府委員 料金の点につきましては先ほど申し上げましたとおりでございます。特に商標の点につきましては五倍ということになつております。その理由は、特許の出願手数料との関係でどういふふうに考へておると同時に、この工業所有権法自身の改正が十年に一遍、場合にありましては五年に一遍行われるという点等も考へて、一応法律の最高限としては五倍というふうに考へたというのを申し上げた次第でございます。法律の最高限と政令で一定規定するかどうかという点につきましては、私どもも現下の経済情勢等を考へたしまして実際の額を決めたいというふうに考へております。

それから、即時という点でございますが、これは国会法によりまして、法律が成立をいたしました、奏上になりましてから一カ月以内にこれを公布しなければならぬという規定がございまして、猶予期間がございまして、したがって、私どもとしてはその猶予期間をなるべくいっぱいにとりまして、前広に皆様方にPRをして混乱を防ごうというふうに考へております。なお、なぜそれでは施行の日になつたかという点でございますが、これは現在でもすでにその傾向が見えております。悪い言葉ではございまして、けれども、やや駆け込みというふうな状態も現在にあらわれつつあるようなこともございまして、その点につきましては、私どもはやはり配慮せざるを得ないというふうに考へたわけでございます。

それから、二番目の料金の値上げによりまして取入は挙げた特許庁の支出に充てるべきではなからうかという御意見でございますが、私どもも特許庁当局といたしましてはぜひそういうふうにしていただきたいというふうに考へております。しかしながら、これは一般会計に入るものでございまして、当然一般会計を所掌しております関係省の御意見等を参酌いたしませんと、特許庁だけでは

答弁できる問題ではなからうと思ひますが、私どもはその方針に沿ひましてなるべく努力をいたしたいと考へております。

それから、附帯決議の点につきまして三点ばかり御質問がございました。審査官、審判官等につきましては待遇改善あるいは研修強化の点につきましては、基本的には審査官、審判官の定数の問題になります。したがって、定数の切り上げあるいは役付の増加等につきましては私どもは私どもなりに毎年予算期に努力をしておるつもりでございます。それから、研修所の強化につきましても同様、私どもは有能な研修所長を配置いたしまして新しい研修もどしどし行つております。ことに国際関係の研修も増加をして行つておりました、国際化に備へるようには私どもは努力をいたしている次第でございます。

それから二番目に、国際化に伴う新規性調査機関の問題でございます。これはすでに御案内のように昭和四十六年にJAPATIICがございまして、これは現在必ずしも十分な活躍をしていないことは皆様御指摘のとおりでございます。このデータの蓄積に量、質ともにさらに努めまして、名実ともに新規性調査機関になるようになつて、私どもは指導いたしたいと思ひております。

それから最後に、実用新案につきまして抜本的な検討をすべきであるということでございますが、これはいままでいまま申し上げましたような各種の改正点につきましていろいろ議論をしております。その中には当然実用新案の問題も含まれております。そういうことでいろいろ議論をして実用新案法につきましても実は改正をお願い申し上げておる次第でございますが、実用新案自体の問題としましては今後さらに私どもは検討を重ねたい、こういうふうな考へております。

○近江委員 もう時間も来ておりますので、委員長に御協力申し上げて一応終わりますが、後、他の委員もやりますから、問題が出てきた場合におきましては質問をいたします。一応留保しておき

ます。

○塩川委員長代理 引き続き中村重光君の質疑に入ります。

○中村(重)委員 わが党の同僚諸君から相当長時間にわたって質疑をいたしておりますから、私は二、三点についてお尋ねをしたいと思います。

同僚諸君からも触れられたことですが、分類について何うのすけれども、御承知のとおり現在公開並びに公告の分類表示をしているわけですが、これがどうも不正確だという批判が非常に強いわけですね。あるものは非常に詳しく表示している、あるものは非常に不十分だということなんです、それらの点に対して長官としての見解はいかがですか。

○大谷政府委員 技術的な問題を含みますので私から答弁させていただきますと思うのですが、ただいま先生御指摘ありました分類でございまして、公開分類のことと解釈いたしております。

御承知のように膨大な特許、実用新案の出願に付処いたしました、一年六カ月経過直後できるだけ早く公報を発行するように分類をつけているわけでございますけれども、何分にもこの分類付与というものは人間がやっていることでございまして、若干の精度の悪い点もあらうかと思ひます。精度の悪い、あるいはミスという面を分析いたしますと、大きくは三つに分かれます。一つは、特許分類の付与時におけるミスがあらうかと思ひます。二番目には、特許文獻のサーチの際に、特許分類の付与をした者とサーチをした者の分類体系の認識上の相違の問題があらうかと思ひます。三番目には、分類付与から公開公報発行までの行程における転記ミス、写しかえのミス、事務的なミスでございまして、そういう事実上のミスというように分かれます。これらに付処いたしました、私どもといたしましてはいろいろ対策を検討し、また実行できるものはしつとあるわけでございますけれども、以上のような精度の問題につきましては大きくは三つに分かれます、そういうミスがあらうかと思ひます。

○中村(重)委員 齋藤さん、私の耳にいろいろな批判が入ってくるんだから、いま技術的な問題だからと言ってそれは担当者の答弁があつたんだけれども、長官だからあなたの耳には私の耳に入っている以上にそのような批判が入っているはずだ。それに対してあなたは、長官という立場からこれはどうあるべきか、どこに問題点があるのかというのを十分わきまえていなければならぬわけだ。だから、あなたの見解はどうかということとを聞いたんだから、あなたとしては、その批判は間違いないんだという確信を持っているのか、そうでないとしたらば、どうしたらよろしいのかというのをもちつと責任を持ってお答えにならないければいけないと思ひます。どうですか。

○齋藤(英)政府委員 特許分類の付与につきましてはいろいろミスがあるというところにつきましましては、いま大谷技監がお話しいたしましたとおりでございまして、この特許分類といふものは、いま申し上げましたように一年六カ月の公開前におきましてこれを付与しなければいけない時間的な制限もございまして、したがひまして、時としていま申し上げましたようなミスが出るということも私どもは聞いております。したがひまして、これはやはり分類関係を担当する人の問題にも帰すると思ひます。あるいはその量の問題にも帰すると思ひます。したがひまして、分類を担当する、具体的には分類審査官でございまして、分類審査官の数をふやし、かつ分類審査官につきましまして専門的な訓練と申しますか研修と申しますか、それを行ひましてそのミスを非常に少なくするようにいたしたいと考えております。

○中村(重)委員 おっしゃるとおり分類審査官の数が少ない、非常に事務が過重だと私は思ふ。また、待遇上の問題もあるだろう。それから、余り予算をけちるから研修といったようなものも行われていないといったような点もあるんじゃないか。同時に、分類は正確を期さなければいけないのだから、これは法律に明示する必要があると私は考へる。その点に対してあなたはどうか考へて

なるのか。それから、国際的な分類方法に対してわが国としてはどう対応するのかといった問題も、考へ方を明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○齋藤(英)政府委員 分類の問題につきましまして、実際には現在公開公報あるいは公告公報につきましまして、すでに、JPCとIPCの併記ではございませけれども、分類を付与しております。これはサブグループレベルまでの相当精度の高い分類を付与いたしておる次第でございまして、

それで、法律上で申し上げますと、これは公告をいたします場合でも公開をいたします場合でも、それぞれいろいろ事項が並んでおりまして、その最後のところに「その他必要な事項」という事項がございまして、その事項によりまして私どもは分類を公開公報なり公告公報に付与しておるわけでございます。したがひまして、現行法を基礎にして考へました場合には、現行法の範囲内で一応これはカバーがでると考へております。

○中村(重)委員 私どもはこれは法律に明示する必要がある、そういうことで修正をやるべきであるという考へ方の上に立つたのですが、なかなか抵抗もあるというところで今回修正をすることができなかつたわけなんだ。だがしかし、速やかにこれは法律に明示する、そういうことでもつてできるだけ早い機会に国会に提案をしないといふ附帯決議をつけることに実はなつてゐる。これはすでに野党合意をしているのだから、後で提案者が提案をして、通産大臣はこれに対して意見を問われると、附帯事項を十分体してやつていこうというお答えになるだろうと私は思ふ。だから、長官としては、法律に明示するといふことについて反対なのか、そのことを十分考へなければならぬといふことなのか、その点どうですか。

○齋藤(英)政府委員 いま御答弁申し上げましたように、現行法の範囲内で一応これはできることとございまして、しかしながら、その重要性をどういふふうに認識するかという問題いかににかかわつておると思ひます。したがひまして、私ども

の方としては、その問題につきましましては至急に検討させていただきますと存じております。

○中村(重)委員 次に、多項制の導入についてお尋ねをするのですが、法律案を見ましても、それから特許法等新旧条文対照表を見ても、私はどうも多項制の導入ということになつていないような感じがする。新しく加つたのは、「ただし、その発明の実施態様を併せて記載することを妨げない。」これでは多項制ではなくて原則単項制だといふことを私は申し上げたい。多項制に移行しなければならぬ、こういうことで改正案を出しにやつたのだつたら、なるほどこれは単項制から多項制に変わったんだなといふことを法律の上ではつきり読み取れるような改正案を出しに必要がある。なぜにそうされなかつたのか。「実施態様を併せて記載することを妨げない。」こういうことで多項制を導入したんだといふことには、どこから考へてみたつて私どもはそう理解できない。いかがですか。

○齋藤(英)政府委員 現在私どもが考へております多項制と申しますのは、三十六条の五項に書いてございまして、「発明の構成に欠くことができない事項」これはぜひとも記載しなければいけない。これは記載をいたしませんと発明の内容、範囲というものが特定いたしませんので書かなければいけない。それが前提でございまして、それに加えて出願人がもし発明の構成に欠くことのできない事項のそれをより具体化したことにつきましまして、それを記載する方がその権利の範囲が明確になり、あるいは内容がより明確に表現できる、こういうことであります場合には、それは実施態様を併せて記載する、こういうことでござい

（塩川委員長代理退席、委員長着席）したがひまして、実施態様といふものは、出願人の要するに意思によりまして書く場合もあるし書かない場合もある、こういうのが多項制でございまして、これは世界各国あるいはPCTにおきまして、PCTには一または二以上の請求項につ

いて云々ということが随所に見受けられます。したがって、一項だけでもよろしい、PCTのルールにおきましてそういうふうな規定に相なっておるわけでございます。

それから、それにつきましての表現でございますが、私もその表現につきまして各種の案を出しましていろいろ検討いたしました。しかしながら、これは法制的ないろいろな制限もございまして、現在のたゞし書きの規定に落ちついたわけでございます。日本語の表現といたしまして、たゞし書きにいたしました場合には、たゞし、これこれの場合にはこれこれに限らないというふうな表現になりますし、あるいはそういう場合がない場合には、たゞし、妨げない、こういう表現に法制的上はなるわけでございます。私どもの方も法制関係の方々と相談をいたしました末、そういう表現に一応なっております、こういうことでございます。

○中村(重)委員 だから、あなたが答弁の中にお答えになったように、それを書くか書かないかということは選択の問題なんだからね。書くことを妨げないよというふうなことでは、これは多項制ではなくて原則単項制だと私は言うわけなんだ。単項制から多項制に移行するわけだから、だから書くかというところが原則であるけれども、書く、書かないというところは、それは出願人の選択に任せるのだ、そういうふうに理解されるようなわかりやすい表現を用いた改正案を出しになる必要がある、私はそのように考えるのです。しかし、あなたの方では強引に、これではなければならないのだ、こう言っているのですが、私もそれはそうではないということをおし上げておきます。

次に、物質特許についてお尋ねをするのですが、物質特許に踏み切った理由は何なのか。先ほど同僚委員からメリットであるとかデメリットといったようなことについてのお話もあつたわけですが、時間の関係がありますから私から申し上げると、いままでも物質特許に踏み切らなかつたということについては、その及ばず影響ということをお

もんばかりおられたのだと私は思う。ところが、今度はそれを踏み切った。それじゃ、従来踏み切ることができなかった問題は解消したのかどうかということが実は問題である。物質特許ということになってまいりますと、ほとんど化学物質になるだろう。そうすると、製薬なんかの場合においては、これは独占権というものを実質的に持つようになつてくるのじゃないか。しかし、それは特許を与えないことによる開発競争といったようなむだな投資がないということでは言える。そういうような点は物質特許のメリットと言え、メリットであるということになる。この特許申請をし得るものはその規模においてあるいはスタッフにおいてあるいはいわゆる投資額においてほとんど巨大企業になるのじゃないか。そうなつてくると、寡占体制というものが強化されてくる、中小企業の圧迫、国民生活に不利益をもたらすというふうな大きなデメリットがあるような気がしてならない。それらの点をどうにお考えになつていらつしやるのかということなんです。

○齋藤(英)政府委員 物質特許の採用に当たりましての大きな踏み切り方は、日本の技術水準というものはすでにほとんど国際レベルに達しているという認識のもとに、それを採用しないことによるいろいろなデメリットを解消する、それはいま先生お話しのとおりデメリットがありますから、そういうものを解消する、そういうこと等をいろいろ考え合わせまして採用することにしたしたわけでございます。

化学物質なり医薬なりというものの対する発明につきましては、これは確かに資金力が豊富であり、大きい研究所を持つていて、というふうな巨大企業が非常に有利であるということももちろん否めない事実でございます。しかしながら、これに關しましてそうではないというかなり有力な説もございまして、これは先般来繰り返して申し上げておりますので実は省略をさせていただきますかと思ひますが、そういう説もございまして、しかしな

が、私も、その心配は心配として確かにあるわけでございます。それで、先般中小企業庁の方もお見えいただいて、中小企業関係からいろいろこういう手当てをしたいというお話もございました。また、私も今後、たとえば裁定制度の活用につきましても格段の配慮をいたしたいというふうにも考えて、そういういろいろな施策によりまして私も考えております。そういう心配を解消したいと考えている次第でございます。

○中村(重)委員 私は、非常にデメリットが大きいです、そういう点からして対抗策というものがなければいけない。対抗策として九十三条の公共の利益と云うところがあるのだけれども、これを広く解釈をしていく必要があるであらうと考えるわけですが、この点についてはどのような見解ですか。

○齋藤(英)政府委員 公共の利益というものについて、これは憲法上の問題もあらうかと思ひますが、そういうことを考慮しつつ、公共の利益と云うのはおおむねこの範囲ではあるまいかという、これは例示的ではありますけれども、そういうふうな考え方が示されております。

しかしながら、この考え方は時代の流れとともにやはり当然変わってくる考え方でございまして、したがって、私も公共の利益を解釈いたします場合には、そのときの要請なり、その時代の流れなり、そういうものをよく考えまして、総合的に判断をいたしたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 九十三条の公共の利益というところを広く解釈をしていくということは、私は対抗策として当然なことであるというふうに考える。この公共の利益について通常実施権の裁定申請というものが行われるわけですが、これに對してはどう対応していこうとお考えになつていらつしやいますか。

○齋藤(英)政府委員 九十三条の裁定問題につきましては、答申の参考資料にもやや詳細に書いてございます。しかも、これは試案ではございます

けれども、相当議論をされた末、一応できたものでございます。私もやる、たとえば被請求人に答弁書を送付する期間は国内では四十日以内でなければいかぬとか、そういうことまで実は書いてあります。したがって、それを総体として見ますと、その裁定申請がありましてから裁定の決定に至るまで六カ月ということを一応目安にしてその案ができていくということ、ほぼ疑いがないところでございます。私もその方はさらにその参考資料に書いてあります試案というものを基礎にいたしまして、これは工業所有権審議会の発明実施部会にかけなければ決まらない事項なのでございまして、それと裁定につきましては、一件一件これは工業所有権審議会の発明実施部会にかけなければいけない事項に法定されております。したがって、そういう審議会の議を経まして、この要領をできるだけ早く確定をいたしまして、実施に移したいというふうに考えております。

○中村(重)委員 裁定申請があつてから、私が調査したところによると、もう六カ月といったようなことではなくて、一年も二年もなかなか裁定がされない。これでは公共の利益と云うことで対抗策を講ずるということには私はなつてこないんじゃないか、少なくとも六カ月以内には裁定をするということではなければ、私はいけないだろうと思うのです。

ところが、これは一つの判決なんだから、六カ月というのをきちつと日を切るといふことはできないにしても、これはやはり法律事項にして、六カ月なら六カ月以内に裁定を下すように努めなければならぬといったような、不十分ではあつてもそうした努力目標というものを法律の中に明示していく、そうしてこの弊害というものをできるだけ除去していくということではなければならぬと考へます、この点は大臣としての見解を伺つておきたいと思ふ。

○河本國務大臣 實際上の運営といたしまして、そのように努力してまいりたいと思ひます。

○中村(重)委員 實際上の運営でそのように努力をするというのでは話にならないのです。いつもそういう答弁が返ってきておったわけだけれども、なかなか運営がうまくいかない。だから、私は法律に明示する必要があるということを申し上げておきますから、この点については附帯決議もつけるわけでございますから、十分ひとつ検討されて、そうしてできるだけ速やかに、努力目標でも結構でありますから、法律事項にするようにやっていますから、法律事項にすることを強く望んでおきます。

それから、この特許法の改正案を審議いたします際に、私もいつも附帯決議をつけるのですが、その際、審査、審判及び事務処理に従事するところの職員の増員あるいは待遇改善を言うのですが、どうも不十分だ。これは特許庁の職員の職務内容からいまして、一般の職員と違った待遇、そういったようなことが当然私は要求されていると思う。また、仕事の精密さからいまして、これはもっと増員をしていくということではないけれども、増員をしていくという点で考えなければいけないのではないかと、そのように考えるわけですが、その点についての考え方はいかがですか。

○齋藤(英)政府委員 審査、審判官の待遇問題につきましては、私も日ごろから努力をいたしておるつもりでございます。しかしながら、これで十分であるかどうかという点につきましては、いろいろまた御批判があらうかと思ひます。

ただ、審査、審判官には特別に調整額というのがついております。特別に待遇上は優遇されていることは、これは事実でございます。今後ともその点につきましては私も努力をいたしたいと思ひます。

それから、増員の問題につきましては、これは私も非常に努力をいたしますが、したがいまし増員につきましては私も今後とも一生懸命にやりますけれども、ただ特許庁全体の仕事を考えます場合に、増員だけに頼るわけにはいかない点も、これはまた事実でございます。したがいまして、

そういう各般の施策と相まちまして、増員ももちろん含みます、努力をいたしたいと考えております。

○中村(重)委員 御提案になりました法律改正案は、多項制の導入ということが大きな柱である。しかし、これは多項制になつていない、きわめて不十分な法律案であると私もは受けとめます。また、同僚諸君の質問に對してもただいま私の質問に對しても、答弁がきわめて不十分である、そうしたことから私もこれは賛成できないという意思を表明をいたしまして、私の質問は終わります。

○山村委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

○山村委員長 これより討論に入るであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

特許法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○山村委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○山村委員長 本法案に對し、武藤嘉文君外四名より自由民主党、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党五党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。佐野進君。

○佐野(進)委員 ただいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

特許法等の一部を改正する法律案に対する附

附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、内外における諸情勢の進展に即応して工業所有権制度を円滑に運用するため、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特許情報の増進に對処し、その効率的利用を図るため、特許庁における分類審査機能の強化及び審査資料の収集整理に對しての改善を含め、情報処理業務と機構の拡充を図り、特に公開公報の内容及び発行の態様につき早急に再検討を加え、必要な法的措置を速やかに国会に提案すること。

なお、(財)日本特許情報センターは、新規性調査機関として、必ずしも所期の目的に合致してない実情にかんがみ、そのあり方を再検討し、必要な強化拡充措置を講ずること。

二 審査・審判及び事務処理に従事する職員の増員、その待遇改善、庁舎設備等執務環境の整備並びに職員研修制度の強化等を早急に行い、有能な人材の育成と確保に努めること。

また、工業所有権制度の国際化に對処し得るよう、専門の職員を確保すること。

三 物質特許制度のもとで、特許権を利用した市場支配力の拡大、技術の独占による国民生活及び中小企業に對する不利益等の弊害が生ずることのないよう、速やかに具体的措置を検討し、必要な措置を講ずること。

特に、通常実施権の設定の裁定は、請求から裁定まで六ヶ月以内に行うよう万全の措置を講ずること。

四 多項制の採用に当たつては、特許請求の記載方法及び解釈の明確化、運用基準の確立及びこれらの内容の周知徹底を図ることにより、その円滑な運用に努めること。

五 特許料等の値上げに当たつては、その納付が困難なために権利の取得ができない事態を招かないよう減免・猶予について配慮し、各手数料特に商標登録出願手数料の金額を定める政令の制定に当たつては、出願人に急激な

負担増をもたらすことのないように配慮するとともに、値上げに伴う増収分は、あけて特許情報管理の充実等特許行政を強化するための経費に充当するよう努めること。

六 多項制に関する規定並びに学校法人、宗教法人の標準、サービスマーク及びソフトウェアの法的保護のほか、工業所有権制度の基本問題に對する検討を速やかに行うこと。

以上でございます。

決議の内容につきましては、委員会における質疑応答を通じてよく御理解いただけると存じますので、事項別の説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上であります。

○山村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山村委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。河本通商産業大臣。

○河本通商大臣 ただいま御決定になりました御決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、今後行政を進めてまいりたいと思ひます。

○山村委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○山村委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○山村委員長 次回は、来る三十日金曜日午前十一時理事會、午前十時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。
午後五時十四分散會

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院外一名提出）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 事業者団体」を「第三章 事業者団体」に、「第五章 不正な取引方法」を「第五章 不正な取引方法」に、「第六章 適用除外」を「第六章 適用除外」に改める。

第一章 第一条中「且つ」を「かつ」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

第二章 第二条第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「不正な取引方法」とは、左の「を」を「不正な取引方法」とは、事業者がその商品の再販売価格（取引の相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買い受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。）を定め、これを維持するためにする

行為（以下「再販売価格維持行為」という。）をすること及び次の「行為であつて、」を「行為で」に改める。
第八条の二第二項中「含む」の下に「以下同じ」を加える。
第三章の次に次の一章を加える。
第三章の二 市場支配力の排除
第八条の三 公正取引委員會は、事業者が当該事業分野における対価の決定を支配することができ、程度の優越的な事業能力（以下「市場支配力」という。）を有し、かつ、その事業者の市場支配力が他の方法をもつてして容易には排除されないと認められる場合には、次項から第十一項までに定めるところにより、当該市場支配力を排除するために必要な措置を講ずることができ、ただし、当該市場支配力を有することが第三條の規定に違反する行為により生じた場合には、第七條の規定の定めるところによる。
前項に規定する場合に該当するかしないかの認定については、第八章第二節の規定を準用する。

前項の認定を受けた事業者は、公正取引委員會が当該市場支配力の排除に關し定める基準に従ひ、事業の再編成、財産処分その他その排除のために必要な措置に關する計画書を作成し、公正取引委員會に提出して、その承認を求めなければならない。

公正取引委員會は、前項の規定による計画書の提出がないとき又はその提出した計画書の内容が不適当であると認めるときは、自ら計画書を作成し、又はその変更を命ずることができ、公正取引委員會は、当該事業者が作成した計画書の実施により市場支配力を排除することができると認めるときは、当該計画書を承認するものとする。

公正取引委員會は、前項の規定により計画書を承認し、又は自ら計画書を作成したときは、その旨及び当該計画書の内容を当該事業者及び利害關係人に通知しなければならない。

公正取引委員會は、前項の通知をした後、利害關係人に対し当該計画書の内容について異議を申し立て、又は意見を述べる機会を与えなければならない。

公正取引委員會は、前項の通知を経た後、計画書を確定するものとする。

公正取引委員會は、計画書を確定したときは、計画書の内容を当該事業者及び利害關係人に通知するとともに、当該事業者に対し、審決をもつて、その実施を命じなければならない。

第六項及び前項の利害關係人に対する通知は、公告をもつて代えることができる。

前各項に定めるもののほか、市場支配力の排除に關し必要な事項は、命令で定める。

第十条第一項中「国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」を「直接たると間接たるとを問はず、国内の一又は二以上の会社の株式を取得し、又は所有することにより、これらの会社間の競争を実質的に減殺することとなるおそれがある場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある」に改め、同条第二項中「営む国内の会社」を「営み、かつ、大規模総合商社（輸出取引及び国内における多品種の商品の取引を主たる業務とし、その総資産（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が一十億円を超える会社であつて公正取引委員會が指定するものをいう。以下同じ。）に該當しない国内の会社」に改め、「最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。」を削り、「こゝろを」を「こゝろを」に改める。

第十一条第一項中「金融業を営む会社」の下に「及び大規模総合商社」を加え、「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「一年をこえて」を「二年を超えて」に改め、「金融業を営む会社」の下に「又は大規模総合商社」を加え、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融業を営む会社にあつては大蔵

大臣、大規模総合商社にあつては通商産業大臣」に改める。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、「こととなる」の下に「おそれがある」を加え、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「こゝろを」を「こゝろを」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改め、

第二十条中の「差止」を「差止め、その他当該行為を排除するために必要な措置」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。
第五章の二 価格引下げ措置
第二十条の二 第七条、第八条の二又は第二十条の規定による措置には、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為で対価の引上げ（対価の維持を含む。以下同じ。）に係るものをしたものに對し、当該商品又は役務（以下「商品等」という。）につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員會の定める期間、公正取引委員會が認定する価格（以下「認定競争価格」という。）を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることを含むものとする。

第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為（法律の規定によりこれらの規定の適用が除外される行為を含む。以下「共同行為等」という。）で対価の引上げに係るものを廃止した場合において、当該共同行為等をしたものがなお当該共同行為等に基づいて対価の引上げをしているときは、公正取引委員會は、そのものに對し、商品等につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員會の定める期間、認定競争価格を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

認定競争価格は、当該共同行為等がなされる直前（生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為等にあつては、当該共同行為等により対価が上昇する対価の維持に係る共同行為等にあつては、対価の低下が停止し又はその程度が

改める。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、「こととなる」の下に「おそれがある」を加え、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「こゝろを」を「こゝろを」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改め、

第二十条中の「差止」を「差止め、その他当該行為を排除するために必要な措置」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。
第五章の二 価格引下げ措置
第二十条の二 第七条、第八条の二又は第二十条の規定による措置には、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為で対価の引上げ（対価の維持を含む。以下同じ。）に係るものをしたものに對し、当該商品又は役務（以下「商品等」という。）につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員會の定める期間、公正取引委員會が認定する価格（以下「認定競争価格」という。）を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることを含むものとする。

第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為（法律の規定によりこれらの規定の適用が除外される行為を含む。以下「共同行為等」という。）で対価の引上げに係るものを廃止した場合において、当該共同行為等をしたものがなお当該共同行為等に基づいて対価の引上げをしているときは、公正取引委員會は、そのものに對し、商品等につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員會の定める期間、認定競争価格を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

認定競争価格は、当該共同行為等がなされる直前（生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為等にあつては、当該共同行為等により対価が上昇する対価の維持に係る共同行為等にあつては、対価の低下が停止し又はその程度が

改める。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、「こととなる」の下に「おそれがある」を加え、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「こゝろを」を「こゝろを」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改め、

第二十条中の「差止」を「差止め、その他当該行為を排除するために必要な措置」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。
第五章の二 価格引下げ措置
第二十条の二 第七条、第八条の二又は第二十条の規定による措置には、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為で対価の引上げ（対価の維持を含む。以下同じ。）に係るものをしたものに對し、当該商品又は役務（以下「商品等」という。）につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員會の定める期間、公正取引委員會が認定する価格（以下「認定競争価格」という。）を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることを含むものとする。

第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為（法律の規定によりこれらの規定の適用が除外される行為を含む。以下「共同行為等」という。）で対価の引上げに係るものを廃止した場合において、当該共同行為等をしたものがなお当該共同行為等に基づいて対価の引上げをしているときは、公正取引委員會は、そのものに對し、商品等につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員會の定める期間、認定競争価格を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

認定競争価格は、当該共同行為等がなされる直前（生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為等にあつては、当該共同行為等により対価が上昇する対価の維持に係る共同行為等にあつては、対価の低下が停止し又はその程度が

改める。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、「こととなる」の下に「おそれがある」を加え、同条第三項中「但し」を「ただし」に、「こゝろを」を「こゝろを」に改め、同条第四項中「但し」を「ただし」に改め、

第二十条中の「差止」を「差止め、その他当該行為を排除するために必要な措置」に改める。

減少するに至る時)の対価を基準とし、その時以後の物価、当該商品等の需給状況等を勘案して認定するものとする。

第二項の措置を命ずるについては、第八章第二節の規定を準用する。

第二十條の三 公正取引委員会は、共同行為等をした者の販売する商品等の当該行為に基づく対価の引上げがなくなつた後において、なお、その引上げに基づいて他の事業者が販売する商品等の対価が引き上げられていないと認めるときは、その事業者に対し、その引上げを排除するために必要な措置を命ずることが出来る。

第二十條の四 都道府県知事は、前条に規定する事態があると認めるときは、当該事業者に対し、その引上げを排除するために必要な指示をすることが出来る。

第二十條の五 都道府県知事は、前条の規定による指示を行つた場合において当該事業者がその指示に従わないときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従ひ適当な措置をとるべきことを求めることが出来る。

前項の規定による請求があつたときは、公正取引委員会は、当該事業者に対して講じた措置を当該都道府県知事に通知するものとする。

第二十條の六 都道府県知事は、第二十條の四の規定による指示又は前条第一項の規定による請求を行つたために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、販売価格に関する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることが出来る。

前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十條の七 公正取引委員会は、この法律の規定により都道府県知事が処理する事務について

て、都道府県知事を指揮監督することが出来る。

第五章の三 課徴金

第二十條の八 公正取引委員会は、第三條、第六條、第八條又は第十九條の規定に違反する行為をしたものが当該行為に基づいて商品等の対価の引上げをした場合において、当該対価に当該販売数量を乗じて得た額が当該行為がなかつたと仮定した場合の当該商品等の対価に同様の仮定をした場合の販売数量を乗じて得た額を超えるときは、そのものに對し、その超える額に相当する額の課徴金を国庫に納付すべきことを命じなければならない。

前項の規定の適用については、当該行為に係る対価の引上げがなされる直前の対価と当該行為に係る対価との差額に当該行為がなされた期間の当該商品等の販売数量を乗じて得た額(当該行為がなされた期間において、公正取引委員会規則の定めるところにより、物価、当該商品等の需給状況等に變動があるときは、その期間を当該變動に應ずる数期間に区分し、その区分された期間ごとに当該直前の対価を当該經濟變動を勘案して修正し、その修正額と当該行為に係る対価との差額にその区分された期間内の当該商品等の販売数量を乗じて得た額の合算額)をもつて、その納付すべき課徴金の額と推定する。

第二十條の九 公正取引委員会は、前条の規定による課徴金をその納期限までに納付しないものがあるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することが出来る。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けたものがその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することが出来る。

前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時刻については、国税の例による。

第二十四條の二 第四項を次のように改める。
この法律の規定は、著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が行う再販売価格維持行為のうち、正当な行為について、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及び著作物を販売する事業者が行う行為にあつてはその著作物を発行する事業者の意に反してする場合、この限りでない。

第二十四條の二 第五項中「第一項又は」を削り、「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に改め、「第二項に規定する商品又は」を削り、「第四項」を「同項」に改め、同条第一項から第三項まで及び第六項を削る。

第二十四條の三 第一項中「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、「価格が」の下に「長期にわたるおそれがあること」を「著しく困難となること」に改め、「且つ」を「かつ」に、「困難となること」に改め、同条第四項中「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に、「こを」を「超え」に改め、同条第五項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、第二項若しくは第三項の認可の申請があつた場合において当該申請を認可し、又は第二項若しくは第三項に掲げる認可について第六十六條第一項の規定による変更の処分をしたときは、当該共同行為がやむをえないものであることを証明するのに必要な限度で、当該共同行為に係る商品の価格構成及び当該事業の経理内容を公表しなければならない。

第二十四條の四 第三項中「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に、同条第四項中「但し」を「ただし」に、「第八項」を「第九項」に改める。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 管理価格の規制
第二十四條の五 公正取引委員会は、事業者が市場支配力を有しており、その販売する商品等に

つき不当に高い対価を決定し、その対価が長期にわたつて維持され、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害すると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当に高い対価を排除するための措置として必要と認められる限度で、当該商品等の価格構成及び当該事業の経理内容について、公正取引委員会へ報告し及び公表すべき旨を命ずることが出来る。

公正取引委員会は、前項の措置を講じてもお当該不当に高い対価が排除されないとき認められる場合において、公正取引委員会規則の定めるところにより当該事業者の利益率が他の事業者の標準的利益率を著しく超えていると認めるときは、その定める一定期日から二年を超えない範囲内においてその定める期間、対価についてはならない旨を命ずることが出来る。当該期間が経過した後もなお当該不当に高い対価が継続すると認めるときも、また同様とする。

公正取引委員会は、当該不当に高い対価が排除されたと認めるときは、前項の命令を取り消すものとする。

公正取引委員会は、事業者の申請に係る対価が適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないときは、第二項の認可をしなければならない。

公正取引委員会は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

第二十四條の六 公正取引委員会は、前条第一項又は第二項の規定による措置をとらうとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、聴聞を行わなければならない。

第三十五條の二 中「左の三部」を「次の四部」に、「審査部」を「審査部」に改める。
第三十五條の四の二 中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を次のように改める。
二 削除

第三十五条の五の次に次の二条を加える。

第三十五条の五の二 寡占企業部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 市場支配力の排除に関する事。

二 管理価格の規制に関する事。

第三十五条の五の三 公正取引委員会に、附属機関として、公正取引調査会(以下「調査会」という。)を置く。

調査会は、公正取引委員会の諮問に応じ、公正かつ自由な競争を確保するために必要な施策その他この法律の運用に関する重要事項を調査審議する。

調査会は、前項に規定する事項に関し、公正取引委員会に建議することができる。

調査会は、その所掌事務を遂行するために必要があるとき、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係事業者若しくはその組織する団体の長、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

調査会は、委員二十人以内で組織する。

調査会の委員は、学識経験を有する者及び一般消費者の意見を代表する者のうちから、公正取引委員会が任命する。

前各項に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に関して必要な事項は、政令で定める。

第四十五条第一項中「違反する事実の下に(共同行為等が排除又は廃止された後も当該共同行為等がなかつたと仮定した場合の対価を超えて対価が定められている事実を含む。)」を加え、「適当な措置を(告発その他の適当な措置に改め、同条第二項中「しななければならない」を「し、その調査の結果、措置をとつたかとなかつたかをその者に通知し、その求めに係る措置をとらなかつた場合において、その者の請求があるときは、その理由を通知しなければならない」に改める。

第六十六条第二項中「公正取引委員会は」の下に「前項に定めるもののほか」を加え、同条第一項の次に次の一項を加える。

公正取引委員会は、物価、当該商品等の需給状況の著しい変動により、第二十条の二第三項の規定により認定された認定競争価格が妥当性を欠くに至つたと認めるときは、審決をもつてその認定競争価格を当該変動に応じ変更することができ、その変更した後、物価、当該商品等の需給状況の著しい変動によりその変更した認定競争価格が妥当性を欠くに至つた場合も、また同様とする。

第六十七条中「緊急の」を「一般消費者及び関連事業者に対する著しい損失を避け、その他公益上の」に、「疑を」に改め、同条第一項中「ある行為の下に(共同行為等が排除又は廃止された後も当該共同行為等がなかつたと仮定した場合の対価を超えて対価が定められている事実を含む。)」を加える。

第七十条の二中「この節の下に(第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第八十八条中「訴え」の下に「又は第八条の三第九項、第二十条の三、第二十条の八第一項若しくは第二十四条の五第一項若しくは第二項の規定による命令の取消し若しくは変更の訴え」を加える。

第八十九条中「左の」を「次の」に、「三年」を「十年」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第九十条中「左の」を「次の」に、「二年」を「七年」に、「三十万円」を「三百万円」に、同条第三号中「第四十八條第三項」を「第八條の三第九項、第四十八條第三項」に改め、「第五十四條第一項」の下に「(第八條の三第九項を除き、これらの規定を第八條の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の一号を加える。

四 第二十四条の五第一項又は第二項の規定による命令に従わない者
第九十一条中「左の」を「次の」に、「一年」を「三年」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第六号を同条第八号とし、同条第一号から同条第五号までを二号ずつ繰り下げ、同条に第一号及び第二号として次の二号を加える。

一 第六条第一項又は第八條第一項第二号の規定に違反して再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

二 第八條第一項第五号の規定に違反して事業者者に再販売価格維持行為をさせたもの

第九十一条に次の二号を加える。

九 第十九條の規定に違反して再販売価格維持行為をした者

十 第六十七條第一項又は第二項(これらの規定を第八條の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。の)の規定による裁判が確定した後においてこれに従わないもの

第九十一条の二中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 第二十条の三の規定による命令に従わない者

第九十三条を削る。

第九十四条中「第五十一条の二」の下に「これらの規定を第八條の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、「六月」を「二年」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十三条の次に次の一条を加える。

第九十四条 第三十九条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十四条の二第一号中「第四十条」の下に「(第八條の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号、第三号及び第四号中「第五十一条の二」の下に「(これらの規定を第八條の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第五号中「第五十三条の二」の下に「(第八條の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九十五条第一項中「第三号まで、第五号若しくは第六号」を「第五号まで若しくは第七号から第十号まで」に、「第九十四条」を「第九十三条」に改め、同条第二項中「第一号若しくは第五号」を「第一号から第三号まで、第七号、第九号若しくは第十号」に改める。

第九十五条の二を次のように改める。

第九十五条の二 前条第一項に掲げる違反行為があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつたその法人の理事その他の役員、その人又はその事業者団体の構成事業者も行為者として罰する。

前条第二項に掲げる違反行為があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつたその団体の理事その他の役員又は管理人も行為者として罰する。

前二項の規定は、これらの規定に掲げる法人その他の団体の代表者若しくは管理人又は事業者団体の構成事業者が法人その他の団体である場合においては、その法人その他の団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

第八條の第三項及び第二十條の第二項において準用する場合を含む。）を加え、「三万円」を「五万円」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、その行為につき刑を科するべきときは、この限りでない。

第百一条の次に次の一条を加える。

第百一条の二 政府は、この法律の規定の適用を除外し又は制限する規定を廃止する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「法」という。）第十條及び第十一條の改正規定は公布の日から起算して六月を経過した日から、附則第六條の規定は公布の日から施行する。（公正取引委員会の機構の拡充等）

第二条 政府は、法の円滑な実施を図るため、公正取引委員会の機構の拡充及び職員の見員の増加を図るよう必要な措置を講じなければならぬ。

（従前の行為に対する罰則の適用関係）

第三条 この法律の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（金融会社等の株式保有の制限に関する経過措置）

第四条 法第十一條の改正規定の施行の際国内にある会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の五を超えて所有している金融業（法第十條第二項に規定する金融業をいう。）を営む会社又は大規模総合商社（法第十條第二項に規定する大規模総合商社をいう。）については、法第十一條第一項ただし書中「あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合」とあるのは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十年法律第 号）によるこの条の改正規定の施行の日から起算して六

十日以内に公正取引委員会に認可を申請した場合において、認可又は却下の処分があるまでの間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

（合併の制限に関する規定の適用関係）

第五条 この法律の施行の日前にした法第十五條第二項の規定による届出に係る合併については、改正後の同条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（不況に対処するための共同行為に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に存する共同行為に係る改正前の法第二十四條の第三項又は第三項の認可は、この法律の施行の日以後はその効力を有しない。

2 この法律の施行の際現に改正前の法第二十四條の第三項又は第三項の認可を受けている事業者又は事業者団体で、この法律の施行の日以後も引き続き当該認可を受けようとするものは、この法律の施行の日前に公正取引委員会に当該認可の申請をしなければならない。この場合において、そのものがその期間内に当該認可の申請をしたときは、認可又は却下の処分があるまでの間、当該認可を受けたものとみなす。

3 公正取引委員会は前項の規定による認可の申請に対しては、この法律の施行の日前であつても、改正後の法第二十四條の三の規定の例により認可又は却下の処分をすることができ。ただし、当該処分は、この法律の施行の日前においては、その効力を生じないものとする。

第七条 改正後の法第二十四條の第三項の規定は、この法律の施行の日前にした同条第二項又は第三項の認可の申請に係るこの法律の施行の日以後の処分についても適用があるものとする。

（従前の行為に対する課徴金に関する規定の適用関係）

第八条 改正後の法第二十條の八の規定は、この法律の施行の日前に行われた法第三條、第六條、

第八條又は第十九條の規定に違反する行為については適用しない。

（物品税法の一部改正）

第九條 物品税法（昭和三十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十三條第一項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十四條の二（再販売価格維持契約）に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められていることその他の事由により」を削る。

（所得税法の一部改正）

第十條 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四十五條第一項に次の一号を加える。

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金

（法人税法の一部改正）

第十一條 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項に次の一号を加える。

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定による課徴金及び延滞金

理 由

現下の経済情勢において、公正かつ自由な競争が制限されて一般消費者の利益が十分に確保されていない事態にかんがみ、共同行為等により引き上げられた価格の引下げを命じ、共同行為等によつて不当な利益を得た事業者から課徴金を徴収し、大規模総合商社その他の会社の株式保有の制限を強化し、会社の合併要件及び不況に処する共同行為の認可要件を厳しくし、罰則を強化する措置を講ずるとともに、市場支配力を有する事業者につき、企業分割等の事業再編成を命じ、その定める価格を国の認可に係らせる途を開く等の必要がある。これがこの法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費は、平年度約十億円の見込みである。

